

摂津市議会

# 文教常任委員会記録

平成17年3月11日

議 会 事 務 局

# 目 次

文教常任委員会

3月11日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第1号所管分、議案第9号所管分の審査 .....	2
補足説明（教育総務部長、生涯学習部長）	
質疑（川端委員、嶋野委員、安藤委員）	
散会の宣告 .....	83

## 文教常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成17年 3月11日(金) 午前10時 1分 開会  
午後 5時53分 散会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長	山本善信	副委員長	渡辺慎吾	委員	川端福江
委員	嶋野浩一郎	委員	安藤 薫	委員	石橋徳治

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	教育長	和島 剛		
教育総務部長	寺田正一	同部理事	福元 実		
同部次長兼総務課長	馬場 博	同課参事	田橋正一	学務課長	田川昭義
学校教育課長	大路 守	同課指導主事	由本光治	同課指導主事	前馬晋策
同課指導主事	奥田不二夫	人権同和教育室長	西村友司		
教育研究所長	高橋敏夫				
生涯学習部長	奥田秋広	同部次長兼体育振興課長	山下忠男		
同部参事	浜 久之	生涯学習課長	木下好宏	市民図書館長	井上 誠

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長	岸本文夫	同局主幹	船寺順治
------	------	------	------

### 1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成17年度摂津市一般会計予算所管分  
議案第 9号 平成16年度摂津市一般会計補正予算所管分  
議案第21号 摂津市立温水プール条例制定の件  
議案第26号 摂津市青少年運動広場条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第27号 摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第28号 摂津市立テニスコート条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第29号 摂津市スポーツ広場条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第24号 重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分  
(スポーツ広場に関する部分)  
議案第25号 摂津市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 1分 開会)

○山本善信委員長 ただいまから、文教常任委員会を開会します。

理事者から、あいさつを受けます。森山市長。

○森山市長 おはようございます。

連日、議会でお疲れのところ、きょうは文教常任委員会をおもちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日、先日当委員会に付託されました諸議案のご審議をいただくわけですが、どうぞよろしくご審査いただきまして、何とぞご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、私は一たん退席いたしますが、在庁いたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たり、ごあいさつとさせていただきます。

○山本善信委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、安藤委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付いたしております案のとおり行なうことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時、休憩いたします。

(午前10時 2分 休憩)

(午前10時 3分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。

議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行ないます。

補足説明を求めます。まず、寺田教育総務部長。

○寺田教育総務部長 それでは、議案第1号、平成17年度摂津市一般会計当初予算のうち、教育委員会にかかわります

部分につきまして、一般会計予算書の事項別明細書の目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

それでは、まず19ページをお開きください。

款9、教育費の総額は29億3,260万5,000円で、前年度に比べましてマイナス10.3%で、3億3,709万3,000円の減額となっております。減額の主な内容につきましては、トイレ改修、給食調理室の大規模改修などの建設事業費の削減によるものでございます。

歳入でございますが、教育費を一括してご説明申し上げます。

34ページからの款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目6、教育使用料の主なものといたしましては、幼稚園の入園金及び授業料、各種スポーツ施設の使用料、学校開放による学校施設使用料、学童保育室保育料や、公民館の使用料等でございます。

次に、41ページの款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目4、教育費国庫補助金の主なものといたしましては、小・中学校の理科教育等設備整備費補助金、養護教育就学奨励費補助金、幼稚園教育の振興を図るための園児に対する就園奨励費補助金などがございます。

50ページの款15、府支出金、項2、府補助金、目8、教育費府補助金の主なものといたしましては、教員研修事業に対する補助、大学生を学校に派遣するまなびングサポート事業、地域教育コミュニティづくりのための総合的教育力活性化事業、地域における子育て支援のための拠点施設整備事業、学童保育室運営に対する事業補助等でございます。

次に、52ページの項3、委託金、目4、教育費委託金は、不登校児童・生徒

に関する適応指導総合調査研究にかかわる委託金でございます。

次に、57ページ、款19、諸収入、項3、貸付金元利収入、目1、奨学資金貸付金元金収入につきましては、経済的理由により高等学校等への就学が困難な方に貸与いたしました奨学資金の償還金でございます。

58ページからの款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入のうち、教育委員会にかかわるものとしたしましては、61ページに記載しておりますとおり、学校等における事故に備える日本スポーツ振興センター掛け金、小学校の給食物資購入費の保護者負担金として、学校給食費負担金、摂津音楽祭審査料、水泳教室参加費等が主なものでございます。

続きまして、教育総務部にかかわります歳出についてご説明申し上げます。

181ページの款9、教育費、項1、教育総務費、目1、教育委員会費につきましては、教育委員にかかわります経費でございます。

同じく目2、事務局費につきましては、教育委員会事務局の運営全般にかかわります経費で、その主なものとしたしましては、車両7台の管理経費、コピー機、パソコン等のOA機器の管理経費、校務員の共同作業にかかわる経費や、校務員補助嘱託員や障害児介助員の賃金などがあります。

また、児童の通学時における交通安全を確保する交通専従員並びに教育委員会と学校施設等との文書の集配業務委託料、新入学児童に対するランドセルの祝い品、安全対策事業としての小学校新1年生への防犯ブザーの貸与、並びに小学校の有償ボランティア受付員の費用でございます。

茨木養護学校へ通学する障害を持つ児

童・生徒に対する自宅から養護バス停までのタクシー送迎経費、経済的理由により高等学校等への進学が困難な方への奨学資金の貸し付け等でございます。

新規としては、毎年、幼・小・中学校で5か所ずつ4年のローテーションでトイレの特殊清掃を行なうための委託料も含まれております。

前年度に比べ、減額となっております主な理由といたしましては、幼稚園の廃園による国庫返還金と、安全対策事業の受付室設置に伴う経費の減によるものでございます。

185ページ、目3、教育研究所費につきましては、教育研究所運営にかかわります経費で、主なものとしたしましては、不登校や家庭問題など、さまざまな問題事象への教育相談、スクールカウンセラーにかかわる教育指導嘱託員報酬、適応指導教室、職員研修などに要する報償費及び教育研究会の補助金でございます。前年度に比べ減額となった主な理由は、教育指導嘱託員の1名の減と、緊急雇用対策事業の図書システム入力事業と、学校教育情報化ポータルサイト構築事業の終了によるものでございます。

186ページからの目4、教育指導費につきましては、教育指導並びに教職員資質向上を図るための研修経費で、主なものとしたしましては、家庭教育相談員を配置することにより、各学校にサポートチームをつくり、学校に対する具体的な支援を行なう学校・家庭連携支援モデル事業、教科書採択事業、小・中学校の英語指導助手派遣、学力定着度調査の経費、各種研究会等への補助などでございます。

前年度に比べ増額となっております主なものとしたしましては、教科書採択によります指導書の経費でございます。

188 ページ、目5、教育推進費につきましては、帰国子女の日本語指導のための教師派遣等にかかる経費が主なものでございます。

同ページの目6、人権教育指導費につきましては、人権教育研究会補助金が主なものでございます。

189 ページからの項2、小学校費、目1、学校管理費につきましては、小学校12校の学校運営のための消耗品費、光熱水費、備品購入費等の経費及び施設維持管理の委託・点検経費ほか、施設や設備の補修、味生小学校の借地部分の返還に伴う経費。また、1年生から3年生の机、いすの一括更新などの経費でございます。前年度と比べ減額となっております主な理由といたしましては、摂津小学校のトイレ改修工事が完了したためによるものでございます。

191 ページ、目2、教育振興費につきましては、理科教育等の備品購入、経済的理由により、就学困難な児童に対する扶助費などでございます。前年度に比べて増減の主なものといたしましては、段階的に行ないました修学旅行補助金の廃止に伴う減、並びに扶助対象者の増加による増となったものでございます。

192 ページ、目3、保健衛生費につきましては、学校保健法に基づき委嘱いたしております市立小学校12校の学校医等に対する報酬及び児童・教職員に対する各種健康診断などの経費でございます。

193 ページ、目4、学校給食費につきましては、調理員パート賃金、鳥飼西小学校の調理室改修のための設計委託料、施設維持補修費、衛生管理経費などの学校給食運営費及び経済的理由により就学困難な児童に対する給食費にかかわる扶助費などでございます。前年度に比べ減額

となっております主な理由といたしましては、千里丘小学校給食室の改修完了によるものでございます。

194 ページ、目5、養護学級費につきましては、小学校の養護学級の運営経費でございます。

同ページ、目6、建設事業費につきましては、鳥飼西小学校の耐震補強及びトイレ改修の設計委託料、並びに耐震診断委託料でございます。

次に、195 ページからの項3、中学校費、目1、学校管理費につきましては、中学校5校の学校運営のための消耗品費、光熱水費、備品購入費等の経費及び施設維持管理の委託・点検経費のほか、施設や設備の補修に係る経費などです。

前年度に比べ減額となっております理由は、第4中学校のトイレ改修工事完了と、机、いすの更新が終わったためによるものでございます。

197 ページ、目2、教育振興費につきましては、小学校と同様に理科教育等の備品購入、保護者負担軽減のための修学旅行補助及び経済的理由により就学困難な生徒に対する扶助に係る経費などでございます。前年度に比べ増額となっております主な理由といたしましては、修学旅行費補助金を廃止した以上に、扶助対象者の増加などがあったためによるものでございます。

198 ページ、目3、保健衛生費につきましては、小学校と同様に学校保健法に基づき委嘱いたしております市立中学校5校の学校医等に対する報酬及び生徒、教職員に対する各種健康診断などの経費でございます。

199 ページ、目4、養護学級費につきましては、中学校の養護学級の運営経費などでございます。

次に、200 ページからの項4、幼稚

園費、目1、幼稚園管理費につきましては、幼稚園3園の幼稚園運営のための消耗品費、光熱水費、備品購入費等の経費及びべふ幼稚園の屋根防水補修等、幼稚園施設設備の保守点検等に要する経費でございます。

201ページ、目2、教育振興費につきましては、幼稚園教育の推進を図るための私立幼稚園就園奨励費補助金、また私立幼稚園の園児の保護者に対する保育料の負担軽減のための私立幼稚園園児保護者補助金の経費等でございます。前年度に比べ増額となっております主な理由といたしましては、就園奨励費の国補助単価が増額されたことによるものでございます。

202ページ、目3、保健衛生費につきましては、小学校、中学校と同様に学校保健法に基づき委嘱いたしております市立幼稚園の3園の園医等に対する報酬及び各種健康診断などの経費でございます。

以上、教育委員会にかかわります歳入と教育総務費にかかわる歳出予算の補足説明とさせていただきます。

○山本善信委員長 奥田生涯学習部長。

○奥田生涯学習部長 議案第1号、平成17年度摂津市一般会計当初予算所管分の歳出のうち、生涯学習部にかかわる部分につきまして、事項別明細書の目を追って、主なものについての補足説明をさせていただきます。

初めに、生涯学習課所管分では、203ページ、款9、教育費、項5、社会教育費、目1、社会教育総務費の主なものは、一般事務執行経費のほか、社会教育委員の設置事業、PTA協議会への補助金や各種負担金などがございます。前年度と比べ増額となっております主な理由といたしましては、社会教育指導嘱託員

の1名増員や、(仮称)第2次生涯学習推進計画策定に伴う委員報酬の増などによるものでございます。

205ページ、目2、文化振興費の主なものは、音楽祭や市美術展、子ども展覧会、芸能文化祭、演劇祭など、市民の生涯学習の発表の場としての各種文化振興事業に係る経費や、文化関係団体の活動補助金でございます。前年度と比べ減額となっております主な理由といたしましては、市民ギャラリーを閉鎖したことによるものでございます。

206ページ、目3、青少年対策費の主なものは、青少年指導員設置事業、成人祭、並びに青少年を対象とした各種事業の開催経費のほか、学童保育室の管理運営経費でございます。前年度と比べ増額となっております主な理由といたしましては、柳田学童保育室のプレハブ増改築工事と、烏飼北学童保育室の新設工事に係る経費でございます。

208ページ、目4、公民教育費の主なものは、家庭教育学級や女性学級の設置事業、生涯学習まちづくり推進市民会議の運営事業などに係る経費でございます。

目5、公民館費の主なものは、各公民館の維持補修に係る経費、並びに管理運営や各種講座開催に係る経費でございます。前年度と比べ減額となっております主な理由といたしましては、新烏飼公民館の空調設備の更新を終えたことによるものでございます。

210ページ、目6、文化財保護費の主なものは、文化財保護審議会の開催事業、埋蔵文化財の試掘、発掘調査に必要な消耗品等に要する経費でございます。

続きまして、市民図書館と烏飼図書館センター所管分では、211ページ、項6、図書館費、目1、図書館総務費の主なも

のは、社会教育嘱託員の人件費、摂津市施設管理公社への委託料及び図書館協議会に係る経費でございます。

212ページ、目2、図書館管理費の主なものは、図書館司書とアルバイトの賃金、施設の管理維持、コンピューターシステムの借り上げ、図書資料購入、図書の貸出券の印刷及び講演会開催などに係る経費でございます。

前年度と比べ減額となっております主な理由といたしましては、前年度に行なったような大規模な設備の改修がないことによるものでございます。

続きまして、体育振興課所管分では、215ページ、項7、保健体育費、目1、保健体育総務費の主なものは、体育指導委員の報酬、一般事務執行経費のほか、各種負担金に係る経費でございます。

216ページ、目2、体育振興費の主なものは、市長杯総合スポーツ大会等のスポーツ振興事業に係る経費及び社会体育関係団体の活動補助金などに係る経費でございます。

217ページ、目3、体育施設費の主なものは、各体育施設の維持補修に係る経費や管理運営経費でございます。

以上、簡単ではございますが、生涯学習部にかかわります歳出内容の補足説明とさせていただきます。

○山本善信委員長 続いて、議案第9号の所管分について、教育総務部長。

○寺田教育総務部長 議案第9号、平成16年度摂津市一般会計補正予算第4号のうち、教育委員会にかかわります部分について、一括してご説明を申し上げます。

まず、第1表、歳入歳出予算補正のうち、5ページの歳出につきまして、款9、教育費の補正前の額32億8,032万8,000円から5,712万2,00

0円を減額し、補正後の予算額を32億2,320万6,000円といたすものでございます。

次に、7ページ、第2表、繰越明許費でございます。款9、教育費、項2、小学校費は、摂津小学校の耐震補強工事に伴うもので、国の補正予算により、17年度事業を前倒しすることによるものでございます。

それでは、10ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書の目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

歳入でございますが、14ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目6、教育使用料の節13、市民ギャラリー使用料の減額は、摂津市民ギャラリーを平成16年11月30日に閉鎖したことによるものでございます。

19ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目5、教育費国庫補助金の節1、教育費補助金は、千里丘小学校給食調理室改修工事が工期等の条件により事業採択対象とされなかったためによる減額でございます。

節2、理科教育等設備整備費補助金は、交付決定額に伴う補助対象経費の減少による減額でございます。

節4、義務教育施設整備費補助金、細節の大規模改造工事補助金は、摂津小学校トイレ改修工事並びに第4中学校トイレ改修工事について、耐震補強が確保されていない校舎ということで事業採択対象とされなかったことなどにより減額するものでございます。

また、細節、義務教育施設耐震補強工事補助金は、さきの繰越明許費でご説明いたしました摂津小学校の耐震補強工事の前倒しに係る補助金が主なものでございます。

19ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目8、教育費府補助金の節1、教員研修事業費等補助金は、大阪府の交付額が確定したことによる減額でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

57ページからの款9、教育費、項1、教育総務費につきまして、目1、教育委員会費は事業を精査したことによるものでございます。

目2、事務局費の減額につきましては、臨時職員にかかわる雇用日数や事業全般の精査、校務員共同研修作業で足場の組み立てが不要のための減額。茨木養護学校に通う児童数の減や、通学日数の減による通学用タクシー借り上げ料の減額。受付室入札差金並びに奨学資金貸付対象者の決定による減額に伴うものが主なものでございます。

58ページ、目3、教育研究所費につきましては、教育指導嘱託員を府職員で充てられたことと、警備委託料が庁内一括入札によるため、また図書システム入力委託料は、競争入札差金による減額でございます。

目4、教育指導費につきましては、英語指導助手派遣事業と小学校クラスルームイングリッシュ推進事業の英語指導助手派遣委託料の一括入札による差金の減額が主なものでございます。

目5、生徒指導対策費は、中学校に派遣しているスクールサポーターの事業を精査したものでございます。

目6、教育推進費の減額につきましては、学校週5日制活動における指導員の活動実績に伴う減額でございます。

次に、59ページの項2、小学校費につきまして、目1、学校管理費の減額につきましては、事業の精査、並びにトイ

レ改修工事の入札差金が主なものでございます。

目2、教育振興費の減額につきましては、購入備品の精査並びに要保護及び準要保護児童の対象者が増加したことにより、修学旅行の補助対象者が減額となったことによるものでございます。

次に、60ページ、目4、学校給食費の増額につきましては、就学援助にかかわります準要保護児童の対象者が増加したことによるものでございます。

目6、建設事業費の減額につきましては、鳥飼西小学校の耐震補強設計委託料並びに耐震診断手数料ですが、このたびの三位一体の改革により、一定予算留保になったことによる減額と、さきに歳入並びに繰越明許費のところでご説明をいたしました摂津小学校の耐震補強工事費に伴う経費でございます。

次に、61ページ、項3、中学校費につきまして、目1、学校管理費の減額につきましては、事業精査と、主なものは第4中学校のトイレ改修工事入札差金と、第3中学校のトイレ改修設計費が小学校費で説明させていただきましたとおり、三位一体改革の影響で単独トイレ改修では事業採択されない見通しなので予算の留保ということで減額しております。

目2、教育振興費の減額につきましては、小学校費と同様に要保護及び準要保護生徒の対象者が増加したことにより、修学旅行の補助対象者が減となったことが主なものでございます。

次に、62ページ、項4、幼稚園費につきまして、目1、幼稚園管理費の減額につきまして、事業精査によるものでございます。

同ページ、項5、社会教育費につきまして、目1、社会教育総務費の減額につきましては、社会教育委員会議の開催回

数を減じたこと等によるものでございます。

目2、文化振興費の減額につきましては、芸能文化祭等の事業を精査したことによるものでございます。

63ページ、目3、青少年対策費の減額につきましては、学童保育指導員の配置計画の変更や、賃金の精査をしたもののほか、成人祭の開催事業の委託業務等を精査したことによるものでございます。

目4、公民教育費の減額につきましては、家庭教育学級等の運営計画を変更したことによるものでございます。

目5、公民館費の減額につきましては、公民館施設改修の執行差金とその主なものでございます。

次に、64ページ、項6、図書館費につきまして、目2、図書館管理費の減額につきましては、市民図書館の空調設備改修の執行差金が、その主なものでございます。

次に、65ページ、項7、保健体育費につきまして、目2、体育振興費の減額につきましては、事業を精査したことによるものでございます。

目3、体育施設費の減額につきましては、それぞれの事業を精査したものでございます。

以上、教育委員会全体にかかわります補正予算の補足説明とさせていただきます。

○山本善信委員長 説明が終わり、質疑に入ります。はい、川端委員。

○川端委員 番号をつけておりますので、それに基づいて答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、一般会計の予算書での歳出で、183ページ。款9、教育費、項1、教育総務費で、目2、事務局費、節13、委託料、ここで文書の集配業務委

託料というのが165万2,000円計上されているんですけども、去年は74万円でした。概要を見ましたら、幼稚園、小・中学校、公民館等との外部施設間の文書集配業務の委託とありましたが、金額が去年の倍ほどになっておりますので、この件について、教えていただきたいと思います。

2番。186ページの節11、需用費、消耗品費1,689万3,000円が計上されております。内容は、どのようなものなのか。ちなみに去年は294万円、金額の上で言いましたら、そうになっておりますので、ちょっと教えていただきたいと思います。

次に、3番、予算概要の109ページ、款9、教育費、目が教育研究所費でありますけれども、適応指導教室事業、大阪府の教育委員会は、17年にも校内の居場所となる、校内適応指導教室というのを府内の全中学校334校に常設することを決めております。これは新聞に載っておりましたんですけども、今後、市町村の教育委員会に設置を指導していくと載っておりますが、摂津市、パルという1か所適応指導のところがありますけれども、これはもう少し中身を教えていただきたい。また、うちの市のパルとの整合性といいますか、それをちょっと教えていただきたいなと思います。

次、4番、概要の111ページ、教育指導費であります。これは、先日、代表質問でほかの議員が質問をされておりますが、学力定着度の件に関しましては、ちょっと質問内容が違いますので重複はいたしませんのでお聞きさせていただきましたと思います。

この学力定着度調査事業は、この大阪府教育委員会は、府内の小学校6年生と中学3年生全員を対象に18年度に学力

テストを実施する方向を決めた。

教科は、小学校6年生が国語と算数、中3が国語、数学、英語ということで、今後は3年ごとに実施をしていくとありました。これも新聞に掲載している分だったんですけども、摂津市は平成16年から、もう既に始まっております。20年の5年間をこの学力定着度テストを行なうということで、実施を既にされておりますけども、府の方はだから18年、平成18、21、24ですね。来年の18年度が、これ、重なるんですね。ということで、わかりません。これ、2回行なわれるのか。それこそ、今のうちから考えておかないといけないと思いますので、またそこのところを少しお聞きさせていただきたいと思います。

5番、学務課の方で、小学校の就学援助事業で、要保護及び準要保護児童に対して、4,585万7,000円という扶助費についてですけども、この行政改革の第3次実施計画、第1期アクションプランの中では就学援助の基準について、その見直しをし、また削減を17年度に実施とありますけれども、これはどうなったんでしょうか。この件もお聞きさせていただきたいと思います。

6番目、通常国会で今回、法改正を受けて、学校の栄養士ですね。平成17年4月から教員免許を取得して食に関する指導を行なう栄養教諭制度がスタートいたしますけれども、大阪府は導入に向けて準備中とありますが、この栄養教員の各校配置に対する本市の取り組み。また、府に対する働きかけについて、お聞きをさせていただきたいと思います。

次に、7番目、平成17年度主要事業一覧の9ページ、教育相談事業とあります。その中で、小学校にスクールカウンセラーを今回1名増員することになって

おりますが、各学校の相談体制の状態とございますか、どのようなものなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、8番、この当初予算の主要事業の一覧の中の9ページに私立幼稚園の園児保護者補助事業とあります。予算が1,862万7,000円と計上されております。これに関して、今回、議案第25号が出ておりますが、まず2点お聞きしたいと思っております。

まず1点は、公立幼稚園の保育料の値上げについてでございます。このたびも何回かお母さん方から、いろんなお話もお聞きをしておりますが、前回の改定年度が平成元年ということでありますけれども、なぜ今まで検討をされなかったのか。また、7,000円から1万円という、本当に値上げで、この時世では本当に痛い大きな金額でもありますし、この点について少しお話をお聞きしたいと思います。

2点目は、私立幼稚園の幼稚園児の保護者の補助金は、他市との格差を是正するために上げてはどうかと思っております。

次に9番目、温水プールの管理事業でございます。これも条例が今回出ております分ですが、予算額が7,289万2,000円と。この第3次実施計画の第1期アクションプランにもありますけども、現在、シルバー人材センターに委託して、そこが事業運営を再委託しています。これは先に言うとかないといけませんけど、前回、嶋野委員も質問をされていらっしゃる所でもありますけれども、もう一度、教えていただきたいと思っております。

指定管理者制度への移行を踏まえて、委託先の一本化等による経費節減について検討するというふうに、ここのところに載っておりますんですけども、16年に検討、17年、そして18年実施とあ

りますし、指定管理者制度との兼ね合いもありますけれども、この件についても少しご説明をお願いしたいと思います。

次に、11番目。同じく主要事業の方ですけれども、6ページで、地域子ども教室推進事業で、代表質問でもありましたんですけれども、子どもの居場所づくりの新プラン、地域子ども教室の推進事業、わくわく教室についてでございますが、先行実施をされた摂津小学校と鳥飼北小学校の評価と明年度の市の取り組みについて。また、最終到達点は、どのように考えておられるのでしょうか。今度、6校に拡充をされますし、最終的には小学校においては12校ということになりますんですけれども、市としてのビジョンをお聞かせいただきたいと思います。

次、12番目。15年度の事務事業評価であります。図書館運営事業で、以前、ほかの議員も質問をされておられます。千里丘公民館で返却本の回収が今されております。この図書返還実績をもとに、小学校、公民館、図書館をつなぐ総合端末を設置して借り出し体制も整えられないのかと思いますので、その件についてお聞きをしたいと思います。

次に、13番、これ以後は関連した質問となりますので、よろしくお聞きしたいと思います。学校図書館の夏休み中の開放ですね。以前、公明党の藤浦議員が質問をされていたと思いますが、そのときは検討中ということですが、その後の可能性、絶対無理なのかどうか。また、問題点についてお聞きをしたいと思います。

14番目、これは私が平成15年に文教常任委員会で、中学校の女子トイレに擬音装置の導入を、トイレの節水ということもありましてお願いさせていただきました。設置をされました。全中学校の

女子トイレと小学校の女性トイレということで、その総括、費用対効果はどうだったのかというのを教えていただきたいと思います。

15番目、給食調理員の退職不補充についてであります。平成20年まで正職員の数字的予測推移と、あとそれに対する削減予定額を教えていただきたいなと思います。それと、中学校の給食導入をやっていくべきではないかと私は考えております。以前にそういう話もあったと思いますが、吹田方式というのをご存じだと思いますが、その場合、中学校の給食導入に伴う予想額はどれぐらいになるのか調査を始められてはいかがでしょうかということで、その件についてお伺いさせていただきます。

16番目、最近、小・中学生で携帯電話を持ってる方があるわけですが、どのように扱われているのでしょうか。利点と弊害について。また、実態と、そのことについて学校はどう考えておられるのかということでお聞きをさせていただきます。

17番目、最近、小・中学生に茶髪が多くなっていますが、教育委員会としての見解はどのようなものでしょうか、お伺いさせていただきます。

18番目、すこやかネットの補助金についてでございますが、打ち切りになるということをお聞きしておりますが、いつ打ち切りになるのか。また、打ち切り後の運営方法は、どのようにしていくのでしょうか、そのこともお伺いさせていただきます。

19番目、学校現場に携わる場所から、たばこの追放のために小学校、中学校、幼稚園の敷地内を禁煙にすることについてお尋ねをいたします。以前に、藤浦議員も質問をされたときに敷地内の禁煙に

については、学校が未成年者である児童・生徒が生活する場であると。喫煙の弊害については、日ごろから健康教育等を行っている以上、やっぱり禁煙の実現に向けて検討中でございますという答弁を昨年の一般質問の答弁としていただいております。さらに、教育現場であるという環境にかんがみ、保護者、地域の皆さん、学校、教職員の一層のご理解、ご協力を得ながら、さらに実現に向けて引き続き努力をしてまいりますという答弁でございましたんですが、そのことについてもう一度お聞きをさせていただきたいと思っております。

20番、これは学校の全教室のエアコン設置についてであります。年次計画を作成して推進してはいかがでしょうか、そのことについてお伺いいたします。

21番、市内の子どものアトピーが今最近、大阪府でもすごく増えておりますけども、アトピーと、またぜんそくとかシックハウス症候群といいますか、新聞によったらシックスクールというところもありますけれども、アレルギーの実態と対策についてお伺いさせていただきたいと思っております。

22番、幼・保一元化についてでございますが、幼稚園の方は文部科学省ということで、今までは特区でありました。それが、いよいよ全国展開になってきております。本市の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

23番目、こども会の活動の安全対策についてでございますが、小学校での行事であれば、いろんな安全対策等がとられておりますけども、こども会でスポーツ広場とか、そういったところでした場合の安全対策、どのように考えておられるのかお伺いさせていただきたいと思っております。

○山本善信委員長 川端委員にちょっと申し上げますが、若干、一般質問の方向で処理しなければならないはずのものが、かなり項目として含まれてますので、予算に直接関係のあることの方で質問のしていただきたいというふうをお願いしておきます。

1回目は、そういう形で予算に関連する話としてお答えいただくという形を取りますので、その点、よろしくお伺いいたします。ご協力をお願いいたします。

それでは、答弁を求めます。馬場次長。○馬場教育総務部次長 1点目の予算書、138ページ、文書集配事業の委託料のことでございますが、平成17年度につきましても16年度よりも、増えております。これにつきましては、平成16年度は再任用職員1名とシルバー人材センターからの委託1名で実施しておりました。しかし、平成17年度からはシルバー人材センターの委託2名で実施することといたしました。したがって、委託料といたしましては平成16年度はシルバー人材センターの委託料が74万円計上されておりましたが、17年度におきましては2名になりますので165万2,000円を計上いたしております。

なお、再任用職員につきましても、職員の人件費の中で一括で計上されておりますので、ここの文書集配事業の委託のところには計上されておられませんので、見かけ上、大幅に増えていることになっておりますが、実質的には再任用職員よりもシルバー人材センターの委託の方が低うございますので、そういう形になっているということをお願いいたします。

それと、14番のトイレ擬音装置の設置についてでございます。トイレ擬音装置につきましては、既に本庁におきまして実施されておりました。それで、ご提

案いただきました中で、私たちも小・中学校におきましても節水効果の啓発効果があるということで実施させていただいております。

ただ、水道につきましては非常に、年によりまして暑さ寒さの経年変化等がございまして、このトイレだけ個メーターという形でつけてはおりませんので、個々にその部分がどうかというのは、ちょっと把握は仕切れませんが、しかしながらいずれにいたしましても女子トイレで、その擬音装置をつければ水道の使用が減るということは、そういうことでございますので、節水効果はあったというように考えております。

20番のエアコン設置に向けた年次計画ということでございますが、摂津市におきましては既に保健室であるとか、音楽室、多目的教室等、必要度の高い教室からエアコンを設置してまいりました。しかし、財政等、非常に厳しい中で今後普通教室にエアコンをつけるとすれば、こちらの方で試算しまして、1校当たり少なくとも4,000万円から5,000万円はかかってくると、そういう試算がございまして、そういった財源を今の摂津市全体の予算の中で、どう捻出するかということが非常に困難でございますので、今後の教育の全体的な中で選択と集中の中で、そういった経費についても捻出しなければならないのではないかと。

ただ、私どもといたしましては、今日のこういう都市化現象の中で、非常に暑くなっているというのは十分把握しておりますので、決してエアコンが必要ないということではございません。ただ、経費的にどうするかということで、今、非常に苦慮しているということでございますので、今直ちに年次計画、これを単独で

年次計画は、なかなかつくりにくいということはございますので、摂津市全体の教育施策の中で今後考えてまいりたいと、そのように考えております。

○山本善信委員長 大路課長。

○大路学校教育課長 2番、摂津市の一般会計予算の186ページの教育指導費の需用費、消耗品費の1,689万3,000円の内訳ということで説明をさせていただきます。

この消耗品費につきましては、特に大きな金額を占めますのが、小学校の教科書が新しく変わりますので、それに伴います教師用の指導書が1,123万円、支出をします。また、それ以外にこの中で児童用の副読本の道徳、体育、中学生生徒用の副読本の体育等の予算組をしております。

続きまして、3番目、適応指導教室の各学校の方の設置について、適応指導教室は、研究所のバルに設置をしておりますが、それから学校へ子どもたちが復帰するときに、すぐには教室に入れない状況がありますので、その前の段階の復帰のためのスモールステップという位置づけで、各学校の方に、校内適応指導教室の設置をするものでございます。

以前から保健室登校や相談室登校、別室登校と呼ばれてきた実態はございますが、その相談室や空き教室などの別室を整備したりすることによって、対応する教員、特に公務分掌で決めました職員、また若年特別嘱託員等も割り当てをして、常時利用できる方向で考えております。

平成16年9月に5中学校で調査を実施しましたところ、現在、摂津市内の中学校は4校設置をしております、そのうち常設が2校でございます。

今後、研究所にありますバル等とも連携をして、適応指導のネットワークとい

うことを考えていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、4番目、学力定着度調査事業についてでございます。本年度より本市で小学校6年生と中学校3年生を対象に実施いたしております学力定着度調査でございますが、継続的な実態把握と結果の分析、活用によって、より一層確かな学力を身につけることのできる事業を創造するために5年間の継続を考えております。

国立教育政策研究所、国の調査が、これも重なって実施される年もございますが、抽出校のみの実施であり、結果につきましても国全体のものが発表されますので、大阪府や摂津市の実態等については明らかにされるものではございません。

したがって、児童・生徒の意欲の向上や個別学校及び市としての今後の学力向上を目指して行なう本市の学力定着度調査とは趣が異なるものであるととらえております。

なお、新聞報道がされました大阪府の実施いたします学力調査でございますが、実はこれにつきましては、まだ大阪府の方から詳細が届いてございません。実施するということについては、平成18年度ということで、これは正式な形で会議で下ろされておりますが、新聞に報道されたような細かな内容としては、正式な文書、また会議等では報告されておられませんので、これについては大阪府の学力調査について正式な形で聞かせていただき、詳細について把握した上で今後対応してまいりたいと考えております。

続きまして、13番目の夏休みの学校図書館の開設の件でございます。前回の文教常任委員会でもご質問いただきまして、検討をしたいということでお話をさせていただきました。

校長会の方に夏の図書館の開設のことにつきまして、特に若年嘱託員を配置する折に、その方が図書担当等になられたときには、こういった形も取り組みやすいのですが、何分その配置の状況、それから新年度になりまして図書館の担当の専属の職員という形が組めるかどうか、まだ定かではございませんので、引き続き教育委員会としましては、新年度になりまして、この件について校長会の方にご説明をし、検討を行い、開設できるところからお願いをしたいというふうに思っております。

続きまして、16番目に質問をいただきました携帯電話の件でございます。携帯電話の学校へ持ってくることのマイナスでございますが、これは通常、中学校等でこういうような事態が起こるときに、生徒同士ですぐに連絡が取れるということになりますので、他校とのいろいろトラブルの事件や問題行動等が集団化をするというようなことが実態として起こる場合がございます。

また、出会い系サイトと言われるような利用による性非行や性被害というようなことも考えられますので、小・中学校ともに学校に必要なものは持っていないという指導をしております。

プラスという部分というご指摘でございますが、当然、携帯電話というものについては、すぐに保護者と子どもとの連絡が取れるということでございますので、安全や安心を確保するためには、保護者の方は有用と考えられることがあろうかと思っておりますが、現時点では学校の方は先ほど申しましたように、学校に必要なものは持っていないという指導を行っております。

こういう指導は継続していきますが、これはさまざまな場合考えられますので、

個別状況でそういったものが必要という  
ようなことが保護者の方から申し出が  
あれば、その件については十分検討さ  
せて、学校に持ってきたときに担任が  
預かるなどの対応などということも考  
えられようかとは思いますが、基本  
的には先ほど申したようなスタンス  
でございます。

続きまして、17番目の茶髪の件につ  
いてでございます。

中学校では、茶髪だけではなく、化粧  
というようなことも当然、子どもたち  
は考えますので、そういうことも含め  
て校則等で禁止をしております。

小学校におきましても、そういった化  
粧というようなことと同様、茶髪につ  
いても望ましいことではないという立  
場を取っていきたいというふうに考  
えております。ただし、学校や地域  
の実情もありますので、それぞれの  
小学校での指導については、現時  
点では学校に任せておるとい  
うようなところがございます。

しかし、前回の文教常任委員会でも  
ご質問いただきましたが、小・中  
学校での生活指導ということでの  
連携を取りながら、保護者に対  
してわかりやすい指導を心がけ  
ていきたいというふうに考  
えております。

続きまして、18番目のすこやか  
ネットの今後ということござ  
いますが、すこやかネットの補  
助金については、府の補助、2  
分の1の補助をいただいで  
おりますが、1、2年目は50  
万円、ですから半額ですと府  
の方は25万円、3、4年  
目は20万円、府の補助が10  
万円、その後2年間は40万  
円、府は20万円ということ  
で来ておりますので、その  
後につきましては府の方の補  
助金はございません。

そこで、その他の事業、例えば  
国の持つております子ども  
夢基金というようなもの

の利用したり、自主的にバザー  
等を行なう自主財源などによ  
って取り組まれているという  
他市の状況も聞いております  
ので、そのことも含めて今後  
参考にして検討してまいり  
たいと考えております。

19番目に、敷地内のたばこの  
追放のことについてござ  
いします。これは、本会議  
でも質問いただいた以降、  
校長会の方にもご説明を  
して、こういった形でご  
意見を賜っておるとい  
うことで論議をして  
おりますが、現時点  
では校長会を含め  
て、学校の方でその  
統一した見解で、そ  
れに望んでいくとい  
う形までは行って  
おりませんので、  
引き続き学校で  
ございします  
ので、教員  
だけでなく、  
他の職員、  
それから  
保護者、  
校庭開放  
等もござ  
いします  
ので、  
地域のご  
利用を  
いただく  
皆さん  
方のご  
意見等  
も拝聴  
しながら  
検討  
させて  
いた  
だき  
たい  
とい  
う  
ふ  
うに  
思  
っ  
て  
お  
り  
ま  
す。  
○山本善信委員長 田川課長。

○田川学務課長 まず、5番  
目の就学援助の基準の見直し  
ということ  
で、17年度  
から1次  
アクション  
プラン  
では  
実施  
と  
な  
っ  
て  
い  
る  
が、  
ど  
う  
な  
っ  
て  
い  
る  
か  
と  
い  
う  
件  
で  
ご  
ざ  
い  
ま  
す  
け  
れ  
ど  
も、  
こ  
の  
件  
に  
つ  
き  
ま  
し  
て  
は  
認  
定  
基  
準  
の  
引  
き  
下  
げ  
に  
つ  
い  
て、  
過  
去  
か  
ら  
見  
直  
し  
を  
検  
討  
し  
て  
ま  
い  
り  
ま  
し  
た。

本市においては、16年度  
で既に30%以上の認定  
率になっておりますので、  
北摂各市を比較いたします  
と、北摂各市で20%前後  
の認定率かと思  
いますので、そのあたり  
認定基準の引き下げを  
これまで検討して  
きたわけ  
でござ  
い  
ま  
す  
け  
れ  
ど  
も、  
こ  
れ  
は  
扶  
助  
費  
で  
ご  
ざ  
い  
ま  
す  
の  
で、  
市  
全  
体  
の  
扶  
助  
費  
の  
予  
算  
の  
中  
で  
も  
同  
じ  
よ  
う  
に  
検  
討  
を  
す  
る  
と  
い  
う  
こ  
と  
で、  
こ  
れ  
ま  
で  
実  
施  
に  
な  
っ  
て  
お  
り  
ま  
せ  
ん。  
17年度  
に検  
討  
す  
る  
と  
い  
う  
こ  
と  
に  
な  
っ  
て  
お  
り  
ま  
す。

それから、学校  
栄養士の件で  
ござい  
ま  
す  
け  
れ  
ど  
も、  
学  
校  
栄  
養  
士  
に  
つ  
き  
ま  
し  
て  
は、

平成17年度から学校栄養職員についても教諭として教えることができるような制度がスタートしております。

ただ、現在配置されております学校栄養職員につきましては、資格がございませんので、大阪府としては夏休み等を利用して、その資格を取るための研修会を実施すると。その研修会を終了した者について教員の資格を与えるというようなことを聞いております。

現在、本市に府から配置されている学校栄養職員、大体基準がございまして、4校に1名か600人を超える学校について1名ということになっておりまして、現在、本市においては3名が学校栄養職員として配置されております。

府の導入の考え方等、まだ今のところ、ちょっとはっきりした確実な情報がわかりませんので、今後どうするかについては、また検討してまいりたいと考えております。

それと、8番目の幼稚園の園児保護者補助金にかかわって、公立幼稚園の保育料の値上げ、元年からなぜ今まで検討されてこなかったのかということとございまして、はっきりとした理由というんですか、保護者の反対が強かったということで、ずっと改定が引き延ばされてきたのではないかと考えておりますけれども、今回の保育料アップにつきましては、元年から引き揚げしていないということと、公立幼稚園と私立幼稚園との格差を縮めるということと、保護者に対しても受益者負担の観点から幼稚園の運営にかかわる物件費程度は負担していただきたいということで、保育料の改定を予定しております。

それから、それに関連して園児保護者補助金を引き上げてはどうかということでございまして、保育料が改定さ

れますと幾らか歳入増になりますので、その時点で現在、園児保護者補助金につきましては4歳、5歳の園児の保護者に対してのみ交付しておりますけれども、3歳の保護者についてもその拡大について検討してまいりたいと考えております。

給食調理員の退職する今後の配置等、吹田方式による中学校給食の導入についてのご質問でございますけれども、給食調理につきましては今後、16年度末で1名、17年度末で2名、18年度末で2名、19年度末で1名の退職予定者がおります。退職した後の補充につきましては、再任用か、あるいは常勤のパートの臨時職員を配置するというところで考えております。

それから、中学校給食の件でございますけれども、この件につきましては昨年10月に新聞でニュースになりましたけれども、一応ことしの2月になって吹田市に、その後の中学校給食の導入について、どう検討しているのかを聞きにまいりました。

そのときの説明では、吹田市の中学校給食のやり方は、中学校敷地内にランチルームを設けて、そこで簡単な炊飯とか、汁ものは温める設備を設けたということで、かなりの設備投資を予定しているみたいです。

それと、あと給食業者への注文によるデリバリー方式、配達方式の給食と二本立てで考えられておられまして、40%以上の利用を目指しているというようなことをお聞きしております。

それから、21番のシックハウス対策ですけれども、シックハウスにつきましては17年度予算でも12ポイントほど小・中、幼稚園で検査を予定しております。

シックハウスの検査といたしましては、

ホルムアルデヒドとトルエンの検査を行なっておりまして、文部科学省が定めた基準に満たない学校につきましては、換気の履行等を行なうように指導をしております。換気を十分に行なえない学校については、換気扇の設置等をお願いしております。

22番ですか、幼・保一元化の件でございますけれども、幼・保一元化につきましては、これまでも全国的に幼稚園と保育所の先生の交流、あるいは幼稚園と保育所の事業、催し物の共同開催等によりまして、幼・保一元化のための試みというんですか、実施されてきたわけですが、あくまでまだ所管は文部科学省が幼稚園で、厚生労働省が保育所ということで、この所管は変わりませんので、それぞれの園長とか所長の人件費の削減とかいうことにはつながっておりません。

新たに幼・保一元化の施設として文部科学省と厚生労働省で協議して、総合施設ということは今、検討されております。

これは、来年度全国30か所ぐらいで試行的に実施するという事でお聞きしておりまして、その動向を見ながら幼・保一元化については、本市としてどう取り組んでいくかを検討したいと考えております。

○山本善信委員長 寺田部長。

○寺田教育総務部長 若干、補足をさせていただきます。

まず、8番目の公立幼稚園の保育料の値上げに係ることでございますが、平成元年から据え置いてきたということでございますが、先ほどの答弁にもあるわけですが、そもそも平成元年から本市の7,000円については、その当時としては決して低額な保育料でなかったと。各市に比べて低額ではなかったと。

近年、ちなみに言いますと茨木市の方

が、この平成15年に7,000円から1万円に引き上げられました。それと、高槻市は平成10年に1万1,000円に引き上げられた。豊中の場合は、16年の4月に1万円にされたということで、各市の状況からしまして、それぞれ引き上げがなされまして、本市の保育料7,000円が現時点では低額になってきたということでもあります。

なぜ、この長い間、据え置いていたのかということなんですが、市の方の使用料、受益者負担の検討の中では、常に幼稚園の保育料も改定というふうな話も上がっておったんですが、市の方でできるだけ教育・福祉については据え置くという方向で、この間、据え置かれてきたと。しかし、今日に至っては、各市との比較にすれば非常に7,000円という額が果たして適正かどうかということで改定に至ったということでございます。

それと、私立幼稚園との格差是正の問題でございますが、これにつきましてもやはり同じ市民でありながら私立と公立の幼稚園の保護者の方の負担が違うということで、これは制度として国の奨励援助、それと市の保護者補助ということで私立の保護者に対する補助を行なってるんですが、これにつきましては一度見直す時期にもある。というのは、国の方の就園奨励費、私立の保護者に対する補助金については毎年改定が行なわれるんですが、市保護者補助金については改定を行なっておりませんので、その格差みたいなものが生じておりますので、これは一度、こちらの方、もう一遍調査を試みたいということを思っております。

もう1点でございますが、15番の給食調理員の退職に伴いまして、どれだけの経費がという話でございますが、ちょっと経費の方の答えがしておらなかったと

思うんですが、これは既にご承知のとおり、森山市長が平成20年まで現況の職員については退職後不補充にすると、採用しないということでございまして、不補充ということになるわけですが、ただ正職の補充をしないで、じゃあその職員が減った分をどのような方法で給食をやるかというのが我々の課題であります。1つは、配置基準を見直して、直営のまままでやるのか、それか他市がやっておりますように民間委託をするのか。この二者択一になるというふうに思っております。

どのような方法でやるかということで経費も変わってくるんですが、ちなみに食数で比較した方が一番わかりやすいと思うんですが、現行の本市の配置基準で給食をつくっておりますと、1食当たり351円かかります。これは材料費関係なしに人件費だけです。それだけで351円かかります。これを、配置基準を見直そうということで考えておりますが、これも少し我々として、この配置基準が果たして今の状況でどうかというふうに思っておるんですが、もう少し厳しい配置基準が必要じゃないかと思うんですが、しかし一応考えている配置基準でいきますと291円。これを委託いたしますと215円。このぐらいの経費の差がございまして。

既に、我々給食現場の職員に対しては、この見直しについては17年度に民間委託も含めて協議をするということで申し入れをして、今現在、話し合いをしているところでございます。

○山本善信委員長 木下課長。

○木下生涯学習課長 11番目の地域子ども教室の推進事業でございまして。摂津市におきましては、この事業をわくわく広場と名前をつけて昨年の9月からモデ

ル校といたしまして鳥飼北小学校、摂津小学校で、それぞれ週に1回、放課後の時間を利用して実施しておるところでございまして。

スタート時につきましては、子どもたちの参加が100名を超す日もございました。その理由といたしましては、この活動拠点をそれぞれ小学校の体育館を利用した形で始めましたもので、子どもたちにとっては体育館で自由に遊ぶ機会が普段ございませんので、そういった形での人数の多さになってきたと思います。

当初、この事業のスタートにつきましては、本来、地域の大人の方々が指導員としてご協力いただく事業が本来でございまして、時間的なこともございまして、学生のアルバイトで、それぞれ2校スタートさせていただきました。

その間、子どもたちの参加につきましては、1か月を過ぎれば、やはり高学年については、この参加は見合わすというような形で、今現在は低学年を中心に毎回50名前後の参加実績となっております。当初、指導員につきましても、アルバイトでスタートしたところ、並行して地域の方々に指導員としての協力依頼をし続けてきておまして、その間民生児童委員とか、福祉作業所の方、シルバーアドバイザーの方、並びに地域の住民の方たちの協力の参加も得られまして、次年度に向けましてもそういった形での地域の大人の方々のご協力を願う方向づけが強くなってきたというように理解しております。

それぞれ、このモデル的にスタートしましたいろんな課題、問題点をこの実行委員会で整理検討、今、しているところでございまして、次年度の取り組みといたしましては、さらに6校を加えて実施していきたい。

その最終、3か年の計画の最終年度の18年度では、4校の実施を予定しております。今現在、最大の課題として認識しておりますのは、やはり指導員の確保の問題でございます。

指導員の確保につきましては、広報に募集の記事を掲載するなり、各地域での団体の会合等に出向きまして、平成17年、平成18年度の指導員を見据えた上で募集を今後も引き続いて行なっていきたいと思っております。

プログラムの内容にいたしましても、今年度の実績等を踏まえて、いろいろ子どもたちが興味を持つようなプログラムの開発なり、研究をしていきたいと思っております。

この事業の市のビジョンということでございますが、この事業については、まず今、なぜ必要なのかというふうに考える上で、子どもと家庭、学校、地域を取り巻く環境の変化に伴いまして、子どもたちの放課後や週末の過ごし方が課題となっております。

そこで、少年非行対策のためにも、子ども同士や子どもと大人の交流ができる活動拠点が必要であるというふうに認識しております。

また、家庭におきましても、保護者がいても十分なしつけが行なわれていないというような現状もございます。そういった家庭の教育力の低下も踏まえた形で文化活動やスポーツ活動など、子どもたちの体験活動の機会が不足しておりますので、そのような機会を提供することが重要であるというように思っております。

ビジョンといたしましては、子どもを核とした地域の大人の方々が一体となった地域のコミュニティづくり、コミュニティの再生が必要であるというように思っております。

この事業の最終到達点につきましては、これは文部科学省の3か年の事業で、平成18年度を終えると、こういった補助といたしますか、国からの事業費は出てこないわけですが、我々この3か年でできるだけ地域への定着化を図りまして、それ以降におきましても各地域において社会全体で子どもを育む取り組みを存続していくような工夫を見据えた上で、今後この事業の展開をしてみたいと思っております。

この到達点といたしますか、先ほどの地域コミュニティの再生とダブる分もございますが、やはり重要なことは、地域の子どもは地域の大人たちで守るというふうなことだというふうに認識をしております。

それと、ご質問の23番目のこども会活動における安全対策でございますが、実は先月の2月16日付で大阪府のこども会育成連合会からも子どもの安全確保について改めて通知もまいっておりますのでございます。これは、近年多発してきます子どもにかかわる犯罪や事故から子どもたちを守るべく安全確保について、一層の配慮を願いたいという趣旨の文書でございますが、私たち摂津市のこども会育成連絡協議会におきましても改めて、この周知徹底をするように図っておりますのでございます。

また、育成連絡協議会の事業といたしまして指導者の研修、並びに万が一事故があったときの想定をいたしまして、救急処置講習会を実施しております。また、保険の面につきましても大阪府こども会の安全会並びに摂津市の住民活動災害保険の制度を適用するような形で取り組んでおりますのでございます。

○山本善信委員長 井上館長。

○井上市民図書館長 それでは、12番

目の図書館と学校との間の本の返却、貸出、そういう総合的な体制についてお答えいたします。

平成13年に子どもの読書活動の推進に関する法律ができて、子どもの読書活動を推進するために、やはり図書館と学校図書館の連携を深めることが何よりも大切だというように考えております。そういうことで、図書館としましては、団体貸出に力を入れていきたいと。その中で今後は学校から要望があった本、あるいは返却される本につきましては、できれば図書館の方から搬送したいというふうに考えております。

ただ、本の搬送をするためには、やはり車の確保、また人の確保というのが必要になってまいります。この件に関しまして、関係課と話し合いをいたしまして、ご質問の趣旨に沿うような形で実現したいというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○山本善信委員長 山下次長。

○山下生涯学習部次長 それでは、9番目の温水プールの関係の質問でございますが、温水プールの管理、事業費につきましては7,289万2,000円を計上させていただいております。

今回ご質問されてます関係でございますが、私どもの方で第1次アクションプランの中に16年、17年度検討、18年から実施ということで委託先の一本化の経費節減ということで挙げさせていただいております。

これは、後ほど条例等でもご審議をいただきます指定管理者制度のことでございます。私どもの方では、今現在考えておりますのは、その指定管理者制度を導入しましても、直ちに経費節減ということまで行かないのではなかろうかなと。

ただ、今のところはとりあえず5年というような1つの一定の期間ということでございます。その中で私どもの方では、その委託していただきますところに対しまして、市として指導、助言等してまいりますというところで考えておるところでございます。

○山本善信委員長 高橋所長。

○高橋教育研究所長 まず、質問事項の3番目でございますが、こちらの方は先ほど学校教育課長の方からも答弁があったと思いますが、市の教育研究所に併設しております適応指導教室パルにつきましては、不登校の児童・生徒を対象に学校生活に復帰できますよう適応指導教室の開設をしておるところでございます。

心の居場所を提供するとともに、さまざまな体験を通じて自立を支援し、適応を図るものでございます。

また、質問事項の7番目でございます。教育相談事業におきますスクールカウンセラーの件でございます。

児童・生徒・保護者・教職員を対象に、専門的な力量を持った相談員が不登校や家庭問題など、さまざまな問題事象への相談に応じてございます。具体には、小学校に配置しておりますスクールカウンセラーを増員し、教育相談事業の拡大を図るものでございます。

スクールカウンセラーが受けます相談につきましては、児童からの相談が最も多く、続いて教員からの種々の問題の相談がございまして、3番目に保護者からの相談件数でございます。

学校での日々の生活において、特に児童や教員がいかに悩み、スクールカウンセラーを必要としているかがわかるものでございます。

○山本善信委員長 暫時、休憩します。

(午前11時27分 休憩)

(午前11時28分 再開)

○山本善信委員長 川端委員。

○川端委員 1番の文書集配業務委託料ということで、16年は再雇用職員の方、またシルバー人材センターということで、平成17年度はシルバー人材センターの方が2名の方ということで、こういった形態になるということで理解をいたしました。

あと2番目ですけども、この内容の件も今、了解させていただきました。

3番目の件でありますけども、適応指導教室事業ということで、これは以前、それこそ不登校の方が学校に来られてもすぐに教室に入れないということのために空き教室を利用して校内の適応指導教室を設置するということだと思います。

本当に、この不登校の子どもは平成15年では1万497人、またそのうち中学生は8,655人という、約8割を超えている、そういった不登校がまだまだ増えているということですので、やっぱり子どもたちを地域で支えたり、また守っていくためにも、この適応指導教室の設置、校内の分は設置がされているわけですけども、本当に最大の努力をしながら、また子どもたちが元気いっぱい教室に通えるような、そういった形でのご努力をまた今後ともよろしくお願いしたいと思います。

学力定着度調査事業につきましては理解をいたしました。また、国もそういったことが、それは一部抽出をしてということでございましたが、あるということで、また今後、いろいろと検討されるというふうに今おっしゃっておられましたので、どちらにしましても子どもたちが大阪府の実施にしろ、摂津市の分にしましても負担にならないようなとか、子どもたちにとってどうなのかなという

のも、ちょっと心配しておりますが、それはいろんな形の、学校で勉強を習って、またそれがどれだけわかっているのかというテストは常にするわけですから、その一環としてされると思いますので、負担にならないようにという心配を少ししておりますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

あとは栄養教諭の件でありますけれども、夏休みに研修会をして資格を取れるような形にされていくということでありますが、やっぱり子どもたちの食生活の乱れというのは、いろんなところで影を落としてるわけですし、本当に大事な栄養教諭の制度だと思います。

今現在は、3名設置をされてるということで、おられるということで、いろんな食アレルギーとか、さまざまなことがありますけれども、そういった子どもたちが、ほかの子どもたちと違うものを食べてる、子どもたちもいらっしゃいますし、そういったことからいじめにならないようなといいますか、また自信を持って、それこそ学校生活を送れる1つの一環として、この栄養教諭の存在がすごく大きなところだと思います。

だから、これもぜひ、いろんな形で府等の働きかけもしていただきながら、連携を取りながら、それこそ全校配置といいますか、最終的にはどうなるかわかりませんが、なるべくならそういった形で栄養教員の方が活躍ができ、また子どもたちも本当に喜んで学校に行けるような、そういう体制づくりにご努力をお願いしておきたいと思います。

順不同になりましたが、今のは6番で、これから5番ですけども小学校の就学援助事業ですね。今現在、今お聞きさせていただきましたが、摂津市が30%以上の認定ということで、また北摂各市は20%

ということで、いろんなことをかんがみながら、また今、検討していくとおっしゃいましたんですけども、ぜひまた、こういった点も大事なことだと思いますので、慎重に検討していただきますようお願いしたいと思います。

あと、スクールカウンセラー、7番の件で、今お聞きをさせていただきました。私も本当に、まだまだ認識不足だったんですけども、このスクールカウンセラーが児童とっておりましたんですけど、今お聞きさせていただきましたして教師の相談もある、また保護者の方の相談もあるということで、本当にいろんな形で、このスクールカウンセラーが活用されているのかなど。また、1つの拠り所といたしますか、そういう位置づけにもあるんだなということを今お聞きさせていただきました。

本当に、最近の学校を取り巻くいろんな事件がありますので、相談のそういった増加に対応できるのかというのが1つの心配事ですけれども、そういうことにつきまして、今、摂津市で4名ということで、1人3校見ていただいているわけですけども、そういった諸問題に対して対応できるのかということですけども、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

私立幼稚園の件がありましたので、ここで公立幼稚園の話を出させてもらったんですけども、あとで条例の件でもありますけれども、ここで質問事項として挙げておりますので、このまま話をさせていただきますと思いますが、今までもいろんな配慮をされての現在であるというのは理解をさせていただきました。しかし、厳しい、金銭的にも状況であることは間違いありませんので、それこそいろんな条件をつけて、また後ほど

もお話させていただきたいと思っておりますけれども、子どもたち、また低所得者の方に十分な配慮を行なうことをお願いしたいですし、また少子化ですから、2人一遍に幼稚園にということはないかもわかりませんが、たまたまそういう場合は、またいろんな配慮をしていただきたいということで、その件だけちょっとお願いをさせていただきたいと思っております。

あと、私立幼稚園保護者の補助金も、また検討されるということですので、ぜひ前向きに検討をお願いしておきたいと思っております。

子どもの居場所、11番ですけども、今お聞きをさせていただきましたして、ますます少子化でありますし、今もずっとお話をお聞きさせていただきましたけれども、遊び場とか、それこそ子ども同士で遊べる機会が減少しているということでもあります。先ほどちょっと小学校の高学年は、もう参加をしない方向でというのをお話をお聞きさせていただきましたけれども、できたら高学年も縦割りじゃないですけども、大きな子が小さな子を見る、また一緒になって遊べるという、そういった期待も特に大事ではないかと思っておりますし、地域によってはこども会がなくなっているような、運営とか、保護者の方の負担があるということで、そういったところも聞いておりますので、やっぱりそういう大きな子と、小さな子と一緒に遊ぶということも必要かなと思っておりますけれども、その点について、もう一度、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

あと、12番の千里丘公民館での返却の分で、総合端末ということで、今後検討していくというお話をいただきました。本市としましても、子ども読書活動推進計画というのを今回策定をされますけれども、市長の市政方針にありましたけど

も、やっぱりこれは子どもだけが利用するわけではありませんし、いろんな形で本当に読書の必要性が叫ばれておりますし、そういった読書環境をさらに進めていく上でも、ぜひまた前向きに検討をお願いしたいなと思います。

学校図書館の夏休みの開放につきまして、今、校長会でもお話をさせていただいているということですので、本当にまた実施できるところからというお話を伺いました。朗報であります。また、そういった形で、ぜひ夏休みにどこも、あんまり行くところが少ないという子どもたちにも大きな喜びのあれではないかと思えますし、またぜひ全校実施というか、なるべく実施していただけるようお願いをしておきたいと思えます。

15番の中学校の給食導入についてでありますけれども、今、吹田方式とか、いろんなところで検討もさせていただいているということですが、また今後ともいろんな方式がありますけれども、金額1食につき、委託した場合とか、そういった形で今ご返答をいただきました。お昼に美味しいお弁当を食べるといって、いろんな地域で今実際に検討をされて、また実施の方向でありますけれども、ぜひまた資料等もございましたので、また、お渡しもさせていただきたい、提供もさせていただきたいと思えますが、そういった形で、ぜひお願いしておきたいと思えます。

これは、神奈川県海老名市というところで、ことし4月から6校すべての中学校で注文弁当方式を実施するというので、お昼に美味しいお弁当をとというのが新聞に掲載されておりましたけれども、やっぱりどうしても、いろんな事情、家庭の事情でお弁当を持ってこれないとか、いろんな状況がありますし、またあるお

母さんからはお弁当が、どうしてもやっぱり汁もんは入れられないので、おかずが決まってくるといって、一番、体をつくらなければいけない中学生のときということ、そういった懸念の声もあって、何とか給食にできないのかというふうなお話も以前にお聞きしたこともございますし、そういったことから、ほんとにまたいろいろご検討をいただけたら、ありがたいなと思えます。

携帯電話とか、また茶髪の件はわかりました。本当に、そういう教育委員会のそういった姿勢で、それこそ服装、外見の乱れが、やっぱり生活、そういった乱れにも通じてきますし、いろんな思いが保護者の方もおありでしょうけども、やっぱり毅然とした態度で臨むということも大事だと思いますので、そういった点でもよろしくお願いしたいと思えます。

19番の学校の敷地内の禁煙に関することですが、これは本当に子どもたち、青少年といいますが、喫煙問題も踏まえて、またある意味では受動喫煙の影響も考えて、私はあえて幼稚園、小・中学校の敷地内での禁煙ということで強く要望させていただきたいと思えますので、その点、またよろしくお願いしたいと思えます。

21番の子どものアトピー、ぜんそく、シックハウス症候群、またアレルギーの実態と対策についてということ、この実態については今現在、摂津市でどうだったのかというのはお聞きしてないと思えますので、すいませんが、ぜひお願いしたいと思えます。

特に、今回これからまた取り組んでいけるべくところで換気扇の設置というのも今お聞きさせていただきましたけれども、そういったことも踏まえまして、抜本的に摂津市としての取り組み、また

学校での取り組みが必要だと思えます。  
これは、摂津市では保健センターなどでアレルギーの相談員の配置などが必要ではないかと思えますし、学校では総合学習とか、保健科目でアレルギーへの理解を深める、そういった教育も必要ではないかと思えますし、あとPTA活動を利用してアレルギーに対する啓発運動といえますか、そういったことも必要ではないかと思えます。

ですから、本当に前向きにとらえていただいて、一部ではなくして、今、こういう小学生のアトピーも増えておりますし、アレルギーに対する、そういった疾患が増えておりますので、そういったこともまた考えていただいて、前向きに取り組むをお願いしたいと思えます。この点について、もう一度お聞かせいただきたいと思えます。アレルギーの実態の、今現在掌握されている分の状況を教えてくださいたいと思えます。

次に、幼・保一元化に関しましてですけども、保育所と幼稚園の一元化に向けてということで、今、全国的にこれから広がってまいりますし、今、お話をお聞きさせていただきました。今後の府の動向を見て検討していくということでございますが、これも本当に大きく前向きな取り組みといえますか、いろんな点でプラスになる部分があると思えます。保育所と幼稚園の垣根を越えた連携が進められている中には、親の働き方といえますか、また子育てのニーズが多様化してきているという、そういった点もありますので、ぜひまたそういったことで前向きな取り組みといえますか、よろしくお願ひしたいと思えます。

○山本善信委員長 それでは、7番のスクールカウンセラーの話と、それから幼稚園の問題ですね。それから11番の、

わくわく広場の話、あるいはまたアトピーの実態把握の話、そういったところの答弁をお願いします。木下課長。

○木下生涯学習課長 わくわく広場に付きまして、先ほど、高学年の参加人数が減ってきたというところでございますが、やはり私どもも子ども同士の交流、中でも異年齢での子ども同士の遊びが非常に重要であり、また近年、その部分が欠落しているような部分も見られることから、今後、子ども同士、低学年から高学年の子どもたちが一緒に遊んで、その中で子どもたちが遊びのルールを身につけるなり、また高学年からは小さい子どもに対して、いたわりとか思いやりの気持ちも芽生えるような形での集団遊び、並びにそういった形でのプログラムについて検討してまいりたいと思っております。

○山本善信委員長 高橋所長。

○高橋教育研究所長 質問事項7番目に関しまして、スクールカウンセラー等につきまして、諸問題につきまして対応できるかというようなご質問であろうかと思っております。

来年度につきましては、小学校及び中学校につきまして、全小学校に市費のスクールカウンセラーを配置し、また中学校につきましては府費のスクールカウンセラーが配置される見込みでございます。

また、教育研究所にも臨床心理士を配置し、市立幼稚園並びに地域や市民の方々のご相談に応じてまいります。

また、関係諸機関との連携でございますが、行政におきましてはこども育成課、健康推進課、並びに教育委員会学校教育課、そして摂津市家庭児童相談所、茨木保健所、吹田子ども家庭センター等々連携しながら、もろもろの諸問題に対応してまいりたいと思っております。

○山本善信委員長 大馬課長。

○大路学校教育課長 そうしましたらカウンセラーの件について、学校教育課の方からも一部答弁させていただきます。

今、所長がお答えしましたように、今回、小学校に市費のスクールカウンセラーを4名ということで、1人当たり3校に配置をさせていただく体制が取れました。

しかし、それぞれの課題につきまして、例えば不登校の問題でもカウンセラーの対応で十分に機能する場合、またそれ以外の形のものに対応するとか、個々の対応につきまして、それぞれ役割分担がございますので、すべてカウンセラーの方が対応するということはございませんので、現行の体制で、これで十分に機能させていくように各学校の方を指導をしていきたいと思っております。組織的な対応ということが学校、非常に大事でございますので、来ていただいたスクールカウンセラーの方、生活指導の者、それから養護教諭、担任というようなことの有機的な結びつきで、今回配置していただいた、週1回来ていただきますので、そういう形で対応したいと考えておりますので、よろしく願います。

○山本善信委員長 寺田部長。

○寺田教育総務部長 公立幼稚園の保育料の値上げについて、今回、議案で挙げさせていただいておりまして、18年4月から実施しますと17年ぶりの改定ということになります。この間、据え置いてきたということで、それなりに私の前の担当の方も頑張ってくられたということだというふうに思っております。

ただ、しかし17年間の中で、保育所の保育料は値上げをされてきたし、あるいはいろんな貸し館等の使用料等も上がってまいりました。本市の現在の財政状況、あるいは他市の状況から見ますと、今回値上げをさせていただく時期だというふ

うに判断をいたしました。保護者の皆さん方については、値上げについては非常にこの時代において、非常にご負担等も考えれば非常に心苦しいところもありますが、先ほどおっしゃいました、それぞれ所得階層の中でこの値上げが直撃をしないような、いろんなことが考えられないかということでございますので、それにつきましては一度、こちらの方もいろんな区分を見てみないと、それぞれの負担割合というのは、まだこの場ではちょっと申し上げられませんので、この17年度中にいろいろ検討もしたいというふうには考えております。

○山本善信委員長 田川課長。

○田川学務課長 アトピーの実態はどうか教えてほしいということなんですけれども、市独自でアレルギー、アトピーにかかわる実態調査というのは実施しておりません。ただ、平成15年度に大阪府の教育委員会と大阪市の教育委員会、また大阪府医師会等と一緒に子ども健康調査というのを実施しております。細かい部分にわたって調査されるわけですが、総評といたしましては、アトピー性の皮膚炎の訴えは次第に減少しつつあるように思われると。

一方、目のかゆみとか鼻炎の花粉症の症状は、依然として鎮静の兆しが見られなかったということで、地域は毎回固定している。花粉とか、かびなどの原因物質の分布の詳細が十分に把握されていないこともあり、病院の解析が今後に残されているというような総評をまとめておられます。

あと、給食にかかわりましてのアレルギー、玉子とか牛乳とかが代表的な食べ物でアレルギーの症状を示す児童がおられます。そういう方につきましては、牛乳なり、玉子を除去した除去食での給食

で対応をいたしております。

○山本善信委員長 川端委員。

○川端委員 今、答弁いただきまして、スクールカウンセラーの件に関しまして、さまざまに対応して1週間に1回、スクールカウンセラーだけではなくして、いろんな指導員等、また養護教員の方もいらっしゃるというお話をお伺いさせていただきましたけれども、やっぱり子どもたちにとって、保護者にとっても、やっぱり相談したいときに、即いられない、常駐していないという、そういった時を逸してしまう場合もありますので、本当に、そういった相談とか、ご相談事に即対応できるような体制をくれぐれもよろしくお願いしておきたいと思います。

それと、今、幼稚園の方ですけども、本当に受益者負担ということは、理解しておりますし、先ほども申し上げましたように、またいろんな条件をつけながらですけども、またそういったことの配慮、さまざまにしていきたいと思います。

アトピーの件に関しましても、後日で結構ですので、やっぱりこれから大きな問題ですし、そういった、これから栄養教諭の分も出てまいりますし、給食に関してもアレルギーの人もいろいろいらっしゃると思いますので、やっぱり摂津市として、実態といいますか、数値的な、そういったものも後日で結構ですので、また教えていただきたいと思いますので、その実態を把握しない限り、一步も前へ進めないと思いますし、口で子どもたちを守っていく、また本当に健全に育ってってもらえるように、いじめがないようにといっても、やっぱりそこら辺からいろんな問題も入ってきますので、その点をよろしくお願いしておきたいと思います。

○山本善信委員長 最後にご質問のありましたアトピー云々の実態把握の具体的な内容について、委員会開会中に出せたら委員会開会中に出していただいて、統計的にいろいろ無理な点もあったとしたら、それはまた後日にとということで、資料を提出していただきたいというふうに思います。

暫時、休憩いたします。

(午前 11時 57分 休憩)

(午後 1時 1分 再開)

○山本善信委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

質疑を続けます。嶋野委員。

○嶋野委員 それでは、議案第1号の一般会計予算につきましてご質問させていただきます。

まず歳入につきましては、1点だけございます。

予算書の57ページの款19、項3、目1、奨学資金貸付金の元金収入でありますけれど、17年度は償還率をどの程度に見込んでおられるのか。また、償還率アップに向けての具体的な取り組みといったものについてお聞きをいたします。

歳出の方は、予算概要に沿いまして質問をさせていただきますけれども、概要の106ページ、そこの中のOA機器管理事業なんですけれども、その中の一番下になりますが、電子複写機レンタル料ですね。このレンタル料ということで、140万円が計上されておられます。ほかの項目の電子複写機レンタル料を見てまいりますと、例えば概要の108ページ、教育研究所に係る電子複写機のレンタル料かと思うんですが、これが7万2,000円であると。ちょっと飛びまして129ページ、公民館にかかわる同レンタル料になるんですが、ここは6台、レンタルをされてるようなんですが、それ

でも40万8,000円になると。

106ページに戻っていただきまして、備考欄を見ますと、電子複写機、ファックス各1台であると、1台でなぜ140万円も計上されているのかという点が気になりましたので、その点もお聞かせいただきたいと思えます。

107ページになります。安全対策事業ですが、これはさきの代表質問の際にも相当多くの会派の代表の議員がご質問をされておられました。寝屋川市の中央小学校の非常に痛ましい事件を受けまして、太田知事が大阪市を除く府内のすべての小学校にプロの警備を配置していこうと、そういった安全対策に取り組んでいくということを言われまして、その施策が3月中には決まるんだということをさきの本会議の代表質問でお聞きしたわけなんですけど、本市につきましては従来から、すべての小学校の正門横に受付小屋を設置すると。それに常駐される受付員の方が、学校内に入ろうとされる方の情報をしっかり把握するという、こういった先進的な取り組みをされておられます。

この取り組みにつきましては、非常に全国的にも注目されておられまして、摂津市がどういった、この大阪府の意向を受けて、どういった変化があるのかということも恐らく全国的に注目されるだろうと思うんです。

この間の代表質問で、3月中に大阪府の方針が決まるんだというお話であったんですけども、そう言ってる間に着々と時間がたっていきまして、例えば今月の22日やったかと思うんですが、柳田の多目的ホールで発足式がされますよね。その際には、しっかりとしたものが決まってないかんわけですよ。現に地域の方が、本当に子どもたちの安心・安全を守ろうと本気になられてる中で、市が従来

から説明してきたことが変化するようになってきたら、私は余り好ましくないことではないかなと。どこら辺をめどに本市としての最終的な意思決定をするのかという点をお聞かせいただきたい。

既に登録されている有償ボランティアの方に対して、大阪府でこういった意向を持っていると、だから本市として、ひょっとしたら変わるかもしれないといったことの説明をされているのか、その点もボランティアの方に対してということですよ、あわせてお聞きをしておきたいと思えます。

それと、これは各市の自治体で実際に導入されている施策なんですけど、いわゆる青色回転灯というんですか、乗用車に青色回転灯をつけて市内を巡回すると。それで安心・安全を確保していこうという施策が例えば東京の杉並区とか、そういったところで導入されているんですけど、本市においても私はそのような施策が導入されるべきではないかと思っておりますので、その点につきましても一度お聞きをしておきたいと思えます。

続きまして、同じく概要の107ページになりますが、小中学校通学区事業で、小中学校通学区区域審議会の委員報酬が計上されておりますが、この審議会を開くことによって具体的に何か問題解決されるような校区の変更が期待できるのかということと、これは若干付随してということになってくるかもしれませんが、私、前回の一般質問の中で例えば三宅小学校が小規模校になってきたと。片や隣接する茨木市の天王小学校は、子どもが増えてきましたと。実は、増えていきますよね。それで、三宅小学校と天王小学校で、うまいこと区域調整をできませんかという質問をさせていただきまして、実際、教育委員会から茨木市にその旨を申し出

に行かれたようで、しかしながら茨木市の方で独自に解決されるということで、これはなくなりましたというお話を聞いたんですが、その際に私、もう1点指摘させていただいたのは、吹田の南山田小学校が非常に児童数が増えてくると。校舎の増築では追いつかない。さらに学校をつくらなくてはいけないというような状況になってきたと。

片や、摂津はどうかと言いますと、千里丘小学校は小規模校ではないかもしれませんが児童数が相当減ってきていると。あるいは、南山田からでしたら、三宅小学校というのは、そう遠くないわけで、三宅小学校は小規模校ですよ、ご存じのように。ここら辺で、いわゆる市域を越えた、吹田市との市域を越えた通学区の編入ということも私は、一般質問の際には吹田市の教育委員会の方にこの旨の申し出をすべきであるということとどめておったんですが、その後、例えば審議会なんかで取り上げられるような予定はあるのか。

今までに実際、吹田市の方に足を運ばれたことはあるのか。あるいは、されようとする意思があるのか、この際、確認をしておきたいなと思っております。

続きまして、概要の109ページに移りますが、教育相談事業であります。不登校の問題でありまして、本市は非常に不登校の児童・生徒の数が多いと。大阪府が、実はこの不登校の児童・生徒の数が全国で一番多いらしいですね。

その大阪の中で摂津が一番多いということで、森山市長が摂津市は日本一、不登校の児童・生徒が多いんだということをおっしゃっておられました。それで、何とかしてこれに取り組んでいかななくてはいけないという意向を非常に明らかにされておられまして、今現在不登校にな

られている方が学校に通えるようになる。あるいは、これから将来に向かって不登校の児童・生徒を生み出さないというためには、現在の不登校の原因を把握する必要があるのではないかなど。どのような方法で把握をされているのか。

それともう1点、これは当初予算の主要事業一覧表をちょっとごらんいただきたいんですけども、その一覧の中の9ページになるんですが、この中で教育相談事業についても書かれておまして、この事業に対する目標値が設定をされております。この目標値とする指標なんですけれども、これが相談件数が目標になってるんですよ。果たして、そうなのかなと思うんです。要は、この相談事業を通して不登校という状態を解消された数、人の数がここに計上されるべきであって、この目標設定自体がおかしいのではないかなと思いますので、この点も一度お聞きをしておきたいなと思います。

続きまして、概要の110ページをお願いしますが、その一番下になります。特色ある学校づくり推進事業ということで、今、総合学習という時間が義務教育課程の中で取り入れられておまして、この進め方、テーマの設定の仕方についてお聞きをしたいと思うんですけれども、実際に授業をされる先生が、現場の裁量に任せておられるのか。あるいは、例えば校長先生なりが独自の思いがあって、それに基づいて何か指示があって、それで現場の先生方が考えられるのか。それとも、教育委員会がしっかりと各学校に指示をしていって、それに基づいてまた現場の先生がされるのか。総合学習のテーマなんかについての選定の仕方、そのことについてもお聞きをしておきたいなと思っております。

それと、概要の111ページになりま

す。学力定着度調査事業で、これは午前中に川端委員も質問されておられましたし、またさきの代表質問でも取り上げられてきたテーマでありますけれども、これ16年から20年にかけての5年間で行なわれるということで、16年、実際されたわけなんですけれども、この結果、指導力不足であるというような判断をされたような教師の方が本市におられるのか、その点、お聞きをしておきたいなと。

こういった調査によって、そういったことがわかるような仕組みになっているのかということもあわせてお聞かせいただきたいなと思います。

同じく概要の111ページです。学校・家庭連携支援モデル事業、これは新規事業なんですけれども、これもちょっと主要事業一覧表をごらんいただきたいなと思いますが、ここの10ページに記載がされておりまして、ここの記載で大体的大枠と申しましょうか、意図することはよくわかるんですが、具体的な姿が全く見えてこないといったことで、具体的にわかりやすさの例を挙げていただいでご説明いただけないかなと思います。

それと、これも実は目標設定が私はおかしいんじゃないかなと思っておりまして、要は目標値が対象学校数になってるんですね。2校で実施されると。これは努力せんでもされるわけですから、これを目標値に掲げること自体がおかしいのではないかなと。何かこの点について、いわゆる政策サイドから指摘されたようなことはないのか、この際、ちょっとお聞きをしておきたいなと思っております。

概要の112ページの人権教育研究会助成事業といったことで、ここで得られた研究成果といったものは、一体どこに還元がされていくのだろうかと思っておりまして、先の代表質問の中でも人権問

題、人権教育といったことで、いろいろ議論があったわけなんですけれども、私は若干、人権問題といったことは同和問題から出発してるんだといった表現には正直抵抗を感じてるんですけれども、ここで得られた研究成果はどのように還元されていくのかお聞きをしておきたいなと思います。

それと、116ページ、概要ちょっとお願いするんですが、小学校の給食の問題でありまして、これも川端委員もご指摘されておられましたし、また総務の常任委員会の所管にかかわる部分が非常に多いので、基本的な考え方ということだけ、ちょっとお聞きをしておきたいと思うんですが、森山市長は技術技能職は20年まで完全不補充だと、事務職は4割の不補充でいくということをおっしゃられてまして、この給食に携われる職員の方も恐らく完全不補充ということになるんだろうと思うんですが、その後、先ほど部長の答弁では配置基準の見直しという選択肢と、民間ということが考えられるということをおっしゃっておられましたけれども、今のところそれについて何か教育委員会の中で考えておられることはないのかお聞きをしておきたいなと思います。

121ページになります。これ、ちょっと大分予算から外れてしまうのかもしれませんが、ちょっと申しわけないんですが、幼稚園のことにつきまして、今回公立の幼稚園の値上げの議案が上がっておりまして、非常にこの問題は今議会で大きなウエイトを占めるんじゃないかなと思ってんですが、幼稚園が3園に統廃合されたということについて、何か具体的に改善された点があるのか。例えば、待機児童の問題であるとか、そこら辺のことを一度お聞かせいただきたいなと。

概要の126ページの成人祭であります。成人祭につきましては、毎回毎回質問いたしまして、もう質問するものがないんですけども、この1月に行なわれた成人祭は、新成人が企画をされて、そして実際の進行をされるといったことで新しい取り組みがされたわけですね。それについて、どのように評価されて、17年度も同じ方向でいくのかどうかということをお聞かせいただきたいなと思っております。

続きまして、131ページで図書館、鳥飼図書センターに携わる部分なんです。この図書館の中の職員構成というんでしょうか、例えば正職の中でも専門職である司書の方が何名おられてとか、司書の補佐の方は何名おられてとか、臨職の方、例えばパートの方が何名おられてとか、そういったことを一度お聞かせいただきたい。それに伴って、実は私は、恐らく図書館というのは臨職の方というんでしょうか、パートの方が非常に多いんじゃないかなと思っております。そこでまた1つ重要な、これから課題があるのではないかなと。というのは、いわゆる正職の方と臨職の方と、細かい職務規定が設けられていなかったら、例えば同じ仕事をしながら片方は非常に高い月給をもらっていると、片方は非常に安い時給だと、このような不公平が生じるんではなかろうかなということ非常に懸念しております。この図書館といったものはそういったことが一番如実にあらわれてくるんじゃないかなということをお思っておりますので、その職務規定なんかをきっちりと定めているのか。その点をお聞かせいただきたい。

それと、あとは主要事業一覧表の方で、どうもこれを見ておりますと、目標の数値の設定の仕方がこの予算を執行するに

あたって、私、本当に適切なのかなと思うことが非常にありますので、ちょっと事細かに挙げさせていただきます。

まず、この一覧表の6ページなんです。家庭教育推進事業で、ここも目標数が講座の開催回数なんです。これは当然、人数じゃなかろうかなと、目標にするのは、10回というのはするわけなんですから。そこで何名の方が、この講座に参加していただけるのかといったことで目標を掲げて業務をするものでありましょから、この設定の仕方がまずおかしいのではないかと、この点についてお聞かせいただきたい。

同じく6ページで、地域子ども教室推進事業なんですけれど、これも目標数が8であると。要は、実施学校数ですよ。8校でするわけですから、これは努力せんでも8校になるわけですよ。じゃなくて、参加される子どもの数であったりとか、登録される大人の方の数であったりとか、そこに設定すべきやと、そもそも違うんじゃないかと。

このわくわく広場については、委員長も代表質問のときに取り上げておられましたし、3か年事業であると。18年まで続くものであって、あと4校残ってる中に、統廃合の対象として考えられている3つが含まれていてというような話もございました。

委員長の方から質問していただいて、私は一番よかったと思うんですが、委員長は質問できない立場におられますので、私が成り代わって質問したいなと思うんですが、当然、18年にはあとの4つがされるということですよ。3か年事業なんですから、その点、確認の意味で、これで委員長、よろしいですか。

それと、9ページになります。適応指導教室事業ですが、ここも目標数が適応

教室に通う児童・生徒の数、10人となっておりますけれども、現在、この適応指導教室に通われている数は何名なのか。それによっては、この目標の設定の仕方がおかしいのではないかという話になってきますので、お聞かせいただきたい。

11ページなんですが、図書館、あるいは鳥飼図書センターの修繕件数を目標に掲げられておられますが、これはどういうことなのかお聞かせいただきたいと思います。

同じく11ページで、地区の市民体育祭の実施補助事業なんですが、これ、要は12校で実施しますよと。これは、もし今、実施されていない学校があるのであれば12校を目標に掲げることは意味があるんですが、現在12校実施されているというのであれば、これはされるわけですから目標でも何でもないと、現状であると思いますので、その点もお聞かせいただきたいと。

大分、予算と外れるところもあったかと思っておりますけれども、以上で1回目、お願いいたします。

○山本善信委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 事務局費に係るOA機器の電子複写機レンタル料の件でございますが、他の公共施設、小学校、中学校、公民館等と比べて、この金額がどうなんだろうかということの内容のご質問だったと思います。

それで、事務局費で管理いたしておりますのは、教育委員会事務局が事務に使用しますコピー機でございますが、市の中で一括して契約していただいている分でございますが、学校等と若干使い方が違うと思うんですが、学校につきましては従前から例えばテスト等で、要するに大量一括印刷がほとんどでございますので、学校につきましては従前から印刷機とい

うものの導入をやっておりまして、学校に置いてるコピー機は本当に事務用に使うコピーということで、なるべくコピーの量も少量でやってほしいということで、こちらからも指導させていただいております。

ただ、事務局におきましては、やはり資料等、作成配布等がありますので、枚数が少なくても、いろんな種類があるということで、実は事務局のコピーのカウンターも20枚以上は印刷に回してほしいということで、20枚以上は印刷ができないような形にしまして、それ以上は印刷の方へ回すと、そういうような工夫もする中でやっておりますが、いずれにいたしましても、やはり教育委員会の事務局で資料等を作成する場合は、過去からこの程度の予算額はどうしても必要になっているということで、この額を計上はしておりますけれども、しかしこの額を丸々使うということではなくて、先ほど言いましたようにカウンター数を20で切って、それ以上は使えないようにするとか、そういう工夫をしながら経費の削減には努めているという状況でございます。

それと、安全対策についてのご質問で、大阪府の制度と摂津市が独自で行なっている制度の整合性の問題だと思います。

それで、大阪府が議会において警備員を導入するという表明をされまして、大阪府の当初予算でそれを予算計上したということで、急遽私どもにも連絡がありまして、2月に府からの説明会、担当部長会、担当課長会がございました。その中で一応お聞きしている範囲では、大阪府もやはり寝屋川の事件がございまして、急遽立ち上げた事業ですので詳細設計については3月中になるということで、その段階では大阪府の概要の説明、それと市町村との意見交換、要望等の話し合い

でございました。

聞いておる内容では、一応、警備員として資格を持った人を大阪市を除く府下の全小学校に配置するための予算を確保してありますということでございました。ただ、そのときの質疑応答で、私どもとか、松原市とか、もう既に独自にやってる部分との整合性について質問をしたわけですが、一応、府の担当段階では、そういうふうに行っている部分については柔軟に対応したいということで、そこで一応、そういう表明がございました。今現在、府からも照会が来ておりまして、大阪府の制度にどういふことを望むかという欄がございましたので、私どもとしては摂津市が独自に行なっている事業についても対象とされたいということを書きまして、一応送っております。

その2月の説明会では、3月にも再度、市町村に説明会等を開いてもらえるということでお聞きしております。ただ、今現在は、いつそれがあるかというのは、まだ通知は来ておりません。

それと、私どもの受付員を今後どうするかということだと思っておりますけれども、私どもは最初、この制度を昨年導入したんですが、そのときにもいろんな議論をしてまいりました。その当時、京都の宇治小学校とか、そちらの方で、やはりいろんな事故がございましたので、摂津市でどういふ対応で安全を図るかという中で、例えば監視カメラとか、そういったことも議論いたしましたが、やはり最終的には監視カメラでは、どうしても対応できないと。やはり、入られてから対応するよりも、未然に防ぐ方がいいんだらうと。その中で、やはり人の対応にどうしても行き着いてしまったという状況がございました。

ただし、人を配置するためには、非常

に今後ずっとコストがかかってくる中で、どうするんだという議論をその当時いたしまして、ただ安全も喫緊のこととございますので、そのときは国の緊急雇用が使えましたので、全額、国の緊急雇用を使ってシルバー人材センターに委託して始めましたが、そのときに議論したのは、やはり子どもの安全を守るということに関して地域に根ざしてる義務教育の学校としては、やはり地域の協力を得る中で、子どもを守ってもらうのがいいんだらうということで、地域のボランティアを1年かけて集める中で、地域全体で学校を見守ってもらうと、そういうことが学校の安全、地域の安全につながるんだらうということで実は昨年、この事業を始めました。

1年かけましてボランティアを募集したおかげで、2月時点で個人の方で49名、それと老人会1団体、自治会1団体、それとシルバー人材センターの有志の方という形で、一応、ボランティア体制ができましたので、私どもはこの4月以降も大阪府の制度が、そういうふうには立ち上げましたが、基本的にはこのボランティア制度でやっていきたいというふうを考えております。

今現在、市独自の要綱を内部制定いたしまして、先ほど嶋野議員がおっしゃいました3月22日の日に一応、市長、議長、それと警察署長等を集めて立ち上げるわけではありますが、私どもは、繰り返しになりますが、やはり市民で守ることが、この制度の理念と考えておりますので、大阪府の制度は制度として私どもの、この理念の中で活用させてもらうように今後働きかけをしていきたいと考えております。

それと、実はボランティアの方も説明会を2月に入りまして、中学校区の小学

校の方に集まっていたいただきまして5回ほどしました。その中で、府制度はどうかという質問もございました。私どもは、府制度はあるけれども、摂津市は市民を市民で守るという理念があるので、この制度を今後も継続していきたいと。ですから、この制度で立ち上げますという形でご説明して、一応40何名の方は今現在納得していただいて、4月1日からやっていただく体制になっておりますので、一応、私どもはこの制度を今後とも続けていきたいと、そういうように考えております。

それと、乗用車の青色回転灯ですが、これにつきましては、東京都の方でそういう事例もあるというのもお聞きしておりますし、ちょっと私、今、手元に持っておりませんが、国の制度が変わって、この青色回転灯をつけることが可能になったということを若干情報としていただいておりますので、これについては摂津市全体の課題だと思っておりますので、そういう委員会での質問があったということで内部協議の方に回していきたいと考えます。

直接は通学区域審議会のご質問でございましたが、統廃合に絡んで茨木市との対応の話がございましたので、私がかちょっとそれをしましたので、私の方で最初にちょっとお話ししますけれども、茨木市に行ったときの経過は嶋野委員がおっしゃったとおりでございまして、茨木市は茨木市で市民の教育は本市で責任を持ってやるということで校区の変更でされたということでございましたので、それは非公式の課長同士の話し合いでございましたので、正式には茨木市はそういうことは受けてないということになりますけれども、一応非公式な会議の中ではそういう話で表明があって、それ以上は進んでおられないということでございます。

関連して、吹田市がどうなんだということなんですが、千里丘小学校につきましても、子どもが横ばいしないし、ちょっと増える傾向がございまして、来年度、17年度は12学級体制でスタートしようでございます。ですから、もう少し千里丘小学校の様子を見なければいけませんので、すぐさま吹田市の方へ申し入れするという状況にはないと思います。しかし、根本的なところは、やはりもし、そういうことをすれば、どうしても組合立という形の制度の中で運用しなければならないと思いますが、やはり以前から申し上げておりますが、今、国なりの考えは、基本的には市町村合併という形で、そういう組合立の行政については今のところ国の方も積極的に進めていないということもありますので、そのお話は若干こちらから申し上げにくいし、また吹田市から恐らくこちらの方にも来られない状況であろうと思っておりますので、ちょっと難しいのではないかと考えております。

○山本善信委員長 田川課長。

○田川学務課長 歳入にかかわりまして、奨学資金の償還率をどれくらい見ているのかというご質問でございまして、奨学金につきましては、これまでに貸付総額が8,647万円、現在、高1、高2、高3、貸与している方を除いて償還しなければならない奨学金なんですけれども、これが貸付総額で8,647万円。

現在、返済していただいている総額が7,850万円で、約90%ぐらいの償還をいただいております。

督促については、これまでも文書による督促、あるいは電話、現地訪問等の督促をしておりますけれども、高校3年生を卒業して借用書を出していただきまして、償還する段階で連帯保証人も書いていただいておりますので、現在は連絡

等が見つからない場合は連帯保証人に対しても連絡を取って償還の催促をいたしております。

小中学校通学区域審議会につきましては、これまで平成13年度小・中学校の統廃合の審議会が始まる以前は、毎年1回程度、小・中学校の児童数の増減等について報告をさせていただくため、審議会を開催しております。具体的校区の変更はやっておりません。平成13年度以降、小・中学校の統廃合の審議会がありまして、答申を出していただきまして、あと小・中学校の統廃合についての現在、地域で説明を行なっておりますので、その間は校区の審議会については開催しておりません。

幼稚園の統合について具体的に改善された点については、統合する以前、平成15年度までは4園で4歳児クラスにつきましては定員160名でありました。とりかえ、せつつ、みやげ幼稚園につきましては、定員をオーバーして抽選をしなければならない状態で待機児童も出ていたわけですが、統合後、平成16年度の受付につきましては、定員が4歳児クラスが180名と、ちょっと増えたんですけども、待機児童は出ておりません。その点が改善された点ではないかと思っております。

○山本善信委員長 木下課長。

○木下生涯学習課長 成人祭につきましては、厳粛な中にも親近感が感じられる成人祭の開催を目的といたしまして、今年度から新成人を公募いたしまして、司会者、誓いの言葉の発表者、花束の贈呈者、それぞれ合計12人の新成人の方を公募いたしまして、若干、公募人数に足りない方につきましては、卒業の学校の推薦によりまして成人式を行ないました。

これにつきましては、やはり身近な新

成人が運営スタッフとして参画しているという意識で成功だったというように認識もしておりますので、次年度につきましてもさらに工夫を凝らしまして、そのような開催に努めていきたいと思っております。

それと、主要事業の中での例えば家庭教育の推進事業、並びに地域子ども教室の推進事業の目標値につきまして、この活動指標が正しいのかどうか。これは、政策推進課と相談いたしました上で、この求めているものは何かというのを考慮しながら改善すべきは改善していきたいと思っております。

○山本善信委員長 西村室長。

○西村人権同和教育室長 人権教育研究会助成事業にかかわりまして、研究成果の還元はというご質問にかかわって答弁申し上げます。

摂津市人権教育研究会は、摂津市の幼・小・中学校に勤務する教職員でもって構成するというところで、全教職員が参加して人権教育の研究を行なっております。その中で研究した成果をどのように還元するのかということで、幾つかの方法がございます。1つは、実践研究会、あるいは研究大会という形で研究した成果を発表するというところで、中には公開授業を含むものもございます。その中で、さまざまな研究成果を報告する中で、どのような成果があったのかということを通して、それぞれ参加した教職員が学校に還元するという方法がございます。

また、さまざまな行事ということで、例えば摂津市では幼・小交流会ということで、毎年、前期・後期ということで、幼稚園と小学校が児童の交流を通して教職員同士の交流会を行なっております。その中で、さまざまな課題が明らかになっ

てまいりました。小学校に入学する時点で、幼稚園、保育所などさまざまな生育環境の子が入学してきます。その中で、例えば入学した時点で具体的には、ひらがなの指導も含めて文字指導ということで、さまざまな違いがあらわれてきます。そういう中で1人も取りこぼしをしないということで丁寧な入門期の指導のあり方ということでの研究を進めてまいりました。そういうことで入門期の文字指導ということでの研究発表をして、さまざまな教材を開発してまいりました。

あるいは現在の子どもたちが非常に自尊感情がない、あるいは非常に人間関係がうまくつけれないというふうな事柄にかかわって、さまざまなアンケート等々をして全市的にどういう課題が今起こっているのかということをもとめまして、その取り組みの工夫の1つとして、さまざまな事業を通して、例えば子どもたちの感情をより交流できるように、「今どんな気持ち」という開発された教材があるんですけど、1人1人の子どもの感情をうまく広げながら、友達同士が交流できる、あるいは友達のいいところ探しという形で、そういう授業の方法ということでの教材開発ということの提案をして、その研究成果をまた報告、冊子にまとめるということ。

あるいは、学力保証の取り組みということで家庭学習との連携の中で、どのように学力保証をしていったのかというふうな実践を報告していただくということも含めて、市内、あるいは先ほど言いました三島地区、あるいは大阪府ということで、摂津の方から報告する場合がありますし、逆に摂津市の方から、さまざまところに参加していただくということも含めて研究成果をお互い交流しているということがございます。

また、市内的には、先日も12月の人権週間に合わせて市の人権協と共催して人権作品展というのを開催させていただきました。そういう中で、子どもたちが学校で人権教育に学んだことを人権作品展という形で発表することを通して、さまざまな方に見ていただくことを通して、またご意見もいただきたいというふうなことを思っております。

研究成果をできる限り還元するように努力していただいているということでございます。

○山本善信委員長 大路課長。

○大路学校教育課長 まず、特色ある学校づくり事業にかかわりまして、総合学習についてのテーマの設定についてでございます。現在取り組んでおります総合学習の時間と申しますのは、平成14年度より実施されております現行の学習指導要領から導入されたものでございまして、子どもたちが主体的に学び、みずから課題解決できる力を育成するとともに、学ぶ意欲の向上から学び続ける態度の育成をねらいとしております。その内容につきましては、各学校において、その特色や実態に応じた学習活動を行なうこととされ、各学校においての創意工夫と子どもの実態把握による適切な指導計画を立てることが求められております。

これにつきましては、教育課程の編成ということでございますので、各学校において法令等に基づきながら適切に教育課程を編成することになってございますので、指導要領の中に示されております総合学習のテーマ、例えば国際理解、情報、環境、福祉、健康などの横断的、総合的な課題、児童の興味関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて学校の実態に応じて学習活動を行なうものとする」と述べられてお

ります。

しかし、教育委員会といたしましては、摂津市の教育方針、それから府の教育委員会の方は、私ども教育委員会に対する指示事項の中で総合学習等についての表記もございますので、そういったことの指示を合わせて学校で教育課程を編成していただく、総合的な学習の時間を適切にテーマ設定していただくということとしております。

なお、平成17年度から小学校については新しい教科書でスタートしますが、その折に小学校の学習指導要領も一部改正をされておまして、その中には総合学習的な時間の全体計画というものを作成することが求められておりますので、教育委員会といたしましても各学校に平成17年度については全体計画を作成するよう求めておるところでございます。

続きまして、不登校児童・生徒の具体的な把握の件について、不登校と申しますのは、年間30日以上を欠席した児童のうち、病気や経済的理由、その他によるものを除くと定められておりますので、学校教育課の方は、毎学期、1学期は10日以上、2学期は20日以上というような形で、学期ごとの報告を求めています。その折に、その児童・生徒がどういった理由で欠席をしているのかということを求める項目がございます。

例えば、学校生活に起因するのであるとか、遊び非行的なものであるとか、無気力型であるとかというような類型がございますので、そういった類型に基づいて具体的に指導していかないと効果が出ません。ということで、特にここ私ども教育委員会、府の教育委員会の含めて、不登校については例えば不安などの情緒的混乱のタイプにはカウンセラー等の専門的な機関に相談することが有効である。

また、無気力的なタイプには、積極的な登校刺激をすることが必要であるというようなことが具体的な手だてとしてあらわされておりますので、こういったことについて、さらに研究を深めながら各学校を指導して不登校が一刻も早くなくなるように引き続き努力をしてみたいと考えております。

続きまして、学力定着度調査と指導力不足の教員の関係ですが、摂津市の学力定着度調査につきましては、目的は3つでございます。

1つは、児童・生徒1人1人の取り組むべき課題を明確にして、主体的に学ぶ意欲を向上させること。これは、その児童・生徒に対しての還元でございます。

2点目に、各学校が基礎・基本の定着状況を把握することで指導体制及び指導計画の改善を図るとともに、各教員の指導の改善に生かすことで学習指導を充実させること、これが2点目でございます。

3点目に、本市教育委員会として確かな学力を向上させるための施策の充実を目指し、調査の結果をもとに、より一層行きたくてたまらない学校、学びのある教室づくりのための方策を探ることとなっております。

そういたしますと、指導力不足の教員ということになりますと、先ほどの2項目目の各教員の指導力の改善ということが、それに該当すると思われませんが、しかし指導力不足の問題については、この学力定着度ということだけでなく、通常毎日の日々のその教員の置かれている状況を校長・教頭の方が的確に把握し、その状況に応じて適切に研修を求めているところでございます。

なお、さらに指導力不足教員のことについては、市の教育委員会、府の教育委員会一体となって、さらに指導力の改善

に努めたいと考えております。

続きまして、学校・家庭連携支援モデル事業の新規の施策でございます。この事業につきましては、平成16年度は府の委託の事業ということで、家庭の教育機能総合支援モデル拡充事業ということで実施をいたしました。しかし、残念ながら府の方は、1年間の単年事業ということで、これについての交付金を打ち切るという事態になりましたので、これについては市の財政、市長を含めて摂津市としては、ぜひこの事業を継続することによって、さらに充実をさせていただきたいということで、今回予算の計上とさせていただきます。

この内容を少し具体的にお話をさせていただきますが、これは家庭の教育機能が低下しているという指摘の中で不登校や非行、さらには虐待問題等の困難を抱えておられたり、また子育てやしつけに悩んだり不安を抱く支援が必要な家庭に対して、総合的にご家庭を支援するものでございます。こういった家庭教育というときには、通常、生涯学習課の方からも支援をしていただくんですが、この事業につきましては学校の教育機能というのは、例えば家庭訪問をするとか、担任の教師として、その保護者と話をするとかという、この学校の教育機能を最大限に活用して、そこを拠点、利用しながら支援を図っていくという形で、その家庭の保護者の方を一方的に指導をするというよりは、学校に家庭から押し出させていただくという力で具体的には家庭教育相談員という方が訪問等をするることによって保護者の方を励ましていただき、家庭の教育の機能を高めることによって、結果として不登校児童が不登校を克服するというような事例も出てきて、そういう成功例も出ております。

具体的に予想される形といたしましては、不登校の未然防止、それから欠席の長期化について朝の家庭訪問等が自由に行なえることによって、それが防止される成果。また、虐待家庭等の早期の対応や相談によることによる解決という具体例もございます。

また、授業時間内等において、即時的に対応ができるという家庭訪問が教育相談員の方で対応できますので、そういう効果の期待。さらに、教員ではございませんので、そのお子さん等について、学校の教室以外の様子、例えば運動場で遊んでいる様子とか、友達の様子などを家庭に伝えていただくことによって、効果を上げていくということでございます。

それから、目標についての設定でございますが、何分、今年度実施し、また市の単独事業としては、平成17年度ですので、今、言ったような具体的に事業を展開する中で、何が有効な数値目標かについては、これは私ども学校教育課でも十分検討協議をしたいと思っておりますのでございます。

○山本善信委員長 井上館長。

○井上市民図書館長 図書館の職員の構成等については、現在、市の正規の職員が8名、月給制の非常勤職員が3名、日給制の非常勤職員が3名、非常勤の特別職が1名、施設管理公社の職員が4名おられます。

これらのうちの司書の数なんですが、正規の職員8名中、司書の資格を持っているのは2名です。それから、月給制の非常勤職員につきましては、司書の資格を持っているのが1名、司書補が2名。日給制の非常勤職員につきましては、3名とも司書の資格を持っております。施設管理公社の4名につきましても、4名とも司書の資格は持っております。

続きまして、職員の職務規定につきましては、摂津市市民図書館条例施行規則の中で職務に関して規定しております。

実際の職務分担につきましては、日給制の非常勤職員、いわゆる臨時職員と言われる方につきましては、カウンター業務が主で、本の貸し出し、返却、それから返却された図書の配架、図書館内の図書の整理、これを主にさせていただいております。

それ以外の正規の職員及び月給制の非常勤職員につきましては、先ほど申し上げました図書館の職務につきまして平等に職務分担をしております。

そういうことで、いわゆる臨時職員と正規の職員等との間の職務の分担につきましては、はっきりした区分を設けてやっております。

引き続きまして、図書館の管理事業の中の指標の取り方についてでございますが、ご指摘のように私どもも何を指標にしているかわからなかったのが修繕件数を上げさせてもらったんですが、これにつきましては一応、図書館ができて22年がたっておりまして、施設もあちこち傷みが激しいということで、できるだけ利用者の方に気持ちよく利用していただくためには、要求があったときに、その都度修繕しておこうというような形で修繕件数を上げさせていただいたんですけど、それが指標の目的と言われると確かにおかしいところがありますので、この点につきましてはもう一度考えさせていただきたいと思っております。

○山本善信委員長 寺田部長。

○寺田教育総務部長 今まで、学校給食の調理員の配置については、その都度、基準を見直して人員の採用を控えてきたわけですが、このたび市長が平成20年まで新規採用を行なわないとい

うことをご表明されました。じゃあ20年まで何とか、これをつないでいけばいいのかなということではなしに、市長自身の任期が20年ですから責任を持てる数字として20年までとおっしゃったというふうに我々は解釈をしております、その20年になれば財政が見えるほど好転するとは決して思いませんので、今後も含めて、この学校給食の運営について、今までみたいな小手先のような改善やなしに、基本的にどのようなやり方でやるかという基本的な改善策を求められているというふうに考えております。

私自身も全小学校の給食の現場に入りまして、1日の作業をずっと見させてもらいました、何回か。そこで感じますのは、やはり人数、頭数は絶対要るなど、これ以上は減らせないと。ただ、しかしその人数を直営でやらなきゃならないか、果たしてどうかということになりますと、また違うということでもあります。

1点目は、この市の直営でやるのがどうかということと、それと民間委託、これは各市民間委託は相当進んできておりまして、民間委託をしたことによって各調理現場の方がとんでもない混乱が起きているということは我々は聞いておりません。一定、給食の委託は市の方で当然、献立はつくり、食材は市で購入し、ただ民間の人が来ていただいて調理をしていただく。それも市の決めたとおりの作業をさせていただくということで、極めて市の関与はあるわけでありまして、全く民間の好き勝手にというようなことではありません。

そういうことからしますと、やはりこの際に我々としては、学校給食については直営でいくのか、民間でいくのか。もし民間でなしに直営でいくのならば、正職でいくのか、もう少しパートをたくさ

ん入れまして、それらの人の力を借りて運営をするか。まさしく、これは給食のコストの問題であるというふうに我々は考えております。

○山本善信委員長 木下課長。

○木下生涯学習課長 先ほどの答弁の中で、地域子ども教室のわくわく広場の平成18年度の予定につきまして、改めてここで答弁させていただきます。

この3か年、18年度で全12小学校すべて実施するわけですが、予定してますのは三宅小学校、味舌小学校、鳥飼小学校、別府小学校の4校でございます。

○山本善信委員長 山下次長。

○山下生涯学習部次長 それでは、主要事業一覧表の中の地区市民体育祭の事業目標値の考え方につきまして、地区市民体育祭の開催につきましては、各校区の実行委員会の方々での組織で行なっていたいております。

今まで、すべて12校区実施をしていただいております。今後におきましても、その目標値に向かって行なっていただけたらと思っております。

なお、記載内容につきましては、今後、政策推進課と協議してまいりたいと考えております。

○山本善信委員長 大路課長。

○大路学校教育課長 ちょっと先ほどの答弁で間違いがございましたので訂正させていただきます。

先ほどの総合的な学習の時間の折に、指導要領との関連におきまして、新しい教科書の採択、平成17年度の小学校とこの学習指導要領が完全に連動しているような形でご説明させていただいたのですが、それは誤りでございまして、今回、学習指導要領で特に総合学習の全体計画の作成という文言については、平成15年12月に一部改正されておりますので、

指導要領的にはそういう形で、生きた形になっておりますので、教育委員会といたしましては平成16年度に全体計画を作成することを求めて来年度正式な形で各学校から求めるということでございますので、訂正させていただきます。

○山本善信委員長 高橋所長。

○高橋教育研究所長 教育研究所が所管いたしております教育相談事業及び適応指導教室事業におきます主要事業一覧表における目標値についてでございますが、私の把握がずれておりましたらご容赦願いたいと思っておりますが、この主要事業一覧表につきましては市の政策推進課より費用対効果の点でのご指摘だろうと、私は考えております。

それで、教育相談事業におきましては、私ども教育研究所の市費におきます職員といえますのは、所長と指導主事のほか、教育相談事業におきます非常勤の教育指導嘱託員の7名だけなんです。

それで、パルの人数については後ほど申し上げようと思ったんですが、現在、12名でございます。ことしについては12名ということで、大体10名ぐらいということで聞いておるんですが。

○山本善信委員長 ことしについては17年度ですか。高橋所長。

○高橋教育研究所長 16年度です。

○山本善信委員長 16年度が12名ということで、17年度は10名ということですか、それで予算化されたということですか。高橋所長。

○高橋教育研究所長 はい、そうです。

○山本善信委員長 嶋野委員。

○嶋野委員 まず奨学資金の貸付金、これの元金収入の償還率といったことで、今までで8,647万円が償還されなくてはならない額であって、その中の7,850万円、90%が償還されていると

いったことで、これは私が思ったよりも高いなという正直な印象なんですけれども、問題は、これ一般質問でも言わせていただいたのは、著しく不誠実な滞納者、これは失礼ですけれども、滞納者に対してどない対応すんねやっちゅうことを私は氏名なんかも公表できる条例をつくったらどうやということを提案させていただいたんですけれども、この市民税の方になるんですけれども、実際に数値目標を掲げられて滞納分に関しては20%、何とか収納できるような体制をとということで数字を掲げておられるんですね。この奨学資金というのは、税金とはちょっと色合いが違いますけれども、こちらに返ってくる、償還されるのがとまっているというものにつきましては、やっぱり数値目標を掲げてやっていくことが私は業務としては必要不可欠じゃないかと。

これ、去年の決算のときにも言わせていただいたんですけれども、じゃあ数値目標が問題なんじゃなくて、要はしっかりすることなんだとおっしゃっておられましたけれども、摂津市行政全体の中で事務事業評価というのが始まっておりまして、それについては私、先ほどからも何点か質問させていただいておるわけなんですけれども、やっぱり数字を掲げて、それに向けて頑張っていくと。それが達成されているのかどうかということで、やってきた方法、手段が適切であったのかということが判断できると思いますので、これはやはり掲げるべきではないかと。同じ質問になってくるかもしれないけれども、返還が滞っている分についての償還率アップに向けての努力といったことで数値目標を掲げるかどうかについて、これは決算と同じになってしまいますけど再度お聞きをしておきたいなと思います。

概要106ページのOA機器の電子複写機レンタル料なんですけれども、このレンタル料というのは、要は機器とコピー枚数両方合わさってるんやというようなニュアンス、私、次長の答弁をお聞きしておったんですけれども、それで合っていれば、もう答弁は結構です。もし違っていたら指摘をしていただきたいと思います。

それと安全対策事業なんですけれども、基本的には地域の方の有償ボランティアをお願いしていくんだという方向は変わらないということですので、これは府の方が、いつ回答が出るかわからんわけですよ。その中で、いろんなこれが折衝して行って、市のやっていく事業に対しても府の補助をお願いしますよとかいう話になっていくかと思えますけれども、ボランティアの方が受付員として各小学校の正門前におられるという姿は変わらんということで理解いたしましたので、これは今後、全国に先駆けてやったと、何か松原市と青森の三沢市かどこかも同じようなことをされておって、摂津市とあわせて3つが先進的であるというような報告を私、新聞で見たことがありますし、またそういったことで注目もされておりますので、しっかりとした結果を出していただきたいなと思うんですが、先ほど青色回転灯のことをちょっと申し上げましたけれども、これから府の方に例えば有償ボランティアの方で府費の負担をお願いしますよと、助成をお願いしますよというお願いをしに行くときには、この青色回転灯についてはどうですかと。

受付員については、府の方の施策としてプロの警備員が来られると、摂津市の小学校に来られるというのは、うちの場合は独自のものをつくってますので、だからできてない青色回転灯、まち動き回

る車の方の補助をちょっとお願いできませんかという折衝をお願いできんものか、難しいかもしれませんが、ちょっと一度お聞きをしておきたいと思います。

107ページの小学校通学区事業で、茨木には非公式で課長が行かれたと、そして課長同士の話し合いがもたれたということなので、ただ吹田には実際には行かれてないわけですよ。難しいんじゃないかと、これは今まで予想の域に過ぎないわけで、恐らくこれも私の予想ですよ。吹田も困ってるんじゃないかと思ってるんですよ。小学校つukらないかんとというような状況になってしまっていると。

摂津市の方も確かに千里丘小学校は近辺に住宅が開発されたり、大型マンションができたことといたことで12学級できているということはあっても、例えば三宅小学校は、やはり小規模校であるということは、これは事実でありまして、三宅からと南山田小学校、実は近いんですよ。非常に近いんですよ。そこら辺で、例えば具体的な地名を出しますと、例えば長野西、長野東、ここら辺の児童の方が三宅、もしくは千里丘に通うということは、これは可能やと思うんですよ。これも非公式で結構なんで、一度、行っていただくと。すると、何か思ってもみなかった機会が出るのかもしれない。これは答弁は結構ですので、その点を再度要望しておきたいと思っております。

109ページの教育相談事業でありますけれども、確かに摂津市の不登校の児童・生徒の数が多いということは、これは憂慮すべき事態でありますけれども、しかしそれに対する摂津市の対応というものは、これは充実をしているといったことは、私はよく耳にしております。

実際に、具体的にこの生徒、あるいはこの児童は、こういう理由で不登校になっ

ているんだといったところまで把握をされているというふうに私は理解しましたので、こういった事業がより進むことによって、結果的に不登校の数が減っていくということになっていくんだと思いますので、これもより充実していただくということを要望としてお願いをしておきたいと思います。

特色ある学校づくりの中の総合学習につきまして、答弁をいただきましたが、よくわかりましたが、要は平成15年から全体計画の作成を求めることができたなど。ただ、今までやってこなかったということは、教育委員会として、やっぱり明確なビジョンを持って、各学校現場にこういった観点で摂津市の教育をやっていただきたいということを申し上げるべきではなかったのかなと思っております。ですから、この17年度に当たっては、しっかりとされるということなんですけれども、要は教育委員会が責任を持って各学校におろして行って、それを受けて教育現場の教師がやっていただけという姿にしていきたいなと思っております。

ちょっと余談になってしまっ申しわけないんですが、総合学習が導入されたときにおもしろい話を耳にしまして、総合学習が始まりましたと。要は、現場の教師が自分たちの裁量で授業ができるんですよとなったら、どうい変化が起こるのかなと。最初は、教師といったものは子どもたちにいろんなものを伝えていきたい、そういう情熱にあふれているはずやと。だから、自分たちの知識の中から何を子どもたちに授けるのが最適なのか。そこで悩むだろうという、そういう予想があったみたいなんです、実際ふたをあけてみたら、これ一般論の話ですよ。一般論とするならば、総合学習の進

め方というマニュアル本がごっつい売れたというような話を聞きまして、何か逆やなど。要は、何を教えていいのかわからへんというようなことになってしまったということをごらんと私、聞いたんです。これは実際、テレビでもされてたんですよ。こういったことがありまして、教育委員会として、しっかりとしたビジョンを持って現場の教師たちに伝えていくということの重要性といったものを非常に感じましたので、この点、今回ご指摘をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

学力定着度調査につきましても、大路課長おっしゃったとおり、この調査だけで教師の指導力がはかれるものじゃないと。やはり日常の対応、日常の教える姿であるとか、そういったところから総合的に判断されるものであると。それはおっしゃるとおりでありまして、要は私は学力定着度調査というものの中に、その教師の指導力がはかれるものがあるのかなということが若干気になりましたのでお聞きをしたわけで、安心をいたしました。摂津市の現場で働かれる教師の方は、しっかりとした指導力を持って取り組まれているということをご強く自覚して、教育委員会としてもお願いしておきたいと、これも要望ということでお願いします。

学校・家庭連携支援モデル事業といったことで、これも課長の方から非常に丁寧な答弁をいただきまして、平成16年は府の委託を受けてやってきた事業で、実際に改善例もあるんだよと。この効果を見ると、市としても財政は非常に厳しいけれども、単独事業として、市費の事業として持続することが好ましいという判断をされたということで、私は非常に画期的なものになるんじゃないかなと。

今、家庭教育の低下といったことが非常に問題視されておりまして、こういったこと、いろんな手を使って、やはり解決していかなくてはならない、そういう社会的な背景があるわけですから、摂津市のこの例が今度は安全・安心にプラスして、こういったことでも何か全国に先駆けて発信できるものになっていただきたいなという思い。これは、要望として申し上げておきながら、何を目標値にするのかということと、いろいろ戸惑われているというのは実情ではないかなと思うんですが、やはりこれは、この支援モデル事業を通じて改善された例になるんじゃないかなと思うんですよ。そこら辺のことを今度、政策サイドでどうでしょうか、協議を重ねていただきたい。これは、それで決まった時点で、またこちらの方にご報告をいただきたいなと思っております。これも要望ということでお願いいたします。

人権教育研究会助成事業ですけれども、これも非常に丁寧な答弁をいただきまして、よくわかったんですけれども、教職員の方々に構成されていて、その研究されたことの成果を発表されると。そして、それをもとに学校に還元していただくということも1つ側面としてあるんだということをお聞きしたんですけれども、じゃあ実際どのような成果の発表があったのか、若干具体的なことを1つ2つで結構なんでお聞かせ願いたいと思います。

小学校の給食事業につきましても、今のところの段階の考え方はよくわかりました。20年までは、完全不補充でいくといったことで、私はもう早いうちに、将来的に摂津市の給食事業をどうやっていくんだといったことが求められてくると思いますので、今のうちから早い段階

で回答できるような体制を組んでいただきたいなと、これも要望といったことでお願いします。

幼稚園についてですけれども、待機園児というんでしょうか、待機者数がゼロになったといったことで、これは非常に大きな改善ポイントじゃなかったかなと。ただ、3園になってまだ間もない話でありますし、まだ全体としてよかったのかどうかという判断はできないと思うんですけれども、改善されたポイントの1つとして、待機者がゼロになったといったことは評価できることでないかなといったことで、これもこの程度にとどめておきたいなと思います。

幼稚園につきましては、25号がありますので、そのときにふんだんに質問なり、要望をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

成人祭につきましても、今回につきましては非常にいい取り組みだったという評価をされているようでありまして、私もこの1月に行なわれた成人祭を見て、ものすごく変わったなという印象は受けられないんですけれども、まずは今までやってきたことじゃなくて、ちょっと改善されたというか、変化が起きたといったこと自体は、これは評価されるべきものでありますし、また今後、ほかの自治体の例を参考にいただきまして、よりよいものになるようお願いしておきたいなと思います。

図書館の職務規定、あるいは職員構成のことなんですけれども、全体で司書の方が10名になるんですかね。司書の補佐の方が2名になられるといったことで、全体の職員の中の司書という資格を持った方が非常に多いなという印象を受けるんですが、その中で細かい職務規定があるというふうにお聞きしましたので、大

変安心をいたしました。今後、この図書行政といったものを私は非常に大事になってくると思っておりまして、今後現場の中で混乱が起きないといったことを強く期待をいたしまして、これも要望とさせていただきます。

主要事業一覧についての、さまざまなことにつきまして、個別に言うなら、いろいろ問題はあるんですよ。個別のことはさておき、例えば最後、所長がおっしゃられましたけれども、今、適応指導教室には12名の児童・生徒の方が通われているんだと、16年度ですね。それを17年度には10名にするんだと、それが私は普通の目標の立て方であろうと思うんです。

要は、2名減らすんだという心意気ですよね。それが当たり前なんですけれども、またそういった目標を持って日常業務に当たられるはずなんですよね。ということは、何か事務事業評価が始まって、何を目標にしているのかわからないということ自体、ちょっと私には信じられないわけであって、例えば申しわけないけれども地区市民体育祭では、12校に実際に実施されてるわけですよ。来年度も間違いなくされるんですよ。じゃなくて、そこに参加される方の数といったものを目標にすべきではないのかなと。それが当然の話違うのかなと思うんですね。

要は、日常業務に当たる上で自然的に目標が設定されて、そして業務に当たるのが当然の姿やと思うんですが、この辺についてきょうの答弁聞かれて、教育長はどのようにお思いか、その点、総括的に結構ですのでお聞きしておきたい。

○山本善信委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 安全対策について、青色回転灯について府の方へというお話の中で、先ほどちょっと触れました

大阪府の説明会が2月24日にあったわけですが、それを受けまして大阪府市長会、それと大阪府町村会の両会長名で太田房枝知事あてに要望書を出すという、今、動きがございまして、その要望書の中に先ほど言いました、私どものようなボランティア団体を活用している場合は柔軟な対応を図りたいということと、防犯設備の整備にかかる経費についても補助対象とされたいという項目を挙げまして、具体ではございませんが、そういういろんな設備についても補助していただきたいという要望を今、取りまとめようということで、市長会、町村会の方でやっていただいておりますので、また具体的にヒアリングがありましたら、その辺も研究してまいりたいと考えています。

○山本善信委員長 西村室長。

○西村人権同和教育室長 人権教育のどのような成果については、1つは、昨年度、市内のある小学校の実践事例ということで大変ハンディを抱えたお子さんが入学をしまして、この間、府内の中ではいじめの問題、特に障害を持っている子どもに対してのいじめの問題というのも提起しておりまして、やはりそういったいじめを許さないクラス、学年、学校をどうつくっていくのかということで、その子の状態をどうクラスの子に理解をし、その子の発達を学校として、どのように支えていくのかということで、これは養護学級の担任、あるいはクラス担任だけでなく、学校全体でその子にかかわっていくということで、広くその子の様子ということでの便り、あるいは親の思いを聞く機会、あるいは一緒に体育祭、運動会とか、いろんなところでどうすれば一緒に協力して、その子と活動ができるのかというふうな実践に取り組まれて、昨年度の三島地区の、これは教育課程研

究協議会という場で、道徳の授業として公開授業をされまして、その成果をさらに昨年度2月に三島地区の人権教育の研究発表大会で報告をいただき、大変大きな反響があったということで、毎年、府の教育委員会が冊子として府下で人権教育をどう進めていくのかというふうな事例集を発行するんですけど、その原稿として摂津市から提出をさせていただきました。

もう1つは、これも大変課題を抱えた子ども中心の取り組みということで、平たく言えば大変問題行動を繰り返す子どもが複数でおりまして、その子とのかかわりということで、これも学校をあげてその子の課題にどう取り組んだのかということで、特に地域の方との協力をいただきながら放課後、あるいはさまざまな場面で地域の方と一緒に指導に当たり、すこやかネットの取り組みとも重なって地域のクリーン作戦と一緒に参加する中で、その子がさまざまな人の支えの中から、それまで常に注意をされていた状態から、自分の弟がごみを捨てているのを見て、ごみを捨てるなど、逆に注意をするようになったという、人間基礎教育の中身にかかわるような、そういう子どもの変容というのは、どういう形の中で行なえるのかということで、やはり最後まで、ねばり強く子どもにかかわり続けることと、保護者との、あるいは地域とのつながりという中で子どもと一緒に、やはり考えていく。その学校体制というのが何よりも重要ではないかというふうなことの報告がございまして、そういうこともまた別の冊子で掲載させていただいた。

○山本善信委員長 和島教育長。

○和島教育長 それでは、事業目標といえますか、接点のあり方についての考え方でございます。ただいま、さまざまな

事業について設定のあり方についてご指摘いただきました。私もなるほどと感じる場合もありますし、これから設定していくのに、やはりその事業評価をまずしなければならぬだろうと思っております。

それと、評価していくときに、その評価するためには、その事業の目標は何なんだということが、まずきちりしていなければならない。この表を見てまして、ものによってはやはり開催することが目標ではなく、開催するきとによって何を目標しているんだ。そのことによって、この事業をやることによって何がもたされるんだろというところをきちり抑えておかないと成り立ってこないんじゃないかと思っております。

そういうことですから、そこのことを考えていきますと、開催するんじゃないかと、その開催目的、何をもたされるかということですから、それがわかって、きちりしてくれば今度は事業評価が出てまいりますんで、事業評価をきちりして次年度に新たにこういうような目標を設定していくと、そういうようなことをこれからもう少し突っ込んだ議論をしていかなければいけないなと強く感じたところでもございます。

ですから、先ほど言われましたような地区体育祭ですね。例えばでしたら、そこで、地区体育祭とはもともと何を目標しているんだと。12小学校区でやるのが目的では、きつとないだろうということですね。その後ろにあるものがあると思えますし、非常に適応指導教室の話も今出てきましたけれども、ことしは12名で来年10名だと、ただそのときも考えておかないといけないのは、教育研究所でやっていますパルに10名になりましたということで、そうしたら学校へ行けない子どもが減ってきたから、ここへ来るの

も少なくなったんだっいたらいいんですけども、ここへすら来れなくなる子どもかもしれないということで、そうなりましたら先ほど言うてるような学校・家庭連携支援モデル事業とか、いろんな事業が絡んでくると思うんですよ。それぞれの目標を立てたときにパルも、その1つの事業で1つの目的の目標もあれば、それらのいろんな事業を絡まして、この事業、不登校対策全体の目標、例えば立てていかんとあかんだらうということで、かなり私ども、今後こういう事業を進めていく、目標を設定するときには、この辺も踏まえて、もう一度見直していきたいということを考えております。

○山本善信委員長 寺田部長。

○寺田教育総務部長 奨学金の償還に係る分については、昨年11月の決算でも同様のご質問をいただいて、こちらの方も一定の数値目標等を掲げる必要があるということは理解はしてるわけですが、その後、事務担当の者といろいろ話をしたのですが、若干、この奨学金の貸付金制度と税の徴収とちょっと違いまして、税の場合でしたら収納が不可能な場合は、一定期間が来れば不納欠損で落とせるわけなんですけど、貸付金でございまして、これ、債権でございまして、不納欠損で落とすわけにいかない。ですから、その貸している人間がどこへ行かれたか、生死もわからないとか、行方不明、全く手だてがないと、そういう方もこれは不納欠損で落とせませんでして、ずっと滞納ということで残っていきます。

ですから、担当の方も一たん、そういうようなことを整理して、一たんリセットして、一度目標を立てるとか、そういうことの必要性等もありまして、一度その辺の整理をいたしております。

これを不納欠損ではないんですけども、

この滞納分も集めようがないという部分については、これは議会の議決を得て債権放棄をしなければならないんですが、これはなかなか議会で債権放棄の議決というのは、なかなか議案としては上げにくく、今まで過去にもそんな例もございませんので、その辺のところを1回、整理をして、どれだけの所在不明の滞納があるか、一度こちらの方で整理をしたいというふうに思っております。

○山本善信委員長 嶋野委員。

○嶋野委員 貸付金の件についてですけども、一度整理をするんだと。そして、目標設定ということも視野に入れながら何が、税で言うなら不納欠損になりそうなもので、何が所在もしっかりしていて、対応次第によっては償還も可能であるといったものを一度整理していただくと。それで、やっぱり可能な分については目標を設定すべきであるというふうに思いますので、その点につきましても要望としてお願いをしておきます。

安全対策事業についてなんですけれども、森山市長が子どもの安心・安全都市宣言という都市宣言を採択したいということを明らかにされまして、素晴らしいことやなど。もし採択されれば、全国初ということをお聞きしまして、確かに小学校に子どもたちがいる間につきましては、受付員の方がおられて、安全は一定確保されていると、これは十分なものであるかと思うんですが、じゃあ通学時、登下校時はどうやねんという、私はやはりそこもしっかりと含めなくては子どもの安心・安全都市宣言に値しないんじゃないかなという思いがしておまして、じゃあどんなことがいいのかなど、全国的に取り組みを見ておったら、この青色回転灯が出てきたわけですよ。

それで実際、府がプロの警備員を各小

学校に配置をしていこうと。それについて半額でしたら、府の方で金額的な助成をしていこうというのがあって、ただし本市では若干の費用がかかりますけども、有償ボランティアでやっていくわけですから、その分、府の方の金額何がしというのは、これは関係ないわけです。それであるならば青色回転灯の方をお願いできないのかという交渉が成り立つんじゃないかなと思ってますんで、これは今答弁するのは無理やと思いますので、そういったことも視野に入れながら府の方と交渉していただきたいということをこの際申し上げておきたいなと思います。

それと、人権教育につきまして具体的な例をお聞かせいただきまして、中には人間基礎教育のつながるようなものがあつたといったことで、市長の公約を先取りされていたんだなというふうなことを改めて思っておるんですけども、やはり市長もそういう思いを持っておられるわけで、いわゆる人間基礎教育につながるようなこともこの中で引き続き取り組んでいただきたいなと、これも要望として申し上げておきます。

最後、教育長から目標数値の設定の仕方について言及いただきまして、確かに単独事業で凶れないようなものがあるだろうと。それならば例えば不登校を解消するという目標、それは幾つか事業があるわけですから、複数でセットにして目標を立てていくと、それも当然の話ですよ。単独だけじゃないわけですから、ただやっぱり日ごろ業務をされていたら、これは自然に出てくるもんやと思うんですよ。先ほどの適応教室の件で12名通われていて、それが2名減って10名になったと、あとの2名、ひよっとしたら適応教室にさえ通われなくなったかもしれんという言い方がありましたけれども、

それはそうであって、要は、そうじゃなくて、じゃあ何人学校に復帰したのかという、そういう目標設定の仕方が当然なわけでありまして、それを掲げて業務にぜひ邁進していただきたいと。

事務事業評価というのは、市長部局だけの話ではないわけです。行政全体の話なんですから、教育委員会もやはりそういったことをしっかりと明確にしていきたいと思います。教育長も、そういった旨をここで公言されましたので、皆さんにはそういったことをしっかりと踏まえて日常業務に当たっていただきたいということをお願い申し上げまして質問を終わりたいと思います。

○山本善信委員長 それでは、ほかに質疑がある方。安藤委員。

○安藤委員 最初に、16年度の一般会計補正第4号について数点お聞きしたいと思います。

補正予算の57ページ、教育総務費の事務局費で、補正額がマイナスで1,322万3,000円になっている中で、その中の特定財源が国府支出金として373万5,000円のプラスの財源となっているという点、技術的なことがあるのかもしれませんが、その点ちょっと、どこの財源が増えているのか、その辺の点、ちょっと教えていただけたらと思います。

続いて、同じく57ページですが、委託料で塗装足場組立委託料150万円、ご説明が先ほどもありましたが、予算を組んで、全額減額補正をされているというようなことで、確か昨年度もほぼ150万円を計上されていたのかなというふうな、ちょっと記憶があるんです。17年度についても額は大変少なくなってますけれども計上されているということですが、この点の仕組みですね。校務員の方の研修のためにというふうに、ちょっ

と聞いておったんですけども、その点、決算のときにもひょっとしたらお聞きしておったかもしれませんが、もう一度教えていただけないでしょうか。

今回、17年度に予定していた耐震補強工事が補助金の関係で16年の補正の方に前倒しされるということで2,000万円組まれているわけです。

耐震補強工事については、この間、阪神・淡路大震災のあとを受けて、子どもたちが日々学ぶ学校施設、それから市民がいざというときに避難する避難場所である。そういったところの耐震診断を行なって、補強工事を行なっていくんだという計画がつけられたかと思えます。

そうした中で、決算のときにお聞きいたしましたら、第1次診断は間もなく終了するというふうには聞いておりますが、その後の実施設計であるとか、それから安心できる建物にするための補強工事というものについては、なかなか前に進まないというような状況にあると思うんですが、今回、前倒しで2,000万円組みました。そうすると、17年度に予定していたものが前倒しになりましたけども、17年度はそのまま鳥飼西小学校の実設計だけの予算計上となっているわけです。という点を見まして、この耐震補強について、恐らく一気にやるということは、なかなか難しいというのは私も理解してるわけですが、どのような優先順位を持って行なっていくのか。計画を立てて、それに沿ってというようなご説明もいただいておりますが、その計画が実際どおりに進めていくような財源的な担保保証というのが、なかなか国に求めても難しいような状況にある中で、どのようなふうにご考えておられるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

あわせて1次診断、ソフトの方が開発

されて、机の上で1次診断ができるようになりました。この1次診断が済んだ後は、直接今度は2次診断として建物をチェックして行って、その中で耐震の基準に合っているかどうかというのが調査されていくというような段取りになるかと思えますけれども、そういう流れについてもあわせてお聞かせください。

そして、学校の体育館、これは1次診断のソフトがまだ開発されてないということだと思うんですけども、この体育館についても耐震についての考え方をお聞かせいただけたらと思います。

耐震のことをお聞きしていますので、平成17年度の新年度予算の方にも触れたいと思うんですけども、小学校、中学校の学校管理費の中に含まれるかと思いますが、今までトイレの改修であるとか、大規模改修について、トイレの改修については、ある年度から単独でも採択できるようになったんですけども、この間の三位一体の改革などで国庫補助金の削減などの動きもあったり、そういう動きの中でトイレ単独での改修が、なかなか認められなくなったというような説明もこの間受けてまいりました。そうした中で、トイレの大規模改修、トイレの改修であるとか、それから校舎の防水ですとか、外壁の改修ですとか、学校によっては地盤沈下によって、校舎の下に水が流れ込んでいる。ぼうふらがわいて、蚊が飛んでいる、非常に教育環境としては、よろしくないというようなところもあると聞いているわけなんですけれども、そういった大規模改修についても、どういうふうにお考えになっておられるのか、あわせてお聞かせください。

トイレに関連いたしまして、トイレの改修、耐震補強工事とセットでというような考え方になっていきますと、例えば

鳥飼東小学校、鳥飼北小であったりとか、耐震診断の昭和56年度以降に建てられたものについては、一応、耐震基準に合っているということで、耐震補強工事、耐震診断の対象にはなっていないということでもありますから、そうした新しいところのトイレの改修、やっぱりにおいの問題とか、いろいろ指摘されていると思います。

今回、トイレの特殊清掃が継続をされて、ローテーションを組んで、やっていただくとということは大変ありがたいことだなと思ってるんですけども、そういう抜本的な改革でなくて、トイレの特殊清掃で、そういった消臭対策であるとか、子どもたちや学校に訪れる方々が快適にトイレが利用できるようなものに、それで何とか通せるものなのかどうか、そういったことについても、ちょっとどのようにお考えなのか教えてください。

続いて、また補正の方に戻ります。

63ページの社会教育費の中の青少年対策費、賃金で学童保育指導員等賃金として1,500万円、これが減額補正されています。先ほどもご説明いただきましたが、配置基準の見直しによって削減されたというふうに、ちょっと理解してるんですけども、1,500万円の賃金の削減というのは、かなりの額なのかというふうに、ちょっと私思うんですけども、どのような形での配置基準の見直しであったのか、具体的に教えていただけたらと思います。

学童についてですので、この点もちょっと、平成17年度の学童について一緒に聞きます。

新年度予算案の127ページです。前回の決算の審査のときも、またこの間の文教の中での審議の中でも、いろいろと指摘されてきたことかと思いますが、学

童保育の児童の数が大変多くなっていると。1つの教室で本来なら40人の定員のところに50人、60人と入って、その中で学童保育が行なわれているというような実態から、今回は柳田小学校と鳥飼北小学校、60人から70人以上の申請者があるというふうに聞いているわけなんです。新たに増築をされるということでは、非常に一歩前進なのかなというふうに思っています。

ただ、ほかの学校の学童についても、やはり40名を超すというような児童を学童保育で見ているというような実態は、たくさんあるわけで、そういった点もやはり改善を図っていかねばいけないというふうに思うわけですが、その点についての考え方、今後の予定についてお聞かせください。

それから、学童保育室で校舎の外にプレハブとして、柳田小学校なんかそうですね。ほかに全部で5校ぐらいあるんでしょうか、プレハブで学童ホーム、教室が建てられているところと、それからプレハブから校舎内の教室の方に移転しているところとあるわけですが、校舎内に移転するところが増えてきているような気がするんですけども、柳田小学校の場合ですとプレハブで、そのまま増築をするというふうな形なわけですが、安全上を考えてみますと、素人考えでいくと、やっぱり放課後とはいえ職員室の先生たちがいらっしやったり、校務員の方がいらっしやる校舎内に移転の方が安全面から言えば、校舎内移転の方がいいのではないかなというふうに思うわけですが、今回は柳田小学校はプレハブの増築という形になりました。このプレハブ教室でいくのか、それとも校舎内移転で本来いくのか、それぞれの学校の実情に合わせた、校舎の場所ですとか、見通しの問題

とかがありますから、学校独自の基準で考えていくのか、いろいろあると思うんですが、その点はどこに基準が置かれているのか、それもあわせて教えていただきたいなと思います。

補正予算の方については最後なんですが、これも15年度の決算のときにご質問させていただきました。15年度の決算のときに教育費の全体で1億3,248万円、不用額として上げられたわけがあります。やっぱり学校現場であるとか、社会教育の現場であるとか、学校の現場、先生たち、保護者の皆さん、それぞれが努力をして、何とか足りない分を補おうというような形で努力をして、学校経営であるとか、子どもたちを見守るような取り組みが行なわれている中で、先ほどコピーのカウンターで、それを節約しなければいけないというような取り組みが行なわれていると。そういう中で当初予算を組んで、これでいこうといったときに、どうしてもいろいろ不用額が出てくるというのは私も理解するところであるわけなんです。今回の補正の減額の中で、特に備品購入費でもちょっと、ざっと見てみますと、例えば、59ページにあります。小学校器具費で230万円減額されてるんですね。小学校費の教育振興費では、教材器具費30万円です。61ページの中学校の学校管理費での中学校器具費で75万円。教育振興費、これ教材器具費で10万4,000円ほど、幼稚園の方にいきますと、幼稚園の器具費で50万円、これ減額補正されてるわけですね。

最後の最後締めて、いろいろ予算上、見積もりもとったり、経費の削減をしたりして不用額が出るというのは一定、余り大きいのも困りますが、一定理解できるわけなんですけども、今、年度の途中

において、減額補正をしてしまうということについては、どのように考えたらいいのかどうか、ちょっとその点をお聞かせいただきたいなど。

もちろん経費削減をしていくというのは、これはもちろん大事なことでありますし、市長は「オール摂津」という言葉をよく使われますが、それこそむだな経費は削減していこうというような努力はもちろん教育の現場でも、これはおろそかにしてはいけないことではあると思います。

ただ、当初予算で必要として、教育委員会が必要とした上げた予算が年度途中で、例えば自分たちの努力によって、これだけ減額できますよというときには、当初予算に要求は上げたけども認められなかった、もう少し待ってよというようなものも、たくさんあるはずなんです。備品の購入費でいえば、先生たちの教材費が足りない部分、1年か2年前には学級費がなくなりまして、そういった面でも現場も苦勞されてるのではないかなというふうに推察されるわけですが、そういう苦勞をしている中で、当初教育委員会が必要として出した一般予算の中で自分たちの努力によって減額できた部分について、何も年度中に全部使ってしまうというのは、これは私は間違いだと思いますが、必要なものをやっぱり、それを使うというようなことを現場に一たん返して、どうだということをする、やった上で年度最終締めるときに、不用額として出てくるなら私はわかるんですが、今、もう3月ですけども、これ、予算組むときといたら、まだまだ1月2月の話ですから、大分早い時期に、もうこれだけ浮いたということで上げてしまうというのは、いかがなものかなと思うんですが、その点、どのように考えたらよろしいで

しょうか、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

それと、17年度当初の方にいきたいと思います。

最初に、予算概要の方で聞きたいと思いますが、まず、これは104ページになりますね。教育委員会費、教育委員会事業として719万5,000円という額が上がっています。昨年度から、若干3万円ほど上がった額になっているかと思えます。教育委員会の方で月に1回ほど定例の教育委員会が行なわれていると。重大な議題があるときには臨時の委員会も開かれています。先般も教育委員会の議事録も資料として見せていただいたわけですが、今回、私どもがすべきではないというふうに思っています。小学校の統廃合の問題、先般の代表質問でもたくさんの議員が取り上げましたが、教育委員会としても、それから市長としても答申を尊重して、今年度中には統廃合の条例案をつくって提案をしていきたいんだというような方向性が示されました。

とすれば、非常にこれは全市的にも注目を集めて、摂津の教育にかかわる問題として重要な中身ということになりますから、当然、教育委員会として会議の回数も増えてくるというふうに思うわけですが、会議の回数と予算の3万円の増額ということと、これ、なかなか、こんなに少なくないのかなというふうな思いがあるんですが、その辺の仕組み的なものを1つ教えていただきたいということ。

それから、教育委員会での議論について、議事録を見せていただいたのが公立幼稚園の統廃合が進められて、答申が出て、その答申を受けて教育委員会の方で統廃合の計画を策定していこうというような段階のもと、いろいろな、旧みやけ幼稚園のお母さんや、せつつ幼稚園や、

とりかい幼稚園、市内の幼稚園の保護者の方々や市民の方々が反対で何とかとめてほしいと、市長や教育長のところにも何度も足を運ばれて交渉されているさなかでの教育委員会の議事録等を見せていただいているわけです。その教育委員会としての議会に提出する統廃合の案を作成していこうと。これは答申をもとにしてやっていこうという中で、その市民の皆さんから、いろいろなご意見を受けている中で、教育委員会の中で統廃合についての議論というのが、余りされていなかったんじゃないかなと思うわけです。

臨時の教育委員会の議事録では、答申の説明と議会での論議であるとか、例えば与党会派から、みやげ幼稚園とせつつ幼稚園は先にやるべしと、とりかいと、べふはちょっとあとにしろとかいうような申し入れがあったとかいうようなことが臨時教育委員会の中で報告されて、後押しになっているような感じもありましたけども、そういう臨時の委員会ではありますが、いろいろな意見が出てる中で毎月毎月やってる定例会の中での統廃合の議論の中身というのは、なかなか見えてこないなというふうに思うんです。

聞くところによりますと、教育委員会というのは定例で行なわれ、臨時でも行なわれるけども、いろいろな意見のすり合わせをやったりするには、協議会という形でやってるんですよと。ですから、教育委員が集まるのは教育委員会会議だけではなくて、臨時だけでなく、教育委員会協議会というような形で、非公式な形で集まっておられることが、どうもたくさんあるような気がします。しかし、その協議会というのは任意で集まっておられるということで、その議論の中身については、議事録もないというような状況にあるそうであります。そういう、

今後、小学校の統廃合を進めていかれる中で、その教育委員会としての議論が、どのような形で行なわれていくのか。それから、市民にいかに意思形成過程の段階での情報公開というのが図られていくのか、この点についてをお聞かせをいただけたらなと思います。

続いて120ページ、幼稚園管理費に関連することです。これ、今も述べましたし、先ほどからも後ほど公立幼稚園の保育料の値上げの条例案も出されるということですから、そちらの方にも、また質問したいと思うわけなんですけど、そもそもこの幼稚園というのは、昨年4月に統廃合されて、みやげ幼稚園と、せつつ幼稚園が統合して、今、せつつ幼稚園に統合され、今、幼稚園は3園になりました。

その幼稚園の統廃合をしていこうという主な目的というのが幼児教育の充実であるとか、具体的に言えば待機児童の解消、それから少人数学級ですね。それと、効率的な運営というものが上げられていたわけです。幼稚園が一緒になることによって、先ほど嶋野委員からの答弁では、待機者がいなくなりましたよと、これはプラス面だと思うんです。

それから、今まで4歳児が40人学級で、5歳児が逆に30人ぐらいで2クラスに分かれるという逆転減少が定数の見直しによって4歳児は30人学級になって90人、3クラスになりましたよね。とりかいですと2クラス、60人になりますけども、そういう少人数学級についても、これはプラス面として評価できるものだと思うわけです。

ただ1つ、私、考えなければいけないのは、幼稚園の統廃合のときに反対の声を上げておられた方々は、身近な幼稚園をなくさないでほしい。地域の幼児教育

のコミュニティとしての幼稚園なんだから、残してほしいと。そういった、残す形での検討を加えてほしい。中には、摂津市の財政を心配される余り、保育料値上げとか、そういうことまで触れる方もいらっしゃったというふうにも聞いているわけなんです。そういう中で、今回、値上げの条例が上がるということで言うと、つぶされた側の方々からしてみたら、裏切られた思いになっておられるのではないかとお察しするわけなんです。

統廃合については、効率的な運営が果たして、これから目的どおりプラスとして生かされていくのかどうかというのが検証されなくてはいけないと思います。

1つになったことによって幼児教育が後退するであるとか、不都合な点があるなら、それを改善していくとか、いろんな努力が必要になってくるかというふうに思います。1年たった現段階において、やっぱり検証しないといけないと思います。私は、値上げの提案を出す前に、まずこの検証をやって、じっくりと現場の声を聞き、お母さんたちの声を聞き、評価をしていただくという時間を置くべきだというふうに思うわけなんですけども、どのように、せつ幼稚園統合後、今の段階をどのように評価されているのか。現状認識についてお聞かせいただきたいと思います。

続いて、同じくこれは予算でいきますと122ページ、教育振興費で私立幼稚園の就園奨励費補助事業と私立幼稚園園児保護者補助事業、決算のときにもそういった審議もあったかと記憶しておりますし、先ほどもそういうようなことが出されておりました。私立幼稚園の保護者補助事業というのは、市の単費で4歳児と5歳児に出している補助金だと、公私間の格差をなくそうということで、国の

事業、補助事業とあわせてやられているということです。これが、実は摂津市の私立の補助金が北摂各市と比べると低い状況に置かれたままであるということが言われています。統廃合のときも適正配置審議会の議事録を読ませていただく中で、または臨時教育委員会の議事録を読ませていただく中では、公私間格差の解消ということにも触れられていたかというふうに思うわけです。

私立の幼稚園に通っておられる方々の負担をいかに少なくしていくのか。中には、公立幼稚園の4園から2園、もしくは3園に減らしていくことによって見直したお金で幼児教育の充実を図る。しかも、公立に通っておられるお母さんたちだけでなく、私学の幼稚園に通っておられる方々のお母さんたちのためにも還元しようというような説明がされていたときもあったと思うんです。そういうような観点からいくと、私、まず私学の私立の幼稚園の奨励補助金、しかも北摂7市の中でも非常に低い数字に据え置かれたままになってるんですよ。これで触れないというのは、ちょっとわかりにくいんですが、その点の考え方、ぜひお聞かせいただけたらと思います。

同時に、幼稚園の管理につきましては、当面は統廃合が見送られておりますとりかい幼稚園と、べふ幼稚園について、適正配置審議会から答申から案になるまでに、いろんな議論があって、教育委員会の方も現地に説明に行かれたり、保護者の方々も一生懸命自分たちの意見を伝えて、少しでも改善しようという努力が図られてきた。その話し合いの経過というのは、私、すごく重要なことでもありますし、そういったことに汗を流してこられたということについては、教育委員会の皆さんには敬意を表するわけなんですけ

ども、答申を1つにまとめるような議論をやっているときに、何としても4園残そうというような、4園を残した形で何とかならないかというときに、職員の配置を見直したらどうかというような代案のような形で出たときに、やっぱり臨時職員での担任というのはおかしいなど。これは、私、しごく当然な理由だったと思うんですね。

そういうことで4園残すということは、最終的には経費、効率的運営という部分ではだめだった。答申の最後の案に残らなかったというような経過の中の1つにあったというふうに理解してるわけですが、今のとりかい幼稚園と、べふ幼稚園の職員、幼稚園の先生の状況、園長先生とか、正職の先生とか、その配置の状況、今どうなっているのか、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

それから、幼稚園の、とりかいと、べふについても統廃合が、やっぱりちょっと待てよという形になったのは、非常に広い地域において子どもたちの通園であったり、保護者の方々の幼稚園に通うときの足であったり、そういったさまざまな問題があって、これはちょっと一たん、もう少し検討しようじゃないかということになったというふうに思いますが、統廃合で先送りになった原因の分析がされて、それについてどのような検討を加えてこられたのか。加えてこられなければ、それはまだやっていませんということで結構ですけども、それについても一緒にお聞かせをいただけたらと思います。

続きまして、これもやっぱりほんと、今、関心の高いというか、重要な問題で、全市あげて取り組んでいくべき問題だと思います。子どもの安全の問題です。

前後しますけども、安全対策事業の関連としてご質問をさせていただきたいと、

関連というか、そのままなんですけれども質問させていただきたいと思います。

昨年の4月から、小学校の全校の校門の横に受付ボックスが置かれて、機械警備でなくて人による見守りといいますか、チェックというようなことが全国に先駆けてというような表現がありました。先進的な取り組みとして行なわれたと。

私は、代表質問のときに答弁されてきた中身について、やっぱり学校というのは安全じゃなきゃいけないということと同時に、地域に開かれたものでなければいけないということをおっしゃられたことについては非常に高く評価したいと思いますし、この受付員制度については充実をさせていっていただきたいというような思いでいるわけなんですけれども。

同時に、やはり寝屋川の先生が殺傷された事件を見ますと、卒業生の子が学校に来ましたと。校舎内で入っていく中で、ああいう事件が起きました。これは、教育現場におられる方々にとってみたら、これは大変な不安、それから子どもたちを通わしている親としたら、本当に大きな不安でいっぱいだというふうに思うわけなんです。

警備員を置くとか、機械警備で閉めてしまうとかいうものは、必ずしもいいものではないというふうに思うわけですが、安全でなければいけない学校で、現にああいうような事件が起きているときに、やっぱりそれに対応できるような措置を取る必要があるんじゃないかというふうに思うんです。

先ほどからも、大阪府がプロの警備員を配置するというようなお話がされました。摂津市は、今、先に先進的に独自の、これは警備員ではなくて、いわゆる子どもたちを地域の方が見守って、地域の人たちの出入りをチェックされるというよ

うな性格の受付員を既にやっているということでもありますから、府が言ってる警備員の配置の制度とは全く別物ではないかなというふうに思うんですけども、やっぱり安心して学べるような環境、警備を保障して安心感を持ってもらう。学校の先生たちも外からの侵入者にも気をつかわなければいけない。卒業生かもしれないけども、でもひょっとしたらという疑心暗鬼の思いを持ちながら子どもたちを指導していく。それから、放課後についても学校の明日の教材の準備であるとか、それこそ総合的学習の全体計画を立てなきゃいけないとか、いろんな仕事がいっぱいあるわけですね。そういう中で、そういう負担がいく状態を放置しているのは、いかがなものかなというふうに思うわけですが、府が出そうしているプロの警備も含めて、警備について改めて、先ほどはボランティアでいくんだというような決意を述べていただいたんですが、それは私はそれで結構だと思うんですが、それとは別の問題として警備について、1回、お考えをお聞かせいただけないかなというふうに思います。

それと、これもたくさんの方が取り上げておられますが、学校の中の安全と登下校の時、登下校時の安全、あわせて学童保育児童の登下校の安全。それから、これも委員長が代表質問で触れられましたが、わくわく広場が新年度については8校の小学校で行なわれると。

わくわく広場というのは、授業が終わって放課後に、一たん家に帰って、帰ったあとにもう1回、学校の体育館に来て交流をすると。みんなで楽しく過ごそうと、地域の人と交流をしようというような事業だと思うんです。その事業自体の目的というのは、私はいい制度だというふうに思いますし、私自身も1回、北小学校

のわくわく広場をのぞきにいきましたら、地域の民生委員も来ていただいて、おたまたまを教えてあげたりとか、私もドッチボールをやったりとかさせてもらって、子どもと交わる。普段自分の子どもとも、こんなことではあかんとお叱りを受けるかもしれませんが、なかなか一緒に体を使って、汗を流して交流するということは少ないので、こういうことというのは地域の方々にはもっと参加してもらって交流できればいいというふうに思うわけですが、しかし一たん家へ帰ってから、もう1回学校の施設に来て交流をすると。

そして、帰る時間は、これからは明るくなるからいいかもしれませんが、それでも5時を過ぎるという状況になるのかなというふうに思うわけで、そういった新たなわくわく広場を新しく事業展開を、去年は2つモデル事業としてやりましたけども、恐らくそこで課題点として出されてるはずだと思うんですね。そういった課題点をいかに解消していくのかというようなことがなくして、モデル事業をやったあとの同じような形で、今度、8校に広げていくというのでは、これはちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思いますので、その点も含めてお聞かせいただけたらと思います。

○山本善信委員長 暫時、休憩します。

(午後 3時 7分 休憩)

(午後 3時31分 再開)

○山本善信委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。安藤委員の質疑を続けていただきます。安藤委員。

○安藤委員 今、各市でもいろんな取り組みが行なわれていますし、摂津市でも市PTA協議会の方が保護者に登録をした人に対しての緊急携帯メールというような取り組みが提言されて、各学校ごとでそういった取り組み、学校のPTAを

中心に学校の先生たちに協力をいただきながらやられていると。進められていると。かなりの学校でも始まって、まだできてないところも、それを検討して進んでいるというふうにも聞いています。

緊急携帯メールについては、これは市のPTA協議会の方での予算の中でやっておられるということではありますが、もちろん携帯を持っておられない方もいらっしゃるわけで、あとプライバシーの問題であるとか、いろいろな問題もありますので、希望者登録制という形にはなっているわけですが、いろいろなシステムが構築されたり、開発されたりして、お隣の市でもそういった取り組みなどが行なわれているというふうに聞いております。

そういう点で、市Pの事業としてやられてるわけですが、これは市として広げていくか、もしくは補助をするというような考えはあるのかどうか、その点はお聞きしたいと思います。

続いて、112ページの教育総務費の人権教育指導費の点で、ちょっとお聞きしたいと思います。

先ほども嶋野委員から人権教育研究会助成事業に関しまして、その研修の中身であるとか、市民への還元についての質問がありましたが、この人権教育指導費の所管の部署が人権同和教育室という名前になっています。もちろん、名前にこだわるという、名前を変えたからとかいうようなことではないんですが、この間、機構改革等々で実態にあわない課の名前を市民にわかりやすいように変えていこうということで改革が進められてきているというふうに理解しています。児童福祉課がこども育成課に変わったり、それから今回は女性センターが男女共同参画センターで名前が変わるなど行なわれてきてるわけです。

そうした議論の中で、同和特別措置法であるとか、地对財特法が失効した後に、またこの人権同和教育室という、これは人権同和对策室も含めてなんですが、同和というような文字が残っているというのは、実態にそぐわないんじゃないかと。大阪府の組織でも大阪府下の各市の組織でも、そういった名前については変えていこうというような流れになっているというふうに思います。

この委員会でも機構改革を検討して、調整をして、名前の変更を行なっていくというような答弁が以前あったと私は記憶しているわけですが、今回はまだそのままの名前になっているということについて、どういった議論になって、残すなら残すなりの理由があるでしょうし、もう少し検討するのであれば、その検討はどいった検討なのかというようなことですね。そういうことについては、ちょっと確認をさせていただきたいなというふうに思います。

摂津市の人権教育研究会で168万円の補助金が出されているわけで、こうした団体、先ほどもご説明がありましたが、各学校の先生たちが集まって人権の問題について学習をし、交流をし、発表会なども行なっていくと。市民の皆さんにも還元していくというようなお話になっているわけですが、先般の代表質問の答弁で人権教育の中心は同和教育であるという助役の答弁がありました。ちょっと助役がいらっしゃるらないので、その真意はわかりませんが、人権と言いましたら、やっぱり戦後60年、新たな憲法が、新しい日本がスタートする中での基本的人権の尊重という、ある意味日本の国の柱ともなる権利であって、人は生まれながらに持っている固有の権利だと。ですから、もちろんその中には同和であるとか、

部落差別の問題もある、男女差別の問題もあるというような、いろんな人権というものはあると思うんですけども、あえてこれが同和問題が、同和教育が中心であるというようなことについては、私も非常に違和感を感じてるわけですが、教育委員会としての人権教育というのは、どういうものなのかについて、そもそも論から聞いたら、ちょっと予算と外れるのかもしれませんが、ただこの予算に基づいて人権同和教育室が予算を執行していくわけですから、そこからまずスタートしないと私も理解しにくいので、その点は人権教育、人間基礎教育とも車の両輪であると。

人権教育と人間基礎教育と、似たところがあるという、先ほどもいろいろなお説明もいただいているわけですが、なかなか私、ピンとこない部分がありまして。じゃあ摂津市の教育委員会が考えている人権教育、これまでいろいろ取り組んできた人権教育、中心が同和教育なのかどうかわかりませんが、どういうものなのか、どこに中心があるのかについてお聞かせいただけたらなというように思います。同時に、市長が人間基礎教育と人権教育、車の両輪でということによって人間の基礎教育を上げられまして、私もこれもなかなかピンとこないんですけども、代表質問の中では内心に踏み入る可能性もあるではないかというのが、確か同僚議員の質問があったかと思えます。

内心に踏み入るようなことはないという、押しつけにならないようなものになると、そういうようなことは答弁されたわけですが、その点について教育委員会としても同じような考えで内心に踏み入るような上からの押し付けのものではないと、この人権教育についても、人間基礎教育についても、そういうものではない

いんだということでの理解でいいのかどうか、その点のご見解をお聞かせいただけたらなと思います。

それから、これは学校の運営の中に入るのかと思うんですが、1つは、いろいろご説明をお聞きしてるんですが、学校の改革がいろいろ叫ばれていると。開かれた学校ということが言われています。そうした中で、学校運営協議会という法律ができて、本年度学校協議会というものを各校で立ち上げていくんだよというようなご説明をいただいております。

学校協議会というのは、今までも協議会と名のつくものは地域にたくさんありますよね。育成であったり、地域教育協議会であったり、もしくは協議会ではないですけども学校に関連すれば評議員制度というような言葉も聞いたことがあります。地域で子どもたちを見守っていきこうというような部会があったりとかいこうお話もあるわけですが、そもそもの学校協議会を立ち上げていこうと、開かれた学校を目指そうという学校協議会、これはどういうものであるのか。開かれた学校で、どういったことを目指していくのか。今年度の摂津の学校の運営に関連することありますので、この際お聞きしたいと思えます。

続いて、図書館費の方に移りたいと思えます。131ページになりますが、図書館の運営管理についてであります、これも午前中、ご質問がありましたが、千里丘公民館の図書室への本の返却が可能になってきたと。今年度から市立図書館、図書センターの休館日の数も減って、週1回の休館日となって、市民が利用しやすくなって、非常に本に親しんでいこうという運動も進められている中で、市民が本に親しめる場所としての図書館の機能が充実していくことは非常にいいこ

とでありますし、利便性を向上させていく取り組みというのは続けられなければいけないと思います。

先ほどのご質問の中にも学校図書館の夏休みの開館というようなご提言等もあったかと思えますし、そういったトータル的に摂津市の読書活動というものが前進していく取り組みが必要なのではないかなというふうに思うわけですが、この間も私どもの会派から、いろいろ提案させていただきました。

例えば千里丘の地域には、それぞれ図書館がないので、千里丘公民館の図書室で利用してるとか。市立図書館や図書センターで借りたものも、わざわざ返しに行かなくても公民館の返却ボックスに返せるようにしてほしいというようなご要望にこたえていただいていた。できたら、今度はこういう本が借りたいということで、市内の図書館、図書室とLANで結ぶような形にして申し込めば千里丘公民館に行ったら借りられるよというような制度をつくってほしいというようなご要望をさせていただいてきてるわけですが、それがなかなか予算の問題もあるのかなというふうに思うんですけども、なかなか今回の予算でも上がっておりませんが、その改善点、充実に向けて今の千里丘公民館の図書室での本の貸し借り業務ができるようにするために、どういったものが必要であり、どのぐらいの予算が必要なのか、一度教えていただけたらと思います。

続いて、130ページの文化財保護についてお聞きしたいと思います。

摂津市内に限らず北摂の地域には埋蔵文化財、古墳、遺跡がたくさんあるというふうに言われています。摂津市域にも埋蔵文化財がたくさんあって、日ごろからそういった文化財の保護であったり、

その調査などが教育委員会の皆さんや、それから地域の方々と力を合わせてやっておられるというふうに理解しているわけですが、明和池遺跡の出土品というのが、聞きましたところ大阪府から17年ぶりに摂津市に返還されたというふうに聞いています。新鳥飼公民館に行った時にもガラスケースに展示されておりました。こうした出土品についての今後の摂津市としての保存とか管理であるとか、市民の皆さんに見てもらえるような努力とか、そういうものがあればお教えいただきたい。

同時に、明和池遺跡、私も勉強不足でどういった遺跡なのか、いつの時代のものなのかというのは詳しく存じ上げないんですが、広い範囲にわたってある。今、焦点となっていますが貨物駅の移転先として、対象となっている吹田操車場跡地にも遺跡が存在しているというふうにも聞いています。

遺跡がある場合の保存であったり、調査であったりというのは、所有者の負担になるというのを聞いたことがあるかと思えます。今現在、摂津市の所有しているものではありませんが、今後、そこも含めて摂津市の開発しようとするようなところの遺跡があるというようなものがあつたときに、どのようなことが考えられるのか、見込まれるのか、ちょっとその点をお聞かせいただきたいと思えます。

就学援助費についてお聞きします。これは、114ページは小学校の方ですか。中学校は中学校で、また中学校の教育振興費の中で計上されているかと思えます。

就学援助費というのは、ご承知のように児童が、もともと義務教育というのは無償で提供されなければいけないものであるところから、しかし教科書も有料・有償になるなど義務教育が有償になって

こなかったという経過の中で一定の所得水準を設けて就学援助の制度がつくられてきたというふうに聞いてます。

摂津市内でも今までは学校長への間接申請から教育委員会へ直接申請、また間接申請、いろいろ申請者の方々の、また保護者の方々の便宜が図られてきたということだと思います。しかも、この間、未曾有の不況のもとで生活も大変しくなってきた状況のもとで、就学援助制度、認定される方の率も増えて、先ほどのご説明では約30%を超していると。他市が20%代と比べると非常に摂津市は高い認定率ですよというようなご説明がありました。いろいろこういった扶助制度というのは、利用者が増えてくると経費節減ということで認定基準を引き下げていって、給付の抑制をしようという動きが実際にあるかと思いません。就学援助制度の認定基準、これは一体どこにあるのか、その点は基本的な話ですが、ちょっと確認をしたいと思しますので、その点をお聞かせいただきたいと思えます。

それから、110ページの教科書採択事業で、平成17年度に3年ごとに行なわれる教科書採択が中学校の教科用図書の採択が行なわれるということで、今回予算計上がされておりますが、その教科書の採択についての手続きをお聞かせいただきたいというように思います。

学校運営の中で、今度月曜日ですか、中学校の卒業式があります。毎年、この時期になりますと卒業式、それから4月の入学式の問題では、本当に子どもたちの旅立ちの儀式であるとか、新しい学校生活を進めていこうという入学式が行なわれるわけですが、この間、いろいろな問題があるというのも事実であると思えます。今、特に東京都の教育委員会の方

では、国旗の掲揚の場所、式の座る場所であるとか、こと細かく基準を設けて教師1人1人に業務命令というものを出して、日の丸の掲揚、君が代、国歌の斉唱について行なっていこうというような動きがあって、一方ではそういう押しつけとも思われるようなやり方について批判の声も上がっているというふうに思っているわけです。

摂津市でもこの間に卒業式、入学式、私も出席をさせていただいてるわけですが、日の丸が掲げられ、国歌も君が代が流されるというような状況になっているわけです。日の丸・君が代を国旗に制定した、君が代は国歌に制定しました。この国旗・国歌法のそもそもの内容、それ、ちょっと確認したいと思えます。同時に、これは国の方で決めたという話ですけど、これがもとで、これがここから始まっていますから、学校現場でこういう問題が出てきているわけですから、国旗・国歌法がどういったものなのか。

それから、国会のときの審議、どんなことが言われていたのか、その点、ちょっと確認したいと思えますので、お答えいただきたいと思えます。

あと、これは卒業式、入学式については、やっぱりどういう立場であれ、どういう思想・信条を持っている人であれ、主役は子どもたちでなければならないというふうに思うわけなんですけど、その点についても確認をしたいと思えますね。

卒業式、入学式というのは、子どものための教育活動の一環なのか、それとも行政活動として教育委員会が、その教育委員会の末端機関である学校の現場に業務命令として出して、粛々と行政の行事を行なっていくものであるのか、その認識について、ちょっとお聞かせをいただきたいと思えます。

○山本善信委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 まず、補正予算の54ページの財源内訳の国府支出金の373万5,000円についてのご質問でございますが、これにつきましては当初予算で計上しておりました補助金のうちで緊急雇用創出交付金に係る部分が222万1,000円増額になっております。これは安全対策に充てた分でございます。それと、当初、歳入は上がっておりませんでした。市単独経費で購入いたしました防犯ブザーの購入につきまして、今回、所管は自治振興課になります。自治振興課の府の補助金で、ひたたくり防止の補助金が266万5,000円、これは18ページに上がっておりますが、その部分のうち一部151万4,000円が防犯ブザーが対象になるということで申請していただきまして、それが151万4,000円。トータル373万3,000円という形になっております。なお、これに充てる歳出につきましては、当初予算で計上しておりますので、今回歳出の増はございません。

それから、委託料の足場組立委託料150万円ということで減額させていただいておりますが、これは本年度、学校要望を取りましたところ内部の塗装の要望が上がってまいりまして、具体的には摂津小学校、烏飼北小学校、烏飼東小学校で、いずれも廊下、教室周りの内部塗装に切りかえいたしましたので、その足場組立が必要なくなったということで全額減額いたしております。

また、ことしはそれとともに校務員の技能向上のために塩ビ溶接の研修も行ないました。これにつきましては小学校で廊下の塩ビ舗装をしておりますが、それが老朽化が伴いまして、一部はげかけてきておりまして、そこに子どもがつかず

いたりするという、そういうことがございましたので、校務員の方がみずから塩ビ溶接の技術を磨くということで、その研修に行かせまして、それによって業者発注しない程度の小さな修繕の間に塩ビ蒸着によりまして廊下のめくれを防ぐと、そういう技能取得に行きました。

これは、メーカーの方で無料で研修を受けましたので費用はかからなかったということで、今回は足場組立にかかわって、そういう内容をしたということでございますので、よろしくお願いたします。

補正予算の不用額の全般的な考え方ということで、小・中学校、幼稚園の備品について一定の考え方をということでございました。それで、備品の購入につきましては、当初予算の段階で品目で査定を受けるということがございます。教育委員会は、教育委員会予算が非常に膨大でございますので、一括して財政から数字をいただいておりますが、やはり同じ考え方で教育委員会事務局が学校と予算の査定といえますか、当初にいたしまして各学校での備品の購入の一覧表をつくっております。それに基づいて予算執行をするという考えでやっております。

また、つきました予算については効率的な執行をしなければいけませんので、なるべく準備が整い次第、年度当初に買っていくということにしておりますので、基本的にやはりその年度の予算を早く執行して教育現場で有効に使っていただきたいと、そういう考えがございますので、今の段階になれば、ほぼ当初の学校要求の備品が購入できます。したがって、私どもはやはり財政非常に厳しいということもございますので、当初の目的に沿った備品が買えれば、見積もり合わせとか、入札とかした差金については減額で落とすということの考えのもとに今回補正で

減額させていただいたものでございます。

それから、当初予算でございますが、104ページの教育委員会費で3万円ほど増えているが、今現在、統廃合している中で会議の回数と、予算の関係ということでございました。

教育委員の報酬につきましては、月額報酬で決まっております。委員長が14万5,000円、委員が13万3,000円でございます。したがって、委員会の回数とはかかわりなく、この金額で執行しておりますので、今回の3万円につきましては事務費の増ということでございます。

安全対策の中で府制度の警備員と摂津市が行なっている受付員とについて、警備という観点で今一度、考え方についてということでございました。

先ほどの答弁と繰り返しになるかもしれませんが、この学校の安全、安藤委員も言っていただきましたように開かれた学校という、目指す方向の中でこういった形の安全をはかったらいいかという議論を種々、先ほど言いましたが、した結果として、やはり地域の安全は地域で見守ってもらおうということで、この地域の方に学校に、よりたくさん入っていただくことが学校に関心を持っていただく。ひいては、その地域の安全が高まるという考えのもとで、私どもはいわゆる警備ではなくて、地域の方に入ってもらうということで受付員制度にいたしました。

技術的なことになりますが、実は警備ということになりますと、警備業法という法律が引っ掛かってきて、公安委員会から警備業の登録を得る会社でないと警備ができないということになります。したがって、例えばシルバー人材センターで委託するとか、NPOをお願いするとか、そういった場合はいわゆ

る警備はできないという問題もございません。そういった中でいろいろ議論した結果として、実態として入口で人の出入りをチェックしていただきますから、そういう警備の機能もございますが、基本的には受け付けをしていただくという方向で、そのあたりもクリアする形で今回、受付員制度を導入したということでございまして、受付員制度によって地域の安全を高めていきたいということでございます。

なお、学校の安全をよりはかるという意味で池田小学校以来、学校の方には先生が時間のあいた時間に校内巡回をしていただくために腕章等を配布いたしました。また、2月の寝屋川の小学校の事件を受けまして、校務員が自主的に申し出がありまして、時間の合間に午前、午後、校内巡視をするという形で、今現在取り組んでいただいております。

今現在は、ちょっと準備が間に合いませんので、統一した服装ではございませんが、近々、統一したジャンパーを購入いたしますが、私、ここにしておりますが、この腕章等もしまして、午前、午後、学校の授業時間の中で校務員が校内巡視をするとか、そういった形の安全対策をとるということも考えております。

また、同じような取り組みで清掃職場の方からパッカー車が市内を回るときに放送しておりますが、そのときに放送の中で子どもの安全を守りましょうという、そういう啓発のテープを今現在流しておりますと思いますが、そういうことも始まりました。

そういった形で、市全体として地域の安全の力が高まるような、いろんな方策の一環として今回受付員制度をしておりますので、ぜひそういう形で今後ともご理解をお願いしたいと思います。

○山本善信委員長 大路課長。

○大路学校教育課長 まず、学校協議会、また学校運営協議会、地域協議会等、少し整理をさせていただいて、答弁させていただきます。

まず、摂津市が平成16年度3月に摂津市立の小学校及び中学校の管理運営規則の一部改正を行なって、現在、各学校の方でこれの委員の選定をしていただき、平成17年度にはどの学校にも設置をお願いしたいと言っておりますのは、学校協議会でございます。平成16年度中に先行設置をできればスタートして、来年度全校設置を目指しておるところでございます。

それから、地域教育協議会、午前のときにも論議があったと思いますが、いわゆるすこやかネットの方でございますが、これは各中学校区にございまして、学校・家庭・地域、青少年育成にかかわる等のさまざまな団体が一丸となって地域で子どもを育てていくための教育母体というものを地域に設置をしようということで、これも取り組んでおるところでございます。ここでは、学校も地域の団体の1つということでございますので、学校協議会というものとは性質を異にするものでございます。

学校協議会については、ねらいとすれば、学校をどう運営、改善していくのかということについて保護者や地域住民の皆様の見解をくみ取り、反映をさせて、また学校の方からも情報を発信していくことによって学校の運営改善に資したいというのが学校協議会の方でございしますので、よろしく願います。

なお、学校運営協議会というものについて、これが平成16年9月、地方教育行政の組織と運営に関する法律の一部を改正するもとの、この学校運営協議会と

いう制度が創設をされておりますが、これについては大阪府、また摂津市とも内容等について、まだまだ十分把握をしていないところ、また問題点等も考えておりました、現時点では摂津市の方は学校協議会を全校に必置をするということで引き続き努力をしてみたいと考えております。

続きまして、教科書採択の手順につきましては、本会議におきましても渡辺議員のご質問の中でもお答えをしましたが、文部科学省及び大阪府教育委員会が採択の手順を示してまいりますので、市の教育委員会の方は公正、かつ適切な採択を図るために選定委員会を設置をし、選定に関する諮問を行ないます。

そして、選定委員会の方は、専門的な調査研究のために調査員を置くこととして、このような選定委員会、それから調査員等の研究を教育委員会の方で意見をいただいた部分で教育委員会が適切に教科書を採択するという手順でございます。

続きまして、卒業式、入学式の日丸・君が代につきましては、学習指導要領に基づく国旗・国歌の指導でございます。児童・生徒に我が国の国旗・国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌も同様に尊重する態度を育てることを目的といたしております。

児童・生徒に必要な事項を通常の指導方法で指導するというところでございしますので、押しつけ、強制ではないと考えております。

同様に卒業式、入学式における国旗掲揚と国歌斉唱の指導につきましても学習指導要領に基づいて行なっているものであり、すべての子どもに対して一定の内容を教えるという公教育のあり方の範疇と考えております。

また、教員につきましても学習指導要領に基づいて、校長が編成した教育課程に沿って学習指導要領を実施するというところでございますので、職務上の責務と考えております。

○山本善信委員長 西村室長。

○西村人権同和教育室長 人権教育研究会の補助事業にかかわりまして、人権同和教育室の名称及び人権教育と同和教育の考え方にかかわって答弁を申し上げます。この間、本会議におきましても人間基礎教育にかかわって人権教育との関係ということでの答弁がございました。

また、人権協会の設立にかかわっても市長部局の方からの答弁がございました。

そもそも、この人権教育研究会は当初、昭和42年、1967年に同和教育研究会として発足しております。これは、時期的にはちょうど同対審答申が出され、同和問題解決は国民的課題であるということを受けて、この摂津市においても同和教育研究会が発足をし、教育委員会も同和教育指導室というふうな時代がございました。

その時点では、同和問題解決が中心であるという中で、その発展の中でさまざまな人権課題にも取り組んでまいりようになりました。そういう意味では、当時としては、同和教育という言葉が同和問題解決を中心としながら、さまざまな人権問題の解決の部分にも広くかかわっているという意味で使われておったというふうに認識しております。

ただ、時代の推移の中で、この同和教育研究会も確か3年前だったと思いますが、人権教育研究会ということで名称変更もあり、この間、議会においても人権同和教育室の名称については変更のことも含めて答弁を申し上げます。それにかかわりましては、これは人権同和対策

課を含めた市長部局ともよく協議しながら、この市長部局の機構改革も合わせて協議しながら、変更する時期を同時に行なってまいりたいというふうなことを現在内部で検討をしております。

また、同和教育と人権教育ということですが、先ほど申しましたように、かつては同和教育から発展して、さまざまな人権課題も含めて解決の教育を同和教育というふうに申しておったんですが、今はむしろ同和問題は1つの人権課題としてはございますが、人権教育を中心にしながら、その中で同和問題の課題も扱っていくというふうな位置づけになっているのではないかなというふうに思っております。

この大阪府の教育委員会の方も平成14年10月に教育長通知がございまして、今後は特別措置法の終了を伴いまして、これからは一般施策として事業を展開していくということで、一般施策を活用して人権教育の一環としての同和教育を推進していくというふうな見解がありまして、本市におきましても平成16年4月に出されております摂津市の人権教育推進計画の中においても、本市としましては同和問題が他の人権問題とも深く関連する視点を重視しながら施策を推進していくということで、さまざまな人権課題の1つとしての同和問題、あるいは同和教育ということで、それぞれの人権課題の関連性ということは今後は重視していくということで考えております。

○山本善信委員長 田川課長。

○田川学務課長 最初、まず統合した幼稚園について、今の段階でどう評価しているのか、現状認識を聞きたいということでございますけれども、ご質問でも言われてましたように、統合することによりまして待機児童がなくなったというこ

とと、幼稚園の設置基準に基づく1クラス35名以下の定員になったということ。あと、園の効率的な運営につきましては、16年度の決算が出た時点で効率的運営ができたかについては検証を行なってみたいと考えております。

それから、私立の幼稚園へ行く園児の保護者に対する保護者補助金、北摂に比べて低い方であるが、どういう考えを持っているのかということでございますけれども、先ほど言いましたように保育料の改定ができた場合については、現在、4歳、5歳の園児・保護者に対してしか交付してない園児保護者補助金についても3歳までの拡大について検討していきたいと考えております。

べふととりかい幼稚園の職員の配置状況でございますけれども、べふ幼稚園につきましては、これは4月1日現在での配置ですけれども、正職員が3名と臨時職員が3名、とりかい幼稚園につきましては正職員で5名と臨時職員3名を配置しております。

とりかいとべふ幼稚園の統合について先送りになっているが、どう分析されているのかということでございますけれども、とりかい、べふ幼稚園の統合につきましては、公立幼稚園は私立幼稚園に比べてまして保護者が園に行く機会が多いということで、園への、とりかいから、べふ幼稚園への交通手段が非常に不便であると、便が悪いということで統合が進められないで来ておりますけれども、現時点でも交通手段がまだ解決されておられませんので、統合についてはなかなか進めない状況でございます。

それと、就学援助費の認定基準でございますけれども、就学援助費の認定基準につきましては生活保護基準の約1.3倍ということで認定基準を設定させてい

ただいております、平成17年度につきましては、生活保護基準が引き下げられますので、平成16年度に比べまして、平成17年度は認定基準が若干引き下げられる予定でございます。

○山本善信委員長 木下課長。

○木下生涯学習課長 それでは、まず補正予算の青少年対策費の学童保育指導員の賃金1,500万円の減額補正につきまして、指導員につきましては、各学童保育室には正指導員を原則2名ずつ、それと障害児の介護に当たる加配措置、並びに人数の加配措置で、それを補助指導員といたしますが、それらの構成で配置しております。

当初、補助指導員を20名で予定をしておりましたが、実際入所受付を終わって確定する中で補助指導員の加配の人数が14人で推移してきたものでございます。なお、昨年4月から5か月間にわたって正指導員1名も休んでおることも、この1,500万円の減額補正に係る要因でございます。

それと、学童保育の児童数の大幅な伸びによりまして、柳田と鳥飼北につきましては、今回、増改築の予算を計上させていただいてますが、そのほか本来定員の40名を超える保育室がかなりございます。その対応といたしましては、安全な保育を目指すためには保育の床面積の確保をとにかくしなければいけないという努力をしております、具体的には保育室の物品の配置を工夫をしたり、一部畳敷きの保育室もございしますが、畳を撤去して段差を解消して床を有効利用しようというような形で計画的に整備計画をしておるところでございます。

今現在、12校中7校が校舎内の余裕教室、5校がプレハブで保育をしておりますが、引き続き余裕教室の活用につ

いて学校と協議してまいっておりますけれども、今後の見通しは厳しいものがあるのが現実でございます。

それと、登下校時の安全につきまして、まず学童保育につきましては、例えばことしの1月から初めて試みを行なったわけですが、摂津警察署の協力によりまして、防犯訓練を実施してまいりました。それについては、子ども向け、また指導員向けのそれぞれの緊急時の対応なり、侵入者に対する対応等を行なった形での訓練を行なってまいっています。

それと、冬場の日没時間の早い時期につきましては、早帰りの時間を保護者の方々から希望して、その希望の多いところの保育室については、例えば4時半なり、4時45分に学童を退室するというような形の措置も取っております。

それと、不審者情報等がございましたら、集団下校なり、指導員が子どもたちが安全に帰宅できるところの確認をするまで付き添って下校しておるといような措置も取っております。

わくわく広場につきましてはの登下校時の安全対策につきましては、わくわく広場の参加につきましては、保護者の周知、理解の上で子どもたちが参加しておる現状でございます。今年度の冬場、日没の早い時期につきましては、4時半なりの時間を目安に日没までに帰宅できるような時間的な配慮もしておるところでございます。それと、登下校時についての安全確認につきましては、この事業の性格上、例えば日常、子どもたちが児童センターなり、公民館の子ども向けの講座に参加するのと同じような形で、特に行政側で登下校時の安全については措置する予定は、今のところございません。

ただ、登下校時につきましてはのもの、万が一のときのための保険への加入

を現在も行なっておるところでございます。

P T A協議会による緊急の携帯メールの件でございますが、摂津市のP T Aにつきまして先般、代表質問でも答弁させていただいてるとおり、府が推奨する緊急時のメール配信のシステムを採用するかにつきまして、今後、庁内で協議をしていく必要があると考えております。また、P T Aに対する補助なり、P T Aのシステムをどのように活用していくのかについては、今後の協議の課題であるというように思っております。

それと、明和池遺跡の出土遺物につきまして、明和池遺跡につきましては、古墳時代から中世にかけての集落の跡というふうに周知されている遺跡でございます。この遺跡につきましては、昭和62年に大阪府の教育委員会によりまして大規模な発掘調査が実施されたところでございます。その間、発掘された遺物等につきましては、大阪府が保管をしておりますが、昨年、大阪府と協議いたしまして、明和池遺跡の遺物について広く摂津市民に公開することを目的に保管変更の協議をしまして、その協議が整って遺物を保管変更したものでございます。

昨年の6月から、この遺物の調査を開始いたしまして、復元なり、できる限りの展示にそぐうような形で昨年の11月1日から安威川公民館を皮切りに17年ぶりの里帰り展を展示してまいりまして、その後、市民ギャラリー及び市役所の本館ロビーで、今現在は新鳥飼公民館の1階ホールで展示をしております。

今後、こういった形で継続して市内の公共施設を巡回して、展示していく予定をしております。また、その後は生涯学習課におきまして貴重な遺物を保管して

いく予定をしております。

それと、それにかかわる分で吹田操車場跡地におけるご質問でございますが、吹田操車場跡地には同じくこの明和池遺跡が埋蔵文化財の宝蔵地として位置しております。この埋蔵文化財の宝蔵地内での土木工事等の開発事業を行なう場合には、工事着手予定日の60日前までに摂津市の教育委員会を經由いたしまして大阪府の教育委員会に法に基づいて届け出が必要となってきます。

この開発事業が国の機関、または地方公共団体、もしくは地方公共団体の設立に係る法人で、なおかつ政令の定める場合につきましては、事業計画の策定に当たって、あらかじめ大阪府教育委員会に法に基づいて通知が必要となってきます。このように法が定めるところによりまして、土木工事なりが着手、あるいは計画される段階で大阪府教育委員会及び摂津市教育委員会に通知及び届け出がなされるシステムとなっております。

○山本善信委員長 西村室長。

○西村人権同和教育室長 人間基礎教育と、個人の内心の問題について答弁を申し上げます。

教育委員会において人間基礎教育は、社会生活をお互いに気持ちよく過ごすための基本的なマナー、ルールの問題というふうにとらえておりまして、それは学校教育におきましては学習指導要領のつとりまして、人権教育、あるいは道徳教育、この両面で進めていくということで基本的な、これは指導の内容であるというふうに理解をしております。

ただ、保護者あるいは市民に対しては、一定学校だけでできない部分、一緒に考えていく、あるいは協力を求めていくという立場で、もちろんさまざまなお考えの保護者、市民もございますので、そこ

に対しては基本的には、いわゆる押しつけがましい形ではなくて、あくまで協力を求めていくという姿勢で接してまいりたいというふうに思っております。

○山本善信委員長 田橋参事。

○田橋総務課参事 今回、この明許繰越をお願いしておりますのは、摂津小学校の耐震補強工事で、当初平成17年度の予算で計上する予定をしておりましたが、大阪府の予算説明会の中で文部科学省の方から16年度の補正予算で計上した場合、通常の2分の1の補助金をつけると。これについての起債の方も100%つけていただけるといような市にとっては、ちょっと有利な条件ですので、今回、補正で前倒して計上させていただいております。それで、工事の期間については、ことしの17年の夏休みに工事に入りたいと考えております。

次に、1次診断とその後の計画はということなんですが、この1次診断といいますのは、平成15年度から耐震診断実施3か年計画で小・中学校の昭和56年以前の耐震基準以前の設計で建築された建築物で、現在、第2次診断を行っていない校舎すべてについて第1次診断を実施しなさいというような国の通知がありました。

そこで、摂津市の場合、平成15年、16年の2か年で学校の校舎をすべて第1次診断を実施するというので、平成15年度には3小学校、校舎13棟、2つの中学校と2棟、平成16年度には5小学校、校舎17棟、2中学校、校舎10棟ということで、今月の3月末には、ほぼ全部の校舎については第1次診断が終了します。

それで、この第1次診断ができた後の計画といいますのは、今までは古い年度から順番に耐震診断して、第2次診断と

ということで実施していましたが、高度耐震指数というのが第1次診断で出てきますので、指数をすべて把握できる中で17年度に入りましたら、危険度の高いやつから優先的に2次診断という形に入ってきてまして、2次診断からは今までの計画どおり2次診断、そしてそこから耐震自主設計ですね。その翌年に工事というような計画で進めていきたいと思いますが、あとは予算的な面もありますけども、できるだけ計画どおりに進めていきたいと考えております。

体育館についての第1次診断はということでご質問があったと思うんですけども、それにつきましては、この第1次診断のソフトというものが大阪府から校舎についてもできたということでいただいて、本市の建築住宅課の職員の方で、そのソフトについての受講を大阪府まで行ってもらって、一定、入力の仕事等を研修いただいたわけなんですけども、今現在、体育館についてのソフトが大阪府の方ででき上がっておりませんので、そのソフトができ上がり次第体育館についても診断に入っていきたいと考えております。

次に、特殊清掃は平成14年に国の緊急雇用対策ということで実施した、その翌年に、この文教常任委員会の中でも委員の方から、ぜひ続けてほしいという要望もいただいておりますし、学校の方から、そして保護者の方から、この特殊清掃をぜひ続けてほしいというような要望もいただいております。

そこで、トイレの改修については、今のところ耐震の補強等をしなければトイレの補助金がかからないということになっておりますので、教育委員会としましては耐震の補強と同時にトイレ改修を進めていきたいと考えております。その場合、今まで年2回、トイレ改修していた分が、

どうしてもスピードが落ちますので、その辺はトイレの特殊清掃で臭い等を少しでもなくすということで、これも4年ローテーションで1周りの学校をするということで、とりあえず1年目につきましては、小学校3校、中学校1校、幼稚園1校。2年目につきましては、小学校3校、同じように中学校1校、幼稚園1校。4年目も同じように、3校と1校と1園と。4年目には、幼稚園が3園しかありませんので、その分、小学校3校、中学校2校という形で、毎年5校、5園のトイレの特殊清掃を実施してまいりたいと考えております。

それと、鳥飼北小学校と鳥飼東小学校のトイレ改修をどうするのかということですが、鳥飼北小学校と鳥飼東小学校については、昭和57年以降に建った建物でありますから、耐震の補強の計画の中には入っていない学校であります。

したがいまして、今現在、両校ともハイタンク方式ということで小便器はすべてついてるんですけども、やはりこの辺も視野に入れた中で今後、トイレの改修計画を実施していかなければならないと考えております。

○山本善信委員長 井上館長。

○井上市民図書館長 千里丘地区の図書館サービスの実施、特に千里丘公民館での図書の貸し出しについて、どのような問題があるのかというお話でございますが、千里丘公民館で図書を貸し出しする場合につきましては、まず図書の運搬の手段というのを確立しておく必要があると思います。現在、公民館と図書館の間での図書の運搬は週に2回しか行なわれておりません。貸し出しを行なうとなりますと、やはり月曜日から金曜日まで、毎日運搬していただく必要が出てくるのではないかというふうに考えております。

それともう1つ、図書の貸し出しにつきましては、返却の場合と同様、公民館の職員にお願いをすることになると思いますが、利用者が増えてきますと、公民館の職員、本来の事務に支障を来す場合も考えられますので、その場合について、アルバイト等を雇う必要があるかという問題についても検討をしていく必要があると思います。

それともう1つ、千里丘公民館の場所的な問題がありまして、貸出冊数、あるいは返却冊数が増えてきますと、置く場所の確保についても考えておく必要があると思います。

ただ、図書館といたしましては、千里丘公民館での貸し出しについては実施すべきであるというふうに考えておりました、これらの問題につきまして関係する課と話し合いをいたしまして、できるだけ千里丘公民館で図書の貸し出しができるように努力していきたいというふうに考えております。

また、その場合の費用の問題なんですが、今の財政状況を考えますと、やはりできるだけ少ない費用でやりたいというふうに考えておりました、そうなりますとやはりハンドスキャナーを使うのはいいのではないかなと。そうしますと、初年度に大体167万円、次年度以降は毎年9万円程度が必要というふうに考えております。

○山本善信委員長 安藤委員。

○安藤委員 最初、補正予算の方につきましては、増額の国支出金のお話であるとか、足場の組立委託料についての中身はわかりました。

学童については、もう1回、ちょっと聞きたいんですが、当初の予定していた補助指導員20名から実際には14名になったと、6人、補助指導員が減ったと

いうことが、この賃金1,500万円の減額補正ということで理解したらいいのかと思います。

この6人減るということですが、単純に考えると、申請人数がいて20名確保していて6人減ることによって人員不足ですとか、そういうものが発生するんじゃないかと単純に思うんですけども、その点は大丈夫なのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

あと、備品購入費であるとか、需用費の減額補正をするということについての考え方についてもお答えいただきました。品目ごとに査定を受けて、執行されれば、期初にできるだけ早くそれを執行していったら、期末になってくると、もうほぼそろってるよというような状況にあるので、その都度減額していくんだというようなご説明だったかと思います。

ただ、例えば備品購入で、えんぴつですとか、ノートであるとか黒板、こういうものがあるのかちょっと想像がつかないんですけども、そういういろいろな細かいものと、それからいろいろな教材費とか、ちょっと目が違ったり、費目が変わってくるようなものについても学校の中での流用というようなことは考えられないのかと思うんですね。

例えば、修繕費においても、例えば夏休みの間に、子どもたちがいない間に急いで修繕工事をやると。しかし、実際使い勝手が悪いということで年度途中に変えなければいけないというものも幾つか出てくるかというふうにも思ったりしますし、こういう点については柔軟に考える必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。

もちろん、よく言われます年度末になって予算を全部消化しないとあかんという、そういうような考え方に立たれば、こ

れは問題があると、私もそれはまずいと思います。

現に現場で必要なものというのは、恐らくその年度の間には、もうこれで十分ですということは、そんなになんじやないかなというふうに思うわけで、そういう意味では減額があるような分について1回現場の方に確認をしていただくとか。どうしても必要なものは、もう1回、ないのかなというようなことを確認していただくというようなことをぜひしていただきたいと思うんですが、そういうようなことについてはどうでしょうか、教えてください。

教育委員が月額報酬であるから会議の数が増えても、それほど多くのお金は必要ないということであります。これは、よく理解できました。

それで、教育委員会の今後の教育委員会としての、先ほどお聞きしてお答えをいただけたのかなと思ってんですけど、議論の今後の統廃合問題が教育委員会のことし、今年度の委員会の議題の中では、かなり大きな、いろいろな議題があると思いますけど、かなり大きな議題になると思うわけで、今、答申の説明をされていると。地域にも入って答申の説明をしていて、大体、集約されてきたというのが教育委員会からの答弁でありますし、教育長も地域に入って行って、教育委員会としての基本的な考えを説明しに行っていると。そうした中で、教育委員会の会議で議論をして、議会に出す条例案を具体的な案をつくっていく作業が、これから1年間やられるというふうに思うわけですが、その具体的にやられていく、その作業、それから議論の中身というのは、やっぱり市民に開かれたものじゃなければいけないと思うんですね。

答申を審議される適正配置審議会、こ

れは傍聴はできませんでしたが、ホームページ等でも議事録が公開されていまして、ちょっと時期的にはかなり遅れるという面もありましたけども、どんな議論をされているのかということはおわかりました。

教育委員会でも、ぜひそうした開かれた議論をしていただく。意思形成過程においても情報を発信しつつ、議論を進めていくということが、これは私はどう見ても、やるべきでないと思いますけども、進めていくのであれば、それは不可欠の条件だと思うんです。その点について、協議会とか、委員の集まりで議事録も何もないという、そういう場でやるのではなくて、皆さんの目の見えるところでやっていたくということをぜひお願いしたいと思うんですが、その点はいかがでしょう。

同時に、そうした議論が行なわれている中でも幼稚園の統廃合のことも絡みますけども、学校の運営経費の節減ということが、やっぱり議論になってくるんだと思いますね。

見直すべきところは見直しをして、新しい教育に対応できるように、そちらに回していくんだというのも統廃合を進めていく上での教育委員会の、もしくは答申の説明の中身の1つにあると思うんですが、そうした統廃合をすることによって、どんなふうな経費の節減ができるのか、その経費の節減ができた、そのお金が教育の充実にちゃんと生かされるような保証があるのかどうか、担保があるのかどうか。これは、やっぱり議論の中で見えるような形でやる必要があると思うんです。この点についてもちょっとお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、教育委員会で恐らく、まだ答申の説明をして、報告をされながら、

今後、教育委員会の中で、会議の中で条例の具体的な教育委員会としての計画案、統廃合計画案というのをつくっていかれる。これからの過程になっていくと思うわけですが、それでは今の現段階で市民の皆さん、それから学校現場には、市民の皆さん、特に当該校の保護者の方や自治会、説明会に行っておられる方は聞いておられるかもしれませんが、学校現場の方々には、どのような説明が今現在されているのか。

恐らく、まだ教育委員会としても何も決まっていますから、何もまだ決まってないという段階で、これからだという形ですから、説明がされていたとしても途中経過までだと思いますけども、その点はちょっとお聞かせください。

というのも、やはり統廃合の問題というのは多くの保護者にとって大きな関心事です。教育委員会に直接電話をして聞くというよりも、一番身近な教育の窓口というのは、身近な学校であるわけですから、学校の先生たちにお聞きすることもあるでしょうし、校長先生に聞くということもあるかと思えます。そういった点での今、どんな状況になっているのかという説明とかいうのはなされているのか、その点について同時に聞かせていただきたいと思えます。

せつつ幼稚園、みやげ幼稚園の統合後の統廃合についての検証についてです。16年度決算が出たら、それで効率的な運営を検証していくんだと。16年度の決算といたら、いつの話ですか。今、この3月議会でその検証もないままに値上げの提案を出されてるじゃないですか。統廃合していくという中には、効率的な運営というのは大きな理由の1つであって、多くの保護者の方々は、絶対残してほしいという運動をやって、それでも心

を痛めながら、やむなく統廃合になって、それならば不便がないようにやってくださいよと、そういう約束をやられたわけです。そうした中で効率的な運営ですとか、今の統合後のせつつ幼稚園のいろいろな問題点とか、何の把握もされていないというのは、これはちょっと考えられへんと思うんですけども、もう一度お聞きします。統合後、せつつ幼稚園の現段階で、前は決算のときにお聞きしたときには、旧みやげ幼稚園の保護者の方々から大変要望も聞いていただいて、感謝しますという感謝状が届いたというふうにおっしゃってました。

しかし、その後1年たってるわけですから、そのときはわからなかったことでも、統合した旧みやげ幼稚園の方々がせつつ幼稚園の方に通うようになる。もしくは、せつつ幼稚園の方々が新しく園児の数が約倍に広がっているわけです。園舎が建って、園庭も狭くなってるわけで、いろいろな問題があると思いますけども、そういう課題なんかは、やっぱりあるのであれば、それをまず解決する努力をしなければ、これはみやげ幼稚園と、せつつ幼稚園の統廃合を市民合意で進めて、納得いただいたというのは、胸を張って、とても言えるものではありませんし、そんなやり方をやっておいたら教育委員会に対する市民の信頼がなくなってしまうと思うんですよ。

これ、このあと、小学校を統廃合をした後に見直したお金、クーラーつけなきゃいけないでしょうとか、耐震補強工事もありますよとか、それなのに今の12校のままじゃ、なかなか財政的に苦しいんですよと。統廃合によって効率的運営をやって、充実のために生かすという説明自体が、これ、何の担保もない、口からの出まかせと言ったら失礼かもしれんけ

ども、そう取られてしまうような中身だ  
と思うんですよ。これは、どうなのか。  
ちゃんと報告、もしくはちゃんと統廃合  
をされる側ですから、よく戦後がまだ終  
わっていないという、やっぱり戦後補償  
の問題、いろいろな問題で、やっぱり戦  
後をまだ抱えたままで生活されている方  
は、たくさんいらっしゃるかと思いますが、  
統廃合という大変な事業をやって、  
多くの保護者の方々が、幼稚園の現場の  
方々が、今、いろんな苦勞をして、知恵  
と工夫も凝らしながら子どもたちのため  
の幼稚園運営をしようって頑張って、やっ  
てるようなときに、現状の把握も決算出  
てから調査しますというような形で、はい  
値上げです、3,000円です、こんな話  
はないと思うんですけど、どうでしょ  
う、見解をお聞かせください。

とりかいと、べふですけども、正職と  
臨時職員のお話をお伺いしましたが、確  
認したいと思いますが、とりか幼稚園  
と、べふ幼稚園では、臨時の担任はいら  
っしゃらないというふうに聞かせてもら  
ってよろしいんでしょうか。とりかいと、  
べふ、臨時で担任をやっているというこ  
とで、よろしいんですか。そうすると、  
ちょっとまた話がですね。

答申の案を出していくときの議論の過  
程で、4園を残すためのいろいろな案も  
出されましたし、極端な話は民営化も考  
えたらどうかというような案も出てたと  
思うんです。そうしたいろんな議論が適  
正配置審議会の中で出されましたけども、  
審議会として1つの案に集約しようとい  
うのが審議会としての最終的な結論だっ  
たと。両論併記をしたらいんじゃない  
かとかいうような議論がいっぱいやられ  
る中で、これはやっぱり審議会として1  
つの案にまとめようということで3つか  
4つの案を1つにまとめる作業をそれこ

そ長い時間をかけてやられたというよう  
に思うわけなんですよ。

その議論の中で、4園を残すためにい  
ろんな工夫をするためには、やむなく臨  
時の職員も担任に充てるということで、  
少しでも経費を抑えようという案が出た  
ときに、臨時の人を担任に充てるとい  
うことは、これは教育上、どうかなと。

さっきも言いましたけど、やっぱりそ  
うだと思うんです。保護者の方々も不安  
に思われます。そういうようなことで、  
その案は結局、答申の中には、答申案と  
してはまとめられなかったという経過が  
ありますので、それがいざ計画されて、  
実施されている現状は、臨時の方がやっ  
てると、ひょっとしたら主任の方も年少  
の補助についているからいいとかいうよ  
うな話、確か、議事録の中にもありまし  
た、教育委員会の中で、そんな議論があ  
ったのかもしれませんが、そういうよう  
なごまかし、やってはるのか。その点、  
ちょっとこれは幼稚園の統廃合、これ、  
1年たって、もうなくなってしまったも  
のをもとに戻すわけにいかないから、今  
残っている3園の充実と、それから最初  
に約束していた幼児教育の充実というの  
は、これは何が何でも実現してもらわ  
ないと困る話ですから、あとを振り向く  
というわけにいかない問題と思いますよ。

ただ、あとを振り向いて検証して、次  
に生かすことは必ずやらないと、これは  
市民からも教育委員会が、これから進め  
ていこうとしている教育の充実、それか  
ら適正配置、こんなものも結局、その場  
しのぎの言いわけ。今、説明会でいろ  
いろ言うてるけども、結局、何もないや  
ないかということになりますよ。どうし  
ょう、ちょっと、その辺、お聞かせくだ  
さい。ちょっと、びっくりしました。

安全対策です。ボランティアで受付員

をやっていくんだというようなことでありました。もちろん、そういう選択というのもあると思うんです。ただ、先ほども申し上げましたように、学校の中でのいろんな事件が実際に起きているような状況のもとで、いろんな取り組み、工夫をしていかれるということは大事なことだと思うんですが、保護者の方や学校現場、子どもたちが安心して、安全な環境で学べるということを保証するというのは大人の責任ですし、私たち親の責任ですし、行政の責任だと思うわけです。

そういう意味で、プロの警備を雇おうと思うと、公安の方に届け出た業者じゃないとできないということでありましたから、経費の面でも非常に大きなものもあるかと思います。大阪府がやろうとしている警備というのは、そういうものなのかどうか、ちょっとわかりませんが、わかったらそれもちょうと教えていただきたいんですけども、何かしらの安全対策というのは必要だと思います。

寝屋川の事件では、卒業生の子が入ってきた。校門も入ってこれると。今、摂津でも寝屋川の事件の後に、それぞれの学校での受付員の対応というの、いろいろ工夫されているというふうにも聞いてますし、NHKでしたか、鳥飼西小学校の受付員がニュースにも取り上げられておりました。大体、門を閉めておいて人が来たら受付員が受付ボックスから出て行って、開けずに「どなたですか」と確認をします。確認をして、校長先生か教頭先生はいらっしゃいますかと言われたら、そこから校長先生、教頭先生に連絡をして、校長か教頭先生が正門まで迎えに来ると、そういうような対応をしますというのがNHKの報道でも、対応だったわけですが、現実問題として学校、子どもたちがいる中で少ない人員の中で、

そういう対応が本当にできるのかどうかというように心配してるわけです。不審者が入ったときの安全とか、危機管理マニュアルについても、やっぱり考え直さないといけない部分というのもあるんじゃないかというふうに思いますけども、その校内の安全管理のマニュアルというのは、その後、見直しがされているのか、検討がされているのか、それもちょうとお聞かせをいただきたい。

それとあわせて、幼稚園の受付員のことなんですけども、今、小学校12校全校で受付員、受付ボックスが設置されていますが、幼稚園、中学校の受付ボックス、これは必要じゃないですか。

特に幼稚園の場合、小さな子どもたちが狭い園庭や園舎の中で生活しています。先生たちも、そうした子どもたちの中に入ってお仕事されて、いろんな仕事をされているわけです。お客さんが来たとき、ピンポンと鳴らしたときも職員室に先生がいらっしゃらないことの方が多いなと思うんですけども、遠いところから、だあっと走ってくると、そういうような対応をされたり、登園のとき、下校のとき、帰りのときなんかですと門があきますから、そこに1人見張りといいますか、1人設置をしないといけないと。

子どもたちが、通園バスが来たりしますから、やっぱり先生は車に巻き込まれないように、飛び出しがないように注意しなければいけない。しかも幼稚園のいろいろな業務が、財務処理もある、しかも1人は警備といいますか、入り口に立たないといけないと。そういうような状況。しかも、もし仮にあってはいけないことなんですけども、侵入者があった場合に、幼稚園というのは、小学校以上に小さな子どもたちがいっぱいあって、なおか

つほとんどは女性しかいらっしやらない  
というような状況にあるわけですね。

幼稚園の場合は、門から職員室までは  
非常に距離も近いということで、また受  
付ボックスを置くにしても敷地の問題が  
あるとも言われてはきましたけども、受  
付ボックスじゃなくても、ある一定の時  
間、警備のための人を配置するというよ  
うなことは、これは絶対に必要だと思  
うんですが、その点いかがでしょうか、お  
聞かせください。

それから、図書館についてですが、ぜ  
ひ少しでも読書に親しまれるような、地  
域によって読書がしやすい、しにくいと  
いうような差が生じないような形で取り  
組みを強めていただきたいと、この点に  
ついては強く要望したいと思えますし、  
そのためのバーコードスキャナー、金額  
をお聞きしますと、こんな単純なことを  
言ったら怒られるのかもしれませんがど  
も、減額補正の金額、十分飲み込まれて  
いく。初期投資として百数十万円です  
か。ランニングコストとしては、毎年9万  
円ほどかかるけども、最初の初期投資  
だと百数十万円。今回の補正で十分吸  
収できるだけのお金です。もちろん費  
目も違いますし、国や府の補助金の問  
題もいろいろあるかと思えますけども、  
ぜひそういう意味では前向きに考えて  
いただきたいということを要望したいと  
思います。

それから、同じく読書に親しまれる、  
親しもうということ、ブックスタート  
で事業も熱心に取り組まれて絵本も配  
られるというようなことになっていきま  
すし、図書館も週1日の休館日で本も  
借りやすくなっていくというような状  
況のもとで、学校でも本に親しむと、  
もちろんやっておられると思えます。  
やられていると思うんですが、学校の  
図書室の充実というのをぜひ考えて  
いただきたい

と思うんですね。

今、学校図書館法によると、一定の学  
校の規模という制限があるというふう  
に理解して、詳しいことはちょっとわ  
かりませんが、司書教諭を置かなけれ  
ばならないというようになってい  
ると思うんです。現段階で、摂津市の  
学校の図書室に司書教諭の方が各校  
1人ずついらっしやるのかどうか。  
兼任ではなくて、専門の司書として  
子どもたちが図書室に、いつ来ても  
らっても本が読める、読書活動を推  
進できるような、そういう専任の司  
書の方がどのぐらいいらっしやるの  
か、その点ちょっとすいません、先ほ  
ど聞き漏らしまして申しわけないん  
ですが、その点をあわせてお聞きし  
て、同時に先に移りますけども、こ  
れについてもぜひ、まだ少ないので  
あれば、もしくは兼任であるのであ  
れば、再任用の方がたまたま司書の  
資格を持っておられる方がいらっし  
やったら、たまたま司書をやってら  
うとかいうことではなくて、学校図  
書の充実、整備ということで司書を  
配置していくということを推進して  
いただきたいと思えます。計画を持  
っていただきたいと思えますが、もし  
計画があるのであれば、その計画に  
ついて現状すべてに司書がいらっし  
やるのであれば、そういった形での  
答弁を、もしないのであればその  
計画を進めていこうという決意があ  
るか、ちょっと一度お聞かせいただ  
きたいと思えます。

就学援助ですが、認定基準については、  
生活保護基準の1.3、これは17年度  
も変わらないというようにお話をあ  
りました。アクションプランの中では、  
その見直しもというような答弁も先  
ほどありましたけども、生保基準自体  
が国の三位一体の改革等で国庫補助  
などが、どんどん切り下げられてい  
くと。基準になるも

のが下げられますから、就学援助の認定基準も下がっていくわけです。

認定率が高いというのは、それだけ就学援助制度を必要としている人がたくさんいるということであって、それを切り捨てていってもいいというようなことではないと思います。そういう面では、就学援助制度の認定基準、今度生保基準の切り下げによって17年度、結局認定基準が下がるということになって、去年は就学援助費の支給を受けていた保護者の方が受けられなくなってくるということも十分考えられるわけなんですけど、その点の影響については検証されておられるのかどうか。

とりわけ配偶者特別控除が廃止されて所得税、住民税が大きく上がる人がいます。税負担は重いので、5月6月、振り込まなければいけない。もしくは、当てにした確定申告後の戻ってくる分が少なくなるかもしれません。

今の税制改革の中でいろいろな控除が削られていくとか。定率減税が廃止されて、半減されていくんですか、17年度は、それによって年末調整額は減りますから、年末に戻ってくるお金というのが少なくなってくる。収入が増えるという状況になかなかない中で負担が大きく増えていくと。それでも、やっぱり子どもたちにはしっかりとした教育を受けてもらわなければ、これは国民の義務教育は義務であり、権利であり、行政の義務であり、権利でもあると思います。

そういう意味では、就学援助の制度というのは切り下げるべきではないというように思うわけですが、認定基準が今度、生保基準の切り下げによって実質下がるということについて、どのような検証がされているのか。同時に、その認定基準の掛け率1.3についての考え方につい

て、お聞かせください。

学校協議会です。ご丁寧にご説明いただきましてありがとうございます。ちょっと私も学校運営協議会と学校協議会と、ちょっと混同している部分があったわけなんですけど、今、摂津市が進めようとしている学校協議会、開かれた学校、地域の方々が学校運営について、いろいろ意見を言ってもらおう。そして、学校側は地域の皆さんに、いろんなことを発信していくと。その中で開かれた学校、地域の子どもたちを見守っていこう、育てようというような地域づくりが開かれてくるのかというようなふう思うわけですが、この学校協議会の構成員の方というのは、どのように決められるのか。どのような、学校運営、学校経営の中で、どのぐらいの権限があるのか。

また、学校運営協議会の中では、法律の方の学校運営協議会の方を見ますと、校長と地域の方々、学校の先生、現場の先生というのが、ちょっと私の思い違いかもしれませんが入っていなかったような気がするんですが、現場の先生たちがそういった中に入れるのか。

または、学校運営協議会の中でも説明の、これは文部科学省の事務次官の通知の一番後ろの方にあつたんですが、子どもの意見表明権を大事にしなければいけない。子どもの権利条約、これを尊重しながらやっていくという中で、子どももある一定、発達段階において意見を言う場所も保証していくということもあってもいいん違うかというようなことが、趣旨のことが学校運営協議会を進めていく上に当たっての文部科学省の事務次官からの通知の中にあつたと思ってるんですけども、その点、この摂津市がやろうとしている学校協議会運営方法、運営の構成員のメンバーについてお聞かせいた

だけたらと思います。

教科書採択については、ご説明いただきました。すいません、代表質問との答弁、ダブってしまって申しわけないです。

公正かつ適切な採択、それに向けて選定委員会に諮問して調査員を設ける。審議もしていくと、答申に向けて採択をするというような流れだにご説明をいただきました。適切、公正な採択保証というのは、やっぱり先ほどの教育委員会のところでも申し上げましたように、開かれた、だれから見てもこの採択は公正である、適切であるというような採択の作業、そういう保証をしていただくということをぜひ進めていただきたいと思います。

日の丸・君が代の問題、これをやると長くなるんですけども、日の丸・君が代、国旗・国歌法の法律の趣旨、学習指導要領は、よくわかっています。よくお聞きしておりますので、その流れにあると思うんですけど、国旗・国歌法、日の丸を国旗とする、君が代を国歌とする。これが、国旗・国歌法の中身ですね。

ですから、政府が国の国旗として、国歌として使うと、そういう印であるよということを法律で定めたということであって、これを教育現場に持ってくるのか。持ってくるのは、それぞれの設置者の考え方ですが、それに対して指導しなきゃいけないと。そういうようなことは、ちょっと違うんじゃないかなと思うんですけど、ちょっと今、手を振られましたので、またちょっと質問しますが、国旗・国歌法ができたときの状況ですね。

これは、日の丸・君が代というのは、非常にデリケートな問題だと思うんです。その点では認識、チラッとすると思うんですけど、いろんな思いを持っている方たくさんいらっしゃると思うんです。

国旗・国歌法ができた当初も意見、国

民の世論というのは二分されてたわけですから、国会の中でももっと議論を尽くしてやるべきだということが行なわれたわけですね。内心や良心の自由を踏みにじることはできないよということについて、当時の小渕首相は答弁してるんですね。

○山本善信委員長 安藤委員、途中ですけどもう少し絞って話をしてもらわんと、話がだんだん広がってますから。ちゃんと来年度予算に関して、この日の丸・君が代についての話を教育委員会としてどうするのかという質問にしてもらわないと、話が、もともとの話からしてもらおうと話が拡大して議案の審議にはなりませんから、それだけちょっと理解した上で質問してください。安藤委員。

○安藤委員 はい、わかりました。

そうしましたら、今、東京都の教育委員会が職務命令として教職員の方々、歌うこと、起立すること、これを言うてはります。それを守らなければ解雇も含めて厳重な処分がされて、実質、今、多くの方々が処分を受けてる。裁判を始めている、そういう場合もあるわけですね。

少なくともこういう処罰をちらつかしたような形で教職員、生徒の内心に踏み入るようなことはやるべきではないと、私はそう思いますが、改めてその点について平成16年度の、今度の月曜日の卒業式を含めて、17年度の入学式、卒業式についての考え方についてお聞かせいただけたらと思います。また、これについては違う場所でやります。

最後になりますが、人権教育協議会で、人権教育研究会、もともとは昭和42年、同和教育研究会を発足して、いろいろなことがあって、もちろん同和の問題、ある意味、糾弾というような形で大阪府がまとめの中で、度の過ぎた糾弾

などによって、かえって同和の問題を深刻にさせたというようなまとめの文も発表されたことがありますけども、そういうようなこともやられてきた。そういう歴史的な経過の中で経済的な格差というものはなくなってくると。同和特別措置法等、いろいろな措置法が失効された今の段階になって、まだ同和教育が人権教育の中心であるのかと、そのことをちょっとお聞きしたわけです。

人権には、いろいろとあると。その中で同和教育もやっていくというふうに言っておられるわけなんですけど、代表質問のときには、同和教育は中心になるんだというようなお話だったんですけど、その辺、もし教育委員会が市長部局の方との見解が違ふのであれば、私たちは違ふと、見解が違ふとというふうに言っていたければいいと思いますし、その点はちょっと、はっきりしていただきたいなと思います。

人権問題、今までやってきた人権教育、これからやろうとしている人権教育、中心は同和教育だというふうに明確にされてるわけですから、それ以外、障害者の問題や女性差別とか、いろいろなものがあると思うんですけども基本は同和教育の流れに沿って、その問題を解決していくと。特定の今までの考え方の流れによって、そういう差別問題を解決していくということになりはしないかと、そういう思いをしているわけですが、広く一般に言われている人権と教育の場に出てくる人権教育の人権と違ふのかどうか、それもあわせてお願いします。

○山本善信委員長 寺田部長。

○寺田教育総務部長 まず、教育委員会の協議会の件でございますが、これにつきましては、それぞれ委員会で議論をしていただく前段で、それぞれの委員が

共通認識を持ってもらうために資料を提供して、我々が説明し、それぞれの委員のご質問にお答えをして、それぞれ今、統廃合の問題でしたら統廃合について十分状況を把握していただいて、委員会で議論をしていただくという前段の協議会でございますので、そういう意味で開催をしております。

当然、議事録等はございません。委員会でその協議会を踏まえての議論のときには、当然議事録として作成されるということでもあります。

それともう1点、統廃合において運営経費が、どのようになるのかということ、我々としては仮に2校が統廃合されればランニングコストとして約1億円程度の運営経費は浮くだろうというとはありますが、これの担保と言われましても、現時点で市長部局の財政課の確約をもらっているとか、そういう問題ではありません。そういうようなことになるということ判断しているだけのことでございます。

それと、次に、せつつ・みやけ幼稚園の検証の問題でございますが、これについては幼稚園の統廃合のときに、いろいろ意見がありまして、要は2園にして、いろんな問題を解決するというのと、それと4園のまま解決するというのと、それと4園のままでも正職やなしに、臨職や園長等をなくして、思い切りコストを下げてやるという方法。4園そのまま残して、この配置の学級人員を変えたり、あるいは待機の解消に向けて取り組みをすると約5,000万円の経費増は要ると、それじゃなしに臨職でいけば700万円、800万円で済むじゃないかと、そういう議論がありました。

しかし、答申として統廃合に基づいて、今、幼稚園の抱えている課題、当然、待

機者の問題等のことについてでございますが、そういうことについては解消の方向に向かっていると。

それと1点、とりかいと、べふの方、臨職がおられるのは驚いたというようなご質問でございますが、我々は統廃合後の幼稚園に対して、そういう臨職担任じゃなしに配置すると。ですから、せつつ幼稚園は統合しましたから、そこについては臨職の担任はおられません。ただ、べふと、とりかいについては、しばらくの間、このままで統廃合を実施しないということでございますので、当然、今までどおりの臨職の配置はさせていただいております。

それとせつつ、みやけの検証の件でございますが、これにつきましては運営コストとして15年度は正職1人やめておられまして、その分については、この統合を見越して補充はしておりません。それと、16年度についても1人やめられましたので、2名の少なくとも正職の人件費は運営コストとしては削減されているということでもあります。

それ以外の物件費等につきましては、統合によりまして、いろんなせつつ幼稚園に施設改修等も行ないましたから、これこそ物件費は決算が出ないといふ具体的な数字というものは出ないといふことは、そういう意味であります。

それと、せつつ・みやけ幼稚園の統合後の今の現状でございますが、我々いろいろと統合後に聞いておりますのは、1つは、やはり人数が増えたことによりまして、2階の遊戯室でいろんな発表会をすると、非常に大勢の人数で、なかなか保護者の皆さん方が子どもの演技等が見られないというようなことがございまして、我々としても、せつつ幼稚園の方に一部二部の二部制にしてはどうかとか、

あるいは小学校の体育館を借りて、やったらどうかとか、いろんなアドバイスをしてるんですが、やはり現場の教師のいろんなご意見もありますので、余り教育委員会がこうしろといふことは言えませんので、やはりそれぞれの幼稚園の中で検討していただきたい。

それともう1点、せつつ・みやけの統合で問題になっておりますのは、バスの問題ではないかというふうに思っております。みやけ幼稚園の方々は、今までみやけ幼稚園でバスの通園をされてた距離が約700メートルでした。せつつ幼稚園では、すべて徒歩でございます。せつつ幼稚園の一番遠いところで、約1キロメートルぐらいあると思ひまして、我々としては統合のときに、みやけ幼稚園の方が統合して、せつつ幼稚園に行かれるときには1キロメートル範囲を越える方々についてはバスに乗っていただきますが、それ以下の方については徒歩で通園をしていただきたいと、せつつと合わせようということでお話をさせていただいたんですが、現にみやけ幼稚園へ通っているときには700メートルでバスが出ていたという事実があり、統合してもその条件だけは守ってほしいということがありましたので、最後の我々の判断として700メートルの範囲の方について幼稚園バスを出させていただきました。

ただ、せつつの方々にすれば、なぜみやけだけバスで、我々はバスに乗れないのかという問題があるんですが、これは統合問題ではなしに、摂津市の全体の幼稚園バスで送迎する距離というものを改めて考えなければ、統合とは別の話として、これはとりかいてもそうでしょうし、べふもそうでしょうし、やはりそれはそういうことで考えていかなければならないと。統合とは別の問題ということ考

えていきたいというふうに、せつつ幼稚園の保護者の方々に話したこともあります。

具体的にいろんな施設で、せつつ幼稚園はその後いろいろと要望されていることについては、総務課の方から答弁をさせていただきます。

7番目の安全対策で、大阪府の警備員云々という話があるんですが、どうも警備員となれば、いろんなイメージがあると思うんですが、大阪府の説明でいきますと、年間160万円の半分の80万円を補助すると、それが限度だと。この年間、警備員1人160万円の経費というのは、どこをモデルにしているかと言いますと、豊中市をモデルにしているわけです。豊中市の警備員というのは、言うたら何ですが不審者に対して立ち向かうほどのレベルの警備員ではございません。大阪府も我々に対する説明として、その警備員の業務を校門の開閉、来校者のチェック、不審者があれば警察へ通報していただきたい、これがその警備員の業務です。

この業務内容であれば、うちの受付員がやる業務内容と全く一緒であります。ですから、我々は我々の受付員も、この補助、80万円を限度とする補助をいただきたいと大阪府に言ってるわけでありまして。ですから、この警備員というのは、なるほど警備会社から派遣されますが、不審者に立ち向かって撃退するとか、そういうレベルの警備員ではないという大阪府の説明であります。

それともう1点、就学援助の問題で1.3倍の考え方ということでございますが、もちろん就学援助の基準というのは、国の基準がございまして、この国の基準を1とすれば、本市の場合は、その1.3倍の基準ということで、緩やかな基準になっております。それが、やはり就学

援助の比率を高めているということになるかと思えます。

こういう社会情勢ですから、そういうことで増えていることも確かなんですが、今現在のところでは、この1.3倍で17年度いきますが、今後この1.3倍が果たしてこの時代、この状況でいかどうかという議論は当然、市全体の中で出てくるのは、当然かというふうに思っております。

○山本善信委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 まず、減額の補正を行なっていることについて答弁申し上げますが、備品について、それならば消耗費等で流用できないか、この辺をもう少しということではございましたが、これは基本的に摂津市の財政運営上の規律としまして、備品については先ほど言いましたように、入札ないし見積もり合わせをして、余ったお金については差金で減額するというのが、これが摂津市全体の財政運営でございまして、基本的には備品を他の消耗品等では流用できないということで、私たちもそのルールに従ってやっております。

ただ、修繕の場合ですと、これはやはり臨機応変に対応しなければなりません。ですから、私ども、修繕については通年やるということで、今現在も春休みに向けて準備して、3月31日までにできる形でやる場所もございまして。

また、寝屋川市の事件がございまして、緊急に安全対策をなさいという指示がございましたので、財政課と調整して安全対策、修繕については学期を問わずやらせてもらうということで、そういった分については一定流用してやるということで今現在もやっておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それと、統廃合に絡みまして学校への

説明がどうなっているのかというご質問がございましたので、そのことについてお答えいたしますが、当然ながら学校現場におきましても、都度都度必要な情報について、私どももいろんな場面で話し合いもしております。

15年、16年にかけてまして校長会、それと各学校に出向きまして、学校での教師の説明会、組合の交渉等々で通算9回、学校に対して、延べですが、一応説明会をやっておりますので、学校へもその都度、必要な情報交換をしていると、私たちは考えております。

ただ、学校現場の先生は、やはり子どもを預かっているという形の中で、この問題にやはり余り今の段階で、先生が個々に対応されますと混乱もありますので、その辺も節度のある対応をしてくれているものと考えております。

それから、先ほど部長も申しましたが、一定数値は、見込みですが持っております。ただ、これはあくまでも16年度見込みでございますので、やはり決算が出てから明らかにするのが適当だと思っておりますので、決して何も持っていないということでなくて、当然、15年、16年について、どういった経費がどうなっているかというのは、私、事務的には持っておりますが、まだ公表する段階ではないということでご了解をお願いしたいと思います。

それから、安全対策の件で、まず幼稚園の配置の件でございますが、幼稚園につきましては、私ども、いろんな措置を講じてきております。現在、正門を閉鎖して、正門にはインターホンをつけまして、インターホンと職員で対話ができると、そういう対応にしておりますので、基本的にその対応の中でいけると考えております。

しかし、寝屋川の事件もございましたので、緊急にもう少し安全対策をとということでございますので、幼稚園は女性の職場になっておりますので、私どもやはりその部分ではいけないということで、今現在、小学校へ緊急通報できる装置を整備しようとしております。それが整備できれば、もし何かあった場合には小学校の職員室で非常用の回転灯とブザーが鳴って、該当する小学校の先生が幼稚園の方へ行ってけると、そういう対応を今やろうとしておりまして、幸い、幼稚園につきましては小学校に隣接しておりますので、その対応ではステップアップの安全対策を図りたいというように考えております。

それと、受付のマニュアルにつきましては、私どもきっちり作りまして、2月に各学校に出向きまして、説明会をした中で、そのマニュアルを今、4月からしていただきますボランティアの方全員と、それと自治会の代表の方、老人会の代表の方に、そのマニュアルをお渡しして、マニュアルを読みながらこういった対応をしてほしいということでご説明申し上げますので、一応、理解はしていただけるというように考えております。

それと、幼稚園の統合から、この間、要望についてどのように答えたのかということのご質問でございましたが、基本的に幼稚園を統廃合したときに、一定、保護者の方とも話し合いをしながら要望をお聞きする範囲でお聞きさせていただいたと。そういう中で、先ほど来申し上げておりますように、15年の4月に4つの幼稚園の保護者代表の連名で、要望をよく聞いていただきましたということで感謝の手紙をいただきました。

しかし、その後において、やはり若干の運営するに当たって、いろんな状況が

出てきたということで、15年10月15日づけで、せつつ幼稚園の保護者会の会長から教育長あてに要望書が出されました。その要望書につきましては、項目が12項目ございました。この12項目につきましては、私ども話し合いをする中で、基本的にバスをせつつ地区にも出してほしいということについては、これはちょっと別の問題だということでご回答申し上げますでしたが、残りの11項目につきましては、一応、要望をいただいた範囲で、例えば通用門を広げるとか、幼稚園の非常用滑り台を取って園庭を広くするとか、幼稚園のバスの待ち受けするところに屋根をつけてほしい等々がありましたので、できる範囲の中でやらせていただいて、要望をいただいた12項目のうち、先ほどのバスの配置のみできておりませんが、11項目については一応すべて満たさせていただいております。

また、その後におきまして今年度の12月の1日付で、やはりせつつ幼稚園の保護者会の会長から3点の項目がございました。この3点の項目のうち、1点、トイレの整備につきましては、先ほど言いました、当初からの話し合いとか、先ほどの要望書の中で一定、工夫ができるという話の中で回答を申し上げますとおり、整備まではできかねますが、幼稚園の運営の中で工夫していただけるということで、そういう要望に対する回答を出しておきました。

それと、玄関のところに雨が降った場合、水たまりができるということ。これにつきましては現場を担当が見に行きまして、排水等の措置を講ずるようにしておりますので、解消できると思います。

ただ1点、リズム室が混雑するからベランダにも人が出られるような形でやってほしいということで、これにつきまし

ては構造上、そこに多くの大人の方が乗りますと、今の構造ではちょっと不可能でございますので、それについてはできかねるという回答をお返ししておりますので、都度都度そういった形で要望に対する回答並びに、その解消策については、私どものできる範囲で努力させていただいております。

○山本善信委員長 木下課長。

○木下生涯学習課長 学童保育室の補助指導員を当初見込みに比べまして6名減になったところで、指導面での人員不足が生じてないかどうかというご質問でございますが、指導員の配置基準に基づきまして補助指導員を配置しており、適正な保育に努めているところでございます。

○山本善信委員長 大路課長。

○大路学校教育課長 まず、司書教諭の配置の状況で、司書教諭は、学校図書館法に基づきまして、学校図書館の専門的職務を担当する司書教諭を置き、教諭をもってこれに充てるということになっておりますので、基本的には、皆兼務となっております。これが12学級以上ということでございますので、市内の小学校におきましては対象校が10校でございますが、うち1校を司書教諭の免許の関係で配置できておりませんが、残り9校、配置をしております。中学校につきましては、5校中4校が対象となります。この4校につきましては、すべて司書教諭を配置しておるところでございます。

2点目に緊急の危機管理マニュアルにつきましては、学校教育課の所管でもございますのでお答えさせていただきますが、危機管理マニュアルにつきましては、寝屋川市立の小学校の殺傷事件以降につきまして緊急指示ということで、当日、2月14日に事件の概要と危機管理マニュアルの再点検の指示と、各学校での対応

を文書で送付させていただいたところ  
でございます。

そうして、翌日に緊急の幼稚園、小・  
中学校の校・園長会を開催いたしまして、  
子どもの安全確保と学校への安全管理に  
ついての指示を行ないました。その中で  
も1点目として、各学校への危機管理マ  
ニュアルの点検と教職員の周知徹底。2  
点目に、小学校においては受付室と職員  
室との連携の早急な再確認。3点目に不  
審者を想定した幼稚園、小・中学校教職  
員の訓練を2月中に実施するということ。  
4点目に児童・生徒に貸与している防犯  
ブザーの携帯と使用方法についての再度  
の指導をお願いしたいということ。5点  
目に、各教室にある防犯ブザーの点検を  
実施すること。最後に、平成17年度4  
月以降、危機管理マニュアルの見直しの  
点検を行なうことと、それから関係機関  
の協力を得て、児童・生徒を含めた学校  
全体での防犯訓練、実施訓練を全幼稚園、  
小・中学校で統一した日で実施をする  
というこの通知をしておるところござ  
います。

3点目に、学校協議会の件ございま  
す。学校協議会については、私の説明が  
不十分で申しわけございませんが、学校  
運営協議会という平成16年度9月に地  
方教育行政法の法律の一部改正でされま  
した通常コミュニティスクールと言っ  
ておるんですが、こちらの組織は例えば  
委員は教育委員会が任命するとか、学  
校運営に関しては運営協議会の承認を  
得なければならない等、極めて権限の  
強い組織でございます。しかし、これ  
は先ほども申しましたように、まだ私  
どもの市の方としては、このコミュニ  
ティスクールの運用については、時期  
はまだ早いということで、現在、学  
校協議会ということの設置を求めて  
おりますのは、こちらの方

は平成12年4月1日に学校教育法施行  
規則の一部を改正する省令というところ  
で、学校評議員の設置ということが規則  
23条の3で定められておることに基  
づきまして、摂津市の場合は、学校評  
議員の規則に基づきます学校協議会と、  
ちょっとややこしいんですけども、学  
校協議会ということで評議員制度です  
かと、一同に集まる必要がないんです  
けれども、協議会という名称になりま  
したので、集まっていた方に通例年2  
回は会として招集をいただいて、これ  
は校長以外の方に会長ということを選  
任させていただいて、学校協議会を設  
置するというところでございます。

こちらの委員なんですけれども、私  
が学校の方にお示ししております設置  
要綱、基本的な考え方の中では、この  
委員は校長が討議を求める協議内容に  
ついて関心や専門的知識を持つ保護者  
や地域住民、有識者のうちから校長  
が選定し、委嘱するというふうに、  
その委員の性格をつけております。

その折に当該の教職員、また摂津市  
立の学校の教職員は除くということ。  
また、児童・生徒についても、この協  
議会の委員には適切でないというよう  
なことについて、ちょっと書かせてい  
ただいておりますが、一方でこの基本  
的な考え方の中で、委員ご指摘の子  
どもの意見、児童・生徒の意見につ  
きましては、その委員の中でこうい  
うふうに述べさせていただいてませ  
んが、学校協議会は、学校の外部か  
ら学校運営に関する意見、提言を求  
めるものであるため、教職員が委員  
の意見を直接聞く機会を設けること  
も必要であると。また、児童・生徒  
は委員としないが、児童・生徒が学  
校協議会に対し、直接意見等を表明  
する場と機会を設ける必要もある  
という表現で、今後の運営の中で、

学校協議会の中で配慮を求めるという形になっております。

○山本善信委員長 西村室長。

○西村人権同和教育室長 人権教育における同和教育の位置づけということにかかわって、平成16年度の摂津市の教育方針の中で、人権尊重の教育という項目がございます。その中の前文というんですか、このような表現させていただきました。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等の関係法令を踏まえ、府人権教育基本方針、人権教育推進プラン、市人権教育基本方針に基づき人権教育を計画的、総合的に推進する。その際には、さまざまな人権の問題の解決に向け、同和問題、男女平等、障害者、在日外国人等の担当者の明確化を図るなど、校内推進体制を確立するとともに、生徒指導等において支援を要する幼児・児童・生徒に対して、人権尊重の視点に立った組織的な指導に努める。

また、関係研究組織との連携を図るというふうなことに基づいて、それぞれ何点か重点項目を述べさせていただいております。

その中で最初に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律をトップに持ってきましたのは、今の中で平成12年度に制定されました、この法律に基づいてさまざまな施策が進められているということで、その基本計画の中で認識として、人権教育の課題ということで女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等をめぐるさまざまな人権問題。

また、犯罪被害者及びその家族の人権に対する社会的な関心、あるいは報道によるプライバシー侵害、その他新たにインターネット上の電子掲示板やホームページ

の差別事象云々というふうな表現がございます。

ですから、それぞれ今日の人権課題は多岐にわたっておりまして、1つ1つがこれが重要で、これが重要でないというふうな上下というんですか、軽重というんですか、それはできないものだというふうに思っております。

ただ、先ほど平成16年の摂津市の人権行政推進計画を私の方が紹介させていただきましたのは、そこで読み上げました同和問題が、ほかの人権問題とも深く関連する視点を重視しながら施策を推進するというふうな表現にありますように、さまざまな人権問題というのは、個別の経過と課題がございますけど、非常に関連性もあるということで、先日の本会議で助役がハンセン病患者のことに触れられたのも、私はそういう意味でおっしゃったのであるというふうに理解をしております。

また、今後のことも含めて、そのあたりの課題というのは、市長部局と十分に協議をしてみたいというふうに思っております。

○山本善信委員長 和島教育長。

○和島教育長 それでは、私の方から卒業式、入学式における国旗掲揚と国歌斉唱につきまして、答弁申し上げたいと思います。

この問題につきましては、先ほどから担当課長も答弁申し上げておりますように、学習指導要領に基づいて行なっているものでございまして、子どもたちに対して定められた内容を指導するという公教育の場における教育活動でございます。したがって、校長が学習指導要領に基づいて法令に定めるところに従って所属教職員に対して、本来行なうべき職務を命ずるということは教職員の内心の自由を

侵すことにはならないと考えております。校長が学習指導要領に基づいて編成した教育課程に沿って学習指導をしていく、このことは校長の職務上の責務であります。

この観点に立って、教育委員会といたしましても卒業式、入学式の場合においても、学習指導要領に基づいて実施するよう指導いたしているところでございます。

○山本善信委員長 時間の関係もありますので、簡潔にお願いいたします。安藤委員。

○安藤委員 議論すべきところで、また議論することと、予算の問題とありますから、日の丸・君が代の問題については、日の丸がいい悪いということじゃないです。いろんな考えを持っている人がいますよ、そういう人たちの気持ちをよく理解する、そういう思いやりの心を持ってほしいなど、これは要望しておきます。

安全問題については、要望しておきたいと思うんですけど、大阪府が置く警備についても今ご説明いただくと、現在のボランティアの受付員の方と、ほとんど変わらないような状況ですと。だから、それはあんまり当てにすると二重投資になるかもしれないというようなことかなというように思うわけですが、そういったものも含めて警備のこと、先ほどおっしゃいました校務員の方が時間を見て回ってもらうとかいうことについて、それから安全のマニュアルについて先生たちの中で周知徹底してもらうことも含めて、保護者の方々にも安心してもらえるような学校からの情報発信、こんな避難訓練をしましたよとかいうようなことも含めて、ぜひ宣伝も強めていただきたいと思います。そうすることが地域の人たちも、また注意しなきゃなというような思

いにもつながるのかなと思いますので、要望したいと思います。

教育委員会の進め方、情報公開についてですけども、これはぜひ、議事録のない場所でやらずに、教育委員会で公開される、何もやましいことのない会議なんですから、堂々と議論を展開していただいているところを見せてほしいと思うんですよ。

幼稚園の問題、いろいろ保護者の方からも要望が出ていて、それにできるだけ答えるようにされているということはわかります。バスの問題でも、そういういろいろ統合によってできた問題というのは、統廃合がなければ起きなかった問題であって、統廃合によって起きた問題を解決することなしに、それを抜きに次のステップに行くというのは、これはあまりにも乱暴な話ではないかと。バスの問題にしても700メートルの範囲内で、みやげの子どもたちはバスに乗ったのが、せつつの方はもともと一番遠い人は1、200メートルぐらいですか、そういう人はもともと歩いてきたんだから、いいじゃないかと言われますけれども、同じ幼稚園になって、同じ保育を求める親からしてもたら、統合によって同じ園に通ってる子どもたちが、こういう違いが出てくるといのは疑問に思うのは当然のことじゃないですか。

統合によって、それは持ち込まれたものじゃないですか。そう思いますが、そういう問題の解決。

それから、バスの問題なんかで言えば、違う幼稚園に1つのバスを共用してますよね、べふ幼稚園と、せつつ幼稚園とで共用してます。それぞれ違う幼稚園によって同じバスを使っていることによって、保育の内容が大きく変わってくる。統廃合によって、時間の問題ですよ。今まで

徒歩通園だけの幼稚園が、保育の時間が通園バスが来るのを待つことによって保育内容が変わってくる。

せつ幼稚園にいた方々にしてみれば、統廃合によって新たに生じた、自分たちによって生まれた原因ではない。自分たちのわがままによってつくられた問題ではない。だけど、それについては解決していこうと、いろいろと園の中では議論されているというのが現実だと思うんですよ。そういう人たちの善意に応じていくというのであれば、そういうところに、しっかり目を向けていく、経費的なことも決算が下りてからとおっしゃいますけども、それは当然1年目ですからイニシャルコストがかかるに決まっていますけども、比較しておいたのはランニングコストがどれだけ削減されるかという問題だったと思いますから、そういうところでしっかり検証する。それをなしに、いきなり値上げをする。何や、あの担保はなかったやないかと。充実しなかったやないかと、そういうことになってしまうと思うんです。

設備の面は、一時的な経費として、いろいろな対応はできますけども、保育内容に対してのいろいろな問題についての解決に保護者の方々と一緒になって教育委員会も引き続き、汗を流していかなければ、この統廃合問題、最後まで解決できたとは言えないというふうに思います。その点、申し上げておきたいと思います。

就学援助の問題、学校の図書館の問題。今、司書の配置の基準、教諭をもってというのでありますから、先生が司書として兼務されているというようにお話がありました。12学級以下の学校は置く義務は法律上はないけども、そこに通っている子どもたちが図書に親しめるよう

な工夫というの、やっぱり放置されているというふうには言いません。いろいろ工夫されていると思いますけども、そういったこと、もう一度念を押しておきたいと。努力や工夫もしていただきたいと、要望しておきます。

就学援助については、1.3という基準が他市と比べると高いと。だから、認定率も高いんだというようなお話でありました。実際ほかの市の基準は一体どうなっているのかといったところをまた1回、教えていただけたらなと思います。

同時に、現段階で摂津の保護者の方々、子どもたちの置かれている状況のもとで、摂津市がこれまで生保基準の1.3倍、これが妥当だということでこういった施策を行ってきたわけ。そうした施策が生保基準の引き下げによって認定基準の1.3を触らなくても下がってしまっているというのが実態なわけですよ。そういうことによって、影響を受ける保護者の方々がたくさんいらっしゃるということをよく理解していただきたいですし、そういった検証をしていただくということを要望したいと思います。

文化財の保護について、耐震補強の問題についても、2次診断の後の計画、今持っている計画では、いつになったら全部終わるのかということも明確にしていくのと同時に、診断したときに危険なものから順番にやっていくと。しかし、それでもなおかつ大変危険なものであれば、市民の皆さんにお知らせをしていくということも必要になってくる、そういう判断も必要になってくるというふうにも思うわけ。子どもたちが毎日学んでいる施設であるわけですから、そういったことについても危険なもので、診断によって出たものについては、きちんと明らかにしていく、公表していくと、その対応

も勇気を持って提言や投げかけをしていくということをぜひ要望しておきたいというふうに思います。

学童についても先ほども申し上げましたように40人以上の学童ホームがあるわけです。いろんな要望が出ていると思います。夏休みのときの給食の問題であるとかも出ていると思います。

それから、12月議会には、学童の保育料の値上げが提案されるというようなことも発表されていますが、そういった二重三重、これ雪だるま式に負担が増えていくということをぜひご認識をいただきたいということを申し上げます。

○山本善信委員長 今、いろいろ時間の関係でかなりはしょったような質疑になっていますけれども、委員の指摘等につきましては、よく、真摯に受けとめて、この17年度予算の対応をしていただきたいというふうに思います。

まだ、あと質疑のある方も残っておりますが、本日の委員会はこの程度にとどめまして散会します。

(午後 5時53分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教常任委員長 山本善信

文教常任委員 安藤 薫